

令和2年第1回定例会

当別町議会会議録

令和2年3月3日 開会

令和2年3月17日 閉会

当別町議会

令和2年第1回当別町議会定例会 第1日

令和2年3月3日（火曜日） 午後 1時00分開会

議事日程（第1号）

開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告 当別町における新型コロナウイルスへの対応状況等について
当別町第6次総合計画の策定について
 - 第 5 請願・陳情審査付託の件
 - 第 6 町長、教育長の令和2年度町政及び教育行政執行方針
- 散 会

午後 1時00分開議

出席議員（15名）

1番	櫻井紀栄君	2番	佐々木常子君
3番	西村良伸君	4番	五十嵐信子君
5番	鈴木岩夫君	6番	山崎公司君
7番	秋場信一君	8番	渋谷俊和君
9番	山田明君	10番	古谷陽一君
11番	稲村勝俊君	12番	高谷茂君
13番	島田裕司君	14番	岡野喜代治君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	宮 司 正 毅 君
副 町 長	増 輪 肇 君
総 務 部 長	一 宮 直 人 君
総 務 課 長	長谷川 明 君
企 画 部 長	江 口 昇 君
企 画 課 長	長谷川 道 廣 君
住 民 環 境 部 長	大 畑 裕 貴 君
福 祉 部 長	中 出 徳 昭 君
経 済 部 長	高 松 悟 志 君
建 設 水 道 部 長	吉 尾 雅 昭 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君
教 育 部 長	山 崎 一 君
代 表 監 査 委 員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	野 村 雅 史 君
次 長	岸 本 昌 博 君
係 長	浦 島 卓 君
主 査	瀬 戸 貴 裕 君

◎開会・開議の宣告

(午後 1時00分)

○議長（後藤正洋君） ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、令和2年第1回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、今定例会におきましては新型コロナウイルス感染防止の対策上、行政報告、令和2年度町政及び教育行政執行方針、代表質問、議案の提案説明については紙媒体による対応とし、常任委員会、予算審査特別委員会の運営などにおいては感染防止を優先した対応など、議会運営委員会並びに議員協議会の決定に基づく所要な取扱いにより行うことといたしました。

なお、傍聴者につきましては自身の感染防止のため受け付けないことといたしました。よろしくご承知おきくださいますようお願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

11番 稲村 勝俊 君

12番 高谷 茂 君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（後藤正洋君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、不測の事態に備え、令和2年3月3日から3月30日までの28日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、3月3日から3月30日までの28日間とすることに決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○議長（後藤正洋君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査及び定期監査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。

以上、報告を終わります。

◇

◎行政報告

○議長（後藤正洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（宮司正毅君） 行政報告を行います。

先ほど議長からしゃべる時間はできるだけ短くというご指示というふうを受け止め、今日は今皆様のお手元にお届けしています行政報告をご高覧いただくということで皆様にご理解をいただきたいと思ひます。

最初の新型コロナウイルスへの対応ですけれども、非常に情報がなかなかつかめな中、政府も道も我々も対応に苦慮していますが、何とかこの町に感染者を出さないということを念頭に置いて日々対応しております。今後ともホームページを通じて毎日のように対応を打ってまいりますので、どうか皆様方もご協力お願いしたいと思ひます。

ちょっと面白い記事がありました。あまりしゃべるなど言われているのですけれども、明治12年にコレラがこの地域はやったのだそうです。それで、その2年前に関東で起こって、それから2年後に北海道に来たようですけれども、当時石狩管内で101名もコレラ患者が出た。そのうち51名が死亡するという大変怖い病気でありました。これ読みますと、明治12年、コレラ病流行し本道西海岸を覆い、石狩町において101名の患者を出し、うち51名死亡したるも本村は、当別村です、極力予防消毒に努め、かつ石狩道路の入り口に3名当りの張り番を置き通行人を誰何し、論説を加え、交通の処断に努めたるをもつてついに伝染を見るに至らずして終息したりとあります。見事にしっかり管理をして消毒もし、対応を整えて当別には一人も起こらなかったという、これは事実のようでございしますので、何とか我々もこれをフォローしていきたいなというふうに思っています。

もう一つの行政報告は、総合計画でございしますが、当別町の6次総合計画の策定、これは総合計画審議会を設置して皆さんに審議をいただき、パブリックコメントも実施し、またここにおられる町議会議員の皆様の貴重な意見をしっかり反映した上で第6次総合計画を基本構想編と総合戦略編の2本立てで構成いたしました。心は人口減少に歯止めをかけ、

定住人口をいかに増やすか、そして交流人口もさらに増やしていく、これが最大の目標になっております。中身につきましては書類をご高覧いただければと思います。

《別紙 行政報告「当別町における新型コロナウイルスへの対応状況について」》

《別紙 行政報告「当別町第6次総合計画の策定について」》

○議長（後藤正洋君） ただいま町長より提出されました行政報告につきましては、写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。



◎請願・陳情審査付託の件

○議長（後藤正洋君） 次に、日程第5、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表が配付されております。

文書番号、請願1番、消費税率5%への引き下げを求める意見書の採択を求める請願書について、紹介議員の説明を求めます。

鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 消費税率5%への引き下げを求める意見書の採択を求める請願書。

請願団体名は、新日本婦人の会当別支部支部長、佐藤美智子、以下4団体であります。

紹介議員は、渋谷俊和議員、私、鈴木岩夫でございます。

請願趣旨は文書にありますので、読んでいただきたいなと思います。よろしく願います。

請願事項は、1、消費税率を5%へ引き下げること。

以上であります。よろしく願います。

○議長（後藤正洋君） ただいまの請願・陳情文書表、請願1番については、会議規則第92条第1項の規定により総務文教常任委員会に審査終了まで付託いたします。

次に、文書番号、請願2番、「桜を見る会」問題を徹底した国会審議で疑惑解明を求める意見書の採択を求める請願書について、紹介議員の説明を求めます。

鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 「桜を見る会」問題を徹底した国会審議で疑惑解明を求める意見書の採択を求める請願書。

請願団体名は、当別町農民同盟委員長、堀梅治、以下4団体です。

紹介議員は、渋谷俊和議員、私、鈴木岩夫でございます。

請願趣旨については、文書をお読みいただきたいと思います。

請願事項、1、「桜を見る会」問題を徹底した国会審議で疑惑解明を求める意見書の採択。

よろしく願います。

○議長（後藤正洋君） ただいまの請願・陳情文書表、請願2番については、会議規則第

92条第1項の規定により総務文教常任委員会に審査終了まで付託いたします。

次に、文書番号、陳情1番、当別町役場庁舎等に事務局を置く任意団体事務の見直しに関する陳情書については、会議規則第95条の規定により総務文教常任委員会に審査終了まで付託いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時13分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



◎町長、教育長の令和2年度町政及び教育行政執行方針

○議長（後藤正洋君） 次に、日程第6、町長、教育長の令和2年度町政及び教育行政執行方針を行います。

最初に、町長。

○町長（宮司正毅君） 私が2期目の町長に就任しましてから3年目、令和という新時代を迎えて初の執行方針となります。今年は、仙台藩岩出山領主、伊達邦直公が開拓をしてから150年という節目の年であります。と同時に第6次総合計画、そして第2期の当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略のスタートの年となりました。この5年間、第1期のときに道の駅効果とかふるさと納税、こういった効果が出てきて、交流人口、関係人口、あるいは町内消費が着実に増えてはきております。したがって、町内経済の活性化が進んできているのかなというふうに感じております。もちろんこれはひとえに町内企業、農業者、商業者、関連団体の日々のご努力のたまもので、今まで進めてきましたオール当別での施策展開が実を結んできているのかなと思います。ただ、定住人口に関しましては依然として人口減少と少子化に歯止めがかかっておらず、将来それを増加に転じさせることが本町の最大の今課題でありまして、新年度はそのための施策を強力に推進していく年となります。その施策の中に幾つか子育て支援の拡充だとか、企業誘致だとか、当別農業10年ビジョンとか、公民連携による新しい町の顔となる新駅の、あるいは情報社会化に適応した地域をつくっていくとか、再生可能エネルギーの推進、あるいは災害に強いまちづくりという意味での役場庁舎の建設、あるいはコミュニティバスという公共交通の利便性、言うなればMa a Sといったものの導入、教育では一体型義務教育の学校の建設、こういったことを今申し上げた人口増のためにこれからこの1年間実施をしていきたいというふうに思っております。あと、その中身につきましては皆様方にお配りした中身を後ほ

どご高覧いただきまして、皆様方のまた代表質問等をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

《別紙 令和2年度町政執行方針》

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 令和2年度教育行政執行方針につきまして、概要について申し上げます。

子どもたちは、これから長い人生を歩むことになります。その基礎をしっかりとつくるのが私たちの仕事と捉えております。そのための施策をこの執行方針の中で述べさせていただきました。特に、これからの社会は先端的な技術がこれまで以上に急激に進歩して社会構造が大きく変わる、そのような社会になっていくものと思います。どんな変化にも対応できる、あるいは変化させる側の人をつくるために基礎づくりしっかりと行っていきたいというふうに考えております。学校教育、子ども未来、社会教育それぞれの立場でそのための策をこの方針を基に展開していくということでございます。

また、高齢化社会、長寿社会と言われますが、その中における生涯学習も学校教育と並行して取り組んでいくということも当然のことであるかなと考えております。学校教育、生涯学習、我々の両輪としてしっかりと取り組んでまいりたいと。その思いをこの執行方針の中で述べさせていただきました。詳細につきましては、ご高覧いただければというふうに思います。議員の皆様、あるいは町民の皆様、ご理解とご協力をお願いいたしまして執行方針とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

《別紙 令和2年度教育行政執行方針》

○議長（後藤正洋君） ただいま町長、教育長より提出されました令和2年度町政及び教育行政執行方針に対する各会派による代表質問を3月6日に行いますので、質問予定者は本日本会議終了後、午後5時までに議長に通告願ひます。



◎休会の議決

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、議案審査のため、明日から3月5日までの2日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 本日はこれにて散会いたします。

3月6日は午前10時から会議を開きます。

本日はご苦労さまでございました。

（午後 1時19分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和2年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

【別紙】

- ・ 行政報告「当別町における新型コロナウイルスへの対応状況について」
- ・ 行政報告「当別町第6次総合計画の策定について」
- ・ 令和2年度町政執行方針
- ・ 令和2年度教育行政執行方針

令和2年第1回当別町議会定例会 行政報告

「当別町における新型コロナウイルスへの対応状況について」

行政報告を申し上げます。

皆様もご高承のとおり、「新型コロナウイルス感染症」の蔓延が、国内、特に北海道内において、日いちにちと深刻化しております。

3月2日現在、全国での感染者数は268名、北海道内では77名、このうち札幌市及び石狩振興局管内では23名が確認されています。

町としては、2月22日に町民への感染を防止するため、注意喚起のチラシを全戸配布しました。

2月25日には、私を本部長とする「当別町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、町が主催するイベント等を3週間程度、中止または延期することとし、町内各団体等にもイベントの自粛をお願いいたしました。その結果、中止・延期したイベント等は、これまでのところ、当別町が主催するもの21件、その他が主催するもの22件の合計43件となっています。

また、2月26日には、行政推進員に対し、対策本部設置をお知らせするとともに、ホームページに載せている正確な情報に基づいて行動するよう要請をしたところです。

さらには、北海道知事からの要請に先んじて2月27日から町内の幼稚園、小中学校を臨時休校としたほか、総合体育館など一部の公共施設を臨時休館とするなど、感染症の拡大を未然に防止するあらゆる対策を講じてまいりました。

本日現在、幸いにも当別町民の感染者は確認されておりませんが、道内各所で発生状況を見れば、もはや対岸の火事とはいえませんので、今後1～2週間程度は警戒態勢に万全を取る必要があるものと判断しております。

以上、当別町における新型コロナウイルスへの対応状況についての行政報告とさせていただきます。

令和2年第1回当別町議会定例会 行政報告

「当別町第6次総合計画の策定について」

行政報告を申し上げます。

「当別町第6次総合計画の策定について」であります。今年度、1年間かけて、令和2年度よりスタートする、町の新しい総合計画の策定作業を進めてまいりました。

この間、総合計画審議会を設置し、委員の皆様のご審議をいただきました。パブリックコメントも実施し、町民のご意見をいただき、先般、そういった意見も反映させた計画最終案を審議会より答申いただき、その結果、当別町第6次総合計画として策定することができました。

また、策定作業と並行し、町議会議員の皆様からも貴重なご意見をいただきました。議員の皆様からの意見には、今後の計画の推進にあたってのご意見もいただきましたので、これからの各施策の推進に役立ててまいりたいと考えております。

策定いたしました第6次総合計画についてですが、大きく「基本構想編」と「総合戦略編」の2本立てで構成しております。

「基本構想編」では、各分野における施策の方向性を示しており、今後10年を見据え、取り組んでいくべき事項をしっかりと盛り込ませていただきました。

また、「総合戦略編」は、これまで推進してきました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の第2期の戦略にあたるものとして策定しており、人口減少に歯止めをかけるために重点的に推進する施策を示しております。

総合計画の策定はゴールではなく、まさにスタートの時となります。人口減少の歯止めをかけ、将来に向けて少しでも増加させていくこと、特に子育て世代を呼び込み、子どもの人数を増やしていくこと、加えて、町に一人でも多く

の人を呼び込み、交流人口を増やしていくこと、こういったことが最大の目標であり、その達成に向けて、町民の皆様とともに計画の実現に向けて邁進してまいります。

以上、当別町第6次総合計画の策定についての行政報告とさせていただきます。

令和2年度

町政執行方針

令和2年3月

当別町

1 はじめに

令和2年第1回当別町議会定例会開会にあたり、新年度の町政執行方針を申し上げます。

私が2期目の町長に就任してから3年目、令和という新時代を迎えて初の執行方針となります。

令和元年度が最終年となった、第1期の「当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」期間中、「北欧の風 道の駅とうべつ」の開業や「いちご観光農園」をはじめとした企業誘致、公共施設への再生可能エネルギーの導入、「当別町農業総合支援センター」の設立、コミュニティ・スクールの設置と小中一貫教育の開始などの重点施策を展開してきた結果、総合戦略における数値目標・KPIのほとんどの項目で、指標達成もしくは未達ながらも目標に近い値まで到達することができました。

今年のふるさと納税も、一つの目標額でありました10億円を超え、去年は13億円ものご寄附を頂けることとなり、日本全国での「当別町」の知名度をわずかでも上げることができたと思います。

加えて、道の駅の来客数・売り上げも好調で、その「道の駅効果」と「ふるさと納税効果」等で、交流人口、関係人口、町内消費が着実に増えてきており、町内経済の活性化が進んでいると感じています。

これらはひとえに町内企業・農業者・商業者・関連団体の日々のご努力の賜で、今まで進めてきました「オールとうべつ」での施策展開が実を結んできているものと思われます。

しかしながら、定住人口に関しては、依然として人口減少と少子化に歯止めがかからず、将来、それを増加に転じさせることが本町の最大の課題であり、新年度は、そのための施策を強力に推進していく年となります。

その施策をいくつか申し上げますと、子育て支援事業の拡充、さらなる企業誘致の促進、農業総合支援センターと連携した「当別町農業10年ビジョン」の強力な推進、公民連携による新駅と情報化社会に適応した「新しいまちの顔」となる地域の検討、林業振興と再生可能エネルギーの活用等を積極的に推進してまいります。

更に、災害に強いまちづくりとして、役場庁舎の建設に向けた取り組みや除排雪対策の強化、また、公共交通においては、コミュニティバスを中心とする公共交通の利便性を向上させるMaaSの導入や、JR札沼線の一部廃止に伴う代替バスの運行にも取り組んでまいります。

教育の分野では、令和4年度に開校する一体型義務教育学校の建設を進め、教育水準、特に学力と体力の向上につながるよう、小中一貫教育の取り組みを着実に実行してまいります。

今年は、仙台藩岩出山領主、伊達邦直公が明治4年（1871年）に当別の地に入植してから150年という節目の年であります。

この節目の年に、改めて先人の偉業やこれまで積み重ねてきた歴史を町民を挙げて認識し、この先50年、100年と続く当別町の明るい未来へと繋げる礎としたいと考えております。

この150年という節目と同じくしてスタートする新しい総合戦略の各戦略プランに沿って、これより、具体的にご説明いたします。

2 施策の展開

戦略プランⅠ 「産業力の強化～しごとの創生～」に係る施策の展開

初めに「産業力の強化～しごとの創生～」に係る施策の展開についてです。

まず「企業誘致推進プロジェクト」ですが、

近年、道内外からの企業誘致に注力してまいりましたが、昨年度外からの企業誘致が一つ実を結びました。

これは、道外企業が新たにアグリビジネスにチャレンジしてくれたもので、道の駅隣接地に開設された「いちご観光農園」です。

このプロジェクトは、集客の面において道の駅との相乗効果により、交流人口の更なる増加と経済効果に大きく寄与してくれるものと期待しております。

このプロジェクトでは、本町の企業立地促進条例に基づく優遇制度が活用されましたが、ほかにも町内既存企業が当該制度を活用しての工場や設備の増設の話がでてきており、事業投資の動きが活発化してきております。

また、木質バイオマスによる発電事業や農業の複数戸による法人化のプロジェクトに道内外の大手企業の参画の話も進んでおり、町内での事業化誘致に向けて、鋭意取り組みを進めてまいります。

次に「農業10年ビジョン推進プロジェクト」です。

本ビジョンについては折り返し地点を過ぎたところですが、目標としている「農業産出額100億円」達成のため、町内の農業関係団体で組織する「当別町農業総合支援センター」が、昨年11月に設立されました。

これは、現在、当別農業界が抱えている課題克服のための推進母体となる組織で、「農協」・「改良区」・「農業委員会」・「農業改良普及センター」と共に取り組みを進めてまいります。

新年度は、この支援センターを核として「担い手不足の解消」、「スマート農業の加速化」、「ほ場の大区画化や農地の集積・集約」、「2次・6次産業化」などに対して、町としても主体的に関わりながら、「当別町農業10年ビジョン」を強力に進めてまいります。

先程も触れましたが、昨年、道外の手民間企業が農業複数戸法人の設立に加わってもらい、スマート農業を含む近代農業のモデル事業につなげていく試みも始まっています。

次に「林業振興によるエネルギーの地域循環プロジェクト」及び「再生可能エネルギー利用プロジェクト」ですが、

昨年、町内事業者と町との連携により「当別町木質バイオマス地域アライアンス」という共同事業体を組成し、木質チップの製造と販売をする組織をスタートさせました。

新年度は、西当別小・中学校に木質チップボイラを導入し、町内での一定の使用量を確保しつつ、地域内における製造から販売・使用までの一貫した地域循環を加速させてまいります。

加えて、持続可能な森林運営につきましても、間伐や林道などの森林整備を数年前から進めておりますが、新年度は、ドローンを活用したスマート林業の仕組みづくりにも着手し、林業振興によるエネルギーの地域循環を進めてまいります。

更に、道外の大手民間企業による木質バイオマス発電事業計画の話も進んでおり、その事業の早期実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。

次に「道の駅プロジェクト」ですが、

冒頭で申しあげましたとおり、道の駅は「産業力強化」の一翼を担い、交流人口を増加させる大きなツールでもありますので、さらなる発展を追求していく必要があります。

そのためには、商品や飲食の更なる充実が必須であり、特に、町の農産物に高付加価値や加工品開発は、必要不可欠な取り組みであります。

更には、商品の数を増やし、質の向上を図ることも求められます。

町内の特産品の拡充と質の向上はもちろんですが、大崎市・宇和島市・レクサンド市・伊達市の「姉妹・兄弟都市」の特産品等、道内では手に入らない商品を店頭並べ、加えて、愛媛県より「食の大使館」に認定された事を活用し、店頭での商品並びに飲食の充実が図られるものと期待しています。

町といたしましては、これら tobe の取り組みを支援し交流人口を更に増加させると共に、町内周遊を促進し、町全体の産業発展へと繋がるよう工夫をしてまいりたいと考えます。

戦略プランⅡ 「人を呼び込むまちの再生～魅力の創生～」に係る施策の展開

次に「人を呼び込むまちの再生～魅力の創生～」に係る施策の展開についてです。

まず、「新しいまちの顔づくりプロジェクト」ですが、

人口減少の要因として、住宅・住む場所が足りないこと、加えて、他には無いような魅力あるスポットが少ないとの分析のもと、人を呼び込むための新たな取り組みとして「新しいまちの顔」を創出し、交流・定住人口増加を推進してまいります。

特に、工場の拡張と共にアミューズメント施設など町外から人を呼び込む施設を建設中の「株式会社ロイズコンフェクト」とは、町との包括連携協定に基づき、JR 札沼線の新駅の設置とその周辺のまちづくりについて、現在、JR

北海道・国土交通省・道庁等関係機関と検討会議を始めました。

その実現に向けて取り組みを進めてまいります。

次に「駅周辺再開発プロジェクト」ですが、

まちの拠点である、石狩当別駅・石狩太美駅周辺については、この3月末に策定する「当別町立地適正化計画」に基づき、都市機能を集約させるべく、商業施設等の生活サービス施設の整備や民間事業者の誘致を図り、役場庁舎など老朽化が進む公共施設の建替えに伴う集約や複合化、まちの強みである「自然環境」を活かしたゆとりある居住環境の提供に向けた取り組みを進めます。

このことは、定住人口増には必須のプロジェクトで、民間ディベロッパーとの話し合いを進めていますが、中々具体的な案件になっていないのが現実です。

これを促進する一つ的手段として、「子育て世帯向け町営住宅」の設置を検討してまいります。

次に「公共交通活性化プロジェクト」ですが、

地域の足として定着している「当別町コミュニティバス」は、年々利用者も増加し、今や年間14万人を超える方々にご利用いただいております。

近年、新たな移動の概念として話題になっている「MaaS」は、ICTを活用し「鉄道・バス・タクシーなどを統合した交通サービス」を構築することですが、その導入に向けてトヨタ・モビリティ基金の補助金を活用しながら、当別版の交通アプリを開発するなどの取り組みを進めてまいります。

その中で、バスの位置情報がスマートフォンなどでリアルタイムに分かる「バスロケーションシステム」や「JR・バスの乗換案内機能」に加えて、タクシーも含めた新サービスの実証実験など、公共交通サービスのさらなる改善に向けて進めてまいります。

また、JR札沼線の北海道医療大学駅以北が5月6日をもって廃止されることから、それに先立ち4月1日から代替交通として当別町と月形町を結ぶバスが運行されます。

運行開始後も利用者の意見を伺い、月形町や運行事業者と協議を重ねて、これまでよりも利便性が向上した公共交通を目指してまいります。

併せて、JR北海道により、石狩太美駅のバリアフリー化の整備やJR札沼線と代替バスの交通結節点となる北海道医療大学駅のバスターミナル化の整備が行われ、利用者の利便性向上に繋がっていくものと期待しております。

次に「観光資源の活用・創出プロジェクト」ですが、

道の駅の開業から3年目を迎え、本町の観光入込客数は、大きく伸びております。

新年度は、観光拠点である道の駅から町内全域への周遊観光を促進するため、町観光協会と連携し、道庁の支援を受けながら、周遊先となる観光資源の掘り起こしや、町の魅力を効果的にPRするための観光パンフレットを新たに作成し、町外へのプロモーションにつなげていくと共に、近隣自治体と連携し自転車を活用した周遊ルートやイベントの構築に向けた取り組みを進めてまいります。

また、昨年スウェーデンヒルズにおいて開催された「第2回当別スウェーデンマラソン」では、第1回目と比較し約2倍となる2,300人のランナーの参加

がありました。

このように、本マラソンは応援も含め道内外から多くの方が来町いただける、集客力のある魅力的なイベントであることから、引き続き開催支援を行ってまいります。

なお、開催時期は、オリンピック・パラリンピックが開催されることもあり、今年は、10月の開催で調整されています。

「当別町150年記念事業」としては、4月に「NHKのど自慢の公開生放送」を開催するほか、8月には「花火大会」、10月に「航空自衛隊音楽隊コンサート」、そして10月10日・11日に「記念式典」等の開催を予定しており、町外からたくさんの方々が訪れると想定できますので、この機会に当別の魅力を最大限に発信し、交流人口の拡大を図ってまいります。

ただし、4月の「NHKのど自慢の公開生放送」については、新型コロナウイルスの影響による対応となります。

また、今年は、北海道日本ハムファイターズの3選手に町の応援大使を務めていただきます。

選手のトークショーや札幌ドームでのヒーロー選手賞に町の特産品を贈呈すること、加えて応援大使記念グッズを製作するなど、150年を迎える町のPRにつながる取り組みとして進めてまいります。

戦略プランⅢ 「未来を担う子どもの育成～ひとの創生～」に係る施策の展開

次に「未来を担う子どもの育成～ひとの創生～」に係る施策の展開についてです。

まず「小中一貫教育推進プロジェクト」ですが、

平成26年度からの研究・実践を踏まえ、管内の先陣を切って平成29年度に9年間の一貫した教育課程を行う「小中一貫教育」を導入しましたが、学力向上という成果が顕著に表れてきているところです。

一方、体力面では課題があることから、日本体育大学との連携を通じて、子どもの体力向上への取り組みを進めてまいります。

加えて、令和4年の一体型義務教育学校開校へ向けた校舎の建設工事に着手し、併せて、教育課程の編成や校章・校歌・制服を決定するなど、その準備を精力的に進めてまいります。

次に「子育て世帯応援プロジェクト」ですが、

新年度は、乳幼児等医療費助成事業について、通院医療費の助成対象を現行の小学校就学前から小学校卒業までに拡大し、加えて、保育料の軽減支援策についても拡充を図ることや、保育士の確保対策など、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て環境の充実に努めます。

特に、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援を行い、子育てがしやすいよう、専門職による妊婦訪問や新生児訪問、育児相談などを今まで以上に充

実させてまいります。

また、教員の利用が著しく少なく、空き家となっていた下川町の「教職員住宅」を「子育て世帯向け町営住宅」として改修を行い、子育て世帯の移住・定住の促進を図ります。

戦略プランⅣ 「住み続けたいまちの形成～まちの創生～」に係る施策の展開

最後に「住み続けたいまちの形成～まちの創生～」に係る施策の展開についてです。

まず「災害に強いまちづくりプロジェクト」ですが、

築50年を過ぎ、老朽化が進む役場庁舎の更新については、従前より早急な建替えが必要であると申し上げてきました。

新年度は、新庁舎の建設に向けての方針(方向性)を決める年と考えています。

災害時に、町民の生命を守ることのできる災害本部・復興拠点として、また避難所としての機能を有するもので、なおかつ人が集まる交流空間の創出も視野に入れ効果的な施設を目指し、具体的な場所・建設時期を決定したいと考えています。

防災に関しましては、各主要避難所における備蓄品の増加を図ると共に、「防災マップ」の改訂にも着手します。

この新しい防災マップには、ハザードマップや避難所の見直しのほか、災害時の行動等について、災害種別ごとに、よりわかりやすく示せるよう工夫して

まいります。

除排雪サービスについては、生活道路の排雪を町が主体的に行うことで、大幅に改善されたと自負しておりますが、引き続き、除排雪全体にわたり、更なる改善に努めてまいります。

河川及び道路の改修については、「パンケチュウベシナイ川」上流の河川改修工事を実施することとしました。

また、老朽化が著しい「19線橋」についても、長寿命化修繕工事を行ってまいります。

近年の地球温暖化に対応して、災害に対する国土強靱化への国の予算も増えてきていることを捉え、「まちの強靱化」を図ることで災害の起こりにくい町づくりを目指してまいります。

次に「地域・在宅医療確保対策プロジェクト」及び「地域福祉推進プロジェクト」ですが、

喫緊の課題となっている町内の医療体制の整備については、在宅医療体制を確立するために医療・介護の連携強化が必要であります。

このため、訪問診療や看取りなどが行える機能、並びに小児科・産婦人科といった町として必要な医療施設の誘致に取り組んでまいります。

初期救急医療体制については、町内・江別市内の医療機関による休日当番医実施のほか、夜間診療においても「江別市夜間急病センター」「勤医協中央病院」による受け入れや「救急安心センターさっぽろ」による電話相談など、新

年度も引き続き、その体制を確保してまいります。

更には、誰もがいつまでも住み続けたいと思える「地域共生型のまちづくり」の実現に向け「地域包括ケアシステム」の強化を図り、北海道医療大学との連携を最大限に活かしながら、住民同士が支えあうまちの実現に努めてまいります。

そして「北海道医療大学連携プロジェクト」ですが、

これまでも「学生居住1,000人プロジェクト」を推進してきておりますが、新年度においても本町へ住民票を異動した新入学生に対する「新生活応援事業」と共に、引き続き、町内居住の向上につながる「アルバイト支援事業」を強化して実施してまいります。

また、学生の居住場所がここ数年増加してきていますが、まだまだ十分ではありませんので、アパート建設の誘致に引き続き取り組んでまいります。

加えて、「第8期高齢者保健福祉・介護保険事業計画」及び「障がい福祉基本計画」が令和3年度からスタートすることから、その計画策定にあたり、北海道医療大学と連携した取り組みを進めてまいります。

3 おわりに

以上、新年度に取り組む施策の概要について、申し述べました。

改めてとなりますが、新年度は、新しい総合計画と第2期となる「当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な実行により人口減少の克服に向けて

スタートする重要な年であります。

子育て世代への幅広い支援のほか、ICT や MaaS、5G などの新技術・情報環境を最大限活かしたまちづくりを進め、全国のモデルとなるような取り組みにチャレンジしていきたいと考えております。

そして150年記念事業につきましては、冒頭でも述べましたが、先人の偉業やこれまで積み重ねてきた歴史を町民を挙げて認識し、当別町が一体となり、節目の年を盛り上げていきたいと思っております。

10月10・11日の記念式典については、その実行委員長を「山田健太」さんをお願いいたしました。

彼を中心とする町内の若者の力で、記念式典・記念イベントを盛り上げていただき、次の時代へ繋げていけるようにと念願する次第です。

また、新年度はオリンピック・パラリンピックが日本で開催される年でもありますので、スウェーデンの代表選手に訪問いただき、町民の皆様と交流していただけるよう、現在、交渉しているところです。

最後になりますが、変化・多様化が激しい現代社会において、町職員と共に課題に正面から向き合い、全力で町政執行に取り組むことをお約束すると共に、議会議員の皆様方には、今後ともご理解・ご協力を切にお願い申し上げ、150年を迎える令和2年度の町政執行方針といたします。

令和2年度

教育行政執行方針

令和2年3月

当別町教育委員会

令和2年第1回当別町議会定例会の開会にあたり、当別町教育委員会所管行政の執行に関する基本方針、令和2年度予算に基づく主な施策について申し上げます。

1 基本方針

子どもたちはこれから変化の激しい、予測困難と言われる時代を生き抜かなければなりません。その時代は、終わりの見えない少子高齢化、生産年齢層の減少、グローバル化、情報化、絶え間ない技術革新などがもたらす、社会構造や雇用環境が大きく変化した社会です。そこはAI、ビッグ・データ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられる Society5.0 と呼ばれる新しい時代でもあります。そういった時代を創り、生きる子どもたちにとって大切なことは、義務教育段階において確かな力を身につけ、次のステップを踏むことです。

当別町では、平成29年度から管内の先陣を切って、小中一貫教育を導入しました。平成26年度からの研究・実践期間も含め、学力向上等成果が表れてきています。教科によって若干の変動はありますが、平成29年度以降、上昇傾向が続き、令和元年度の全国学力・学習状況調査では、小学生、中学生全教科で全国平均を超えることができました。この成果をさらに高め、子どもたち一人ひとりに確かな力をつけさせるため、新たな「教育大綱」の下、三課が協働し、教育行政を推進してまいります。

さらに、令和4年4月の一体型義務教育学校の開校に向け、教育課程編成や校舎建築、開校準備など精力的に進めてまいります。

また、2020年は当別町が開かれて150年という節目の年です。これまでの歴史を振り返り、新しい未来に向かって羽ばたく一つの契機となるよう、各学校で150年関連行事を実施する予定です。

続いて各課の重点と令和2年度予算に基づく主な施策を申し上げます。

1 学校教育

はじめに、学校教育の重点と主な施策について申し上げます。

学校教育課では知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の育成を重点に、

- (1) 確かな学力の育成
- (2) 豊かな心の育成
- (3) 健やかな体の育成
- (4) 一体型義務教育学校開校
- (5) 教職員の働き方改善
- (6) 当別高校の今後のあり方

について取組みを進めます。

これらのうち、主なものを6点申し上げます。

1つ目に、「新学習指導要領の完全実施」です。

小学校ではこの4月から、中学校では令和3年度から、新学習指導要領に基づいた教育活動が開始されます。遅滞のない履行のため、各学校への指導と支援を続けてまいります。

また、小学校では新たに外国語教育やプログラミング教育が入ってきましたので、これまでの2年にわたる試行実績を活かし、教育課程の適切な運営に努めてまいります。

2つ目に、「授業改善の推進」です。

現在、町では、独自予算で一貫教育推進講師4名、ALT3名を配置し、授業の質の向上を図っております。来年度はさらに北海道教育委員会からの加配教諭や指定事業も活用し、教科担任制の試行や主体的・対話的で深い学びによる授業実践に取り組んでまいります。

3つ目に、「体力向上や健康増進に係る取組」です。

令和元年度の全国体力・運動能力調査において、小5男子の結果が低迷したことを受け、原因の究明を行うとともに、体力向上プランを作成し、各校への指導助言を行います。

また、一校一実践の取り組み、北海道教育委員会主催の体力向上プログラムへの参加、学校運営協議会と連携した生活習慣の改善、北海道医療大学や日本体育大学といった高等教育機関との連携など、子どもたちの体力向上や健康増進を学校や関係機関と共に進めてまいります。

4つ目に、「一体型義務教育学校開校に向けた取組」です。

令和4年度の開校に向け、教育課程編成、開校準備、校舎建設等、各々委員会を組織し、準備にあたっておりますが、令和3年度の一部教育課程実施を目途にさらに加速させてまいります。

5つ目に、「教職員の働き方改善に向けた取組」です。

令和2年度は、業務の効率化を目的に、これまで試行してきた校務支援システムによる出退勤管理を正式に実施します。その他、部活動指導員の配置など、検討を進めることとしています。

教職員の健康管理につきましては、ストレスチェックを全教職員に実施し、精神面の健康をサポートしていく考えであります。

6つ目に、「当別高校の今後のあり方」の検討です。

町唯一の高校として、当別高校の存在は大きなものがあります。

そのあり方について、高校や北海道教育委員会と協議を進め、生徒・保護者から選ばれる学校となるため、方向性を打ち出していきたいと考えております。

2 子ども未来

続いて、子ども未来の重点と主な施策について申し上げます。

子ども及び子育て支援の推進につきましては、令和2年度を開始とする5か年計画「第2期当別町子ども・子育て支援事業計画」の着実な履行を重点に掲げ、特に

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 幼児教育・保育の充実
- (3) 社会全体で子どもを守る体制の構築

に向けた取り組みを進めてまいります。

これらの取り組みの内、主なものを4点申し上げます。

1つ目に、「就園援助事業」を新たに実施いたします。

これは、幼児教育・保育の無償化制度により、認定こども園で無償となっている保育料以外で利用者が負担をしている「給食費（主食費）」

（生保の副食費は法により免除）と「教材費」について、生活保護世帯を対象に助成をする事業です。

2つ目に、「保育士等就労支援事業」を新たに実施いたします。

これは、現在、課題となっている、保育士の確保と保育士の町内居住の促進に向けた施策で、勤続3年ごとに報奨金を支給するものです。

3つ目に、「3歳未満児の第2子保育料無償化事業」を拡充します。

これは、町の独自施策として保育料を無償としている、幼児教育・保育の無償化制度の対象とならない3歳未満の第2子について、現在の第1子が小学校就学前までという条件を撤廃するものです。

このことにより、上の子の就学に関係なく、3歳未満の2人目の子供は無償化の対象となるよう、事業を拡充するものでございます。

ただし、その対象世帯は、年収約640万円未満までの世帯となります。4つ目は、「幼保小接続プログラム」の実行です。

今年度新たに「幼保小接続プログラム」を作成しました。このプログラムを活用し、令和2年度から幼児教育と小学校教育との円滑な接続を進めます。それにより新1年生も順調にスタートをきることができ、小学校での生活がより充実するものと考えます。

また、当別町で推進する一貫教育に幼児教育が加わることで、0歳から15歳までの教育がより連続性のあるものとなります。

以上、子ども未来課について申し上げました。

3 社会教育

続いて、社会教育の重点と主な施策について申し上げます。

「子どもたちをはじめすべての町民が幸せを感じることのできる生涯学習社会の実現」を重点とし、特に

- (1) 多彩な生涯学習プログラムの展開
- (2) 児童生徒、学校及び家庭への支援
- (3) 読書活動の推進

に向けた取り組みを進めてまいります。

これらの取り組みの内、主なもの3点について申し上げます。

1つ目は、「地域の教育力を活用した学習プログラムの展開」です。

地域の人材活用や当別高校、北海道医療大学、日本体育大学、指定管理者等との連携をより強め、子どもたちの健康や学力の向上、スポーツの普及、競技力向上、高齢者の生きがいや生涯学習など、幅広い取り組みを進めます。

また、当別町が開かれて150年という節目を迎えることから、当別音頭をはじめとする伝統文化の継承や歴史・文化プロジェクト、古文書解析などの歴史研究、学校と連携した記念行事に取り組んでまいります。

2つ目に、「三課協働による支援の充実」です。

学校への講師派遣、放課後学習会、土曜教室、土曜学習会、新たな取り組みとなる地域巡検、プレイハウスでの学力・体力向上プログラム、学びカフェによる保護者交流など、学校教育課や子ども未来課と協働し、子どもたちの学力・体力の底上げや学校、保護者への支援を充実させてまいります。

3つ目は、「子どもから大人までの読書活動推進」です。

すでに実施しているブックスタートやブックセカンド、移動図書、読み聞かせ活動事業については継続とし、さらに図書館司書や司書教諭による図書館及び学校図書館の活性化、図書館条例制定と町内の施設・設備の整備、図書館の独自行事など、町民の読書活動を推進してまいります。

以上、令和2年度の当別町教育委員会所管行政の執行に関する方針と予算に基づく三課の重点施策について申し上げます。

当別町の子どもたち、町民のためこれらの施策を確実に実行し成果を上げていく所存ですので、町民の皆様、町議会の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

令和2年第1回当別町議会定例会 第2日

令和2年3月6日(金曜日) 午前10時00分開議

議事日程(第2号)

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1号 令和元年度当別町一般会計補正予算(第6号)
- 第 3 議案第 2号 令和元年度当別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 3号 当別町国民健康保険財政運営基金条例制定について
- 第 4 議案第 4号 令和元年度当別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第 5 議案第 5号 令和元年度当別町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第 6 議案第 6号 令和元年度当別町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 7 議案第 7号 令和元年度当別町水道事業会計補正予算(第2号)
- 第 8 町長、教育長の令和2年度町政及び教育行政執行方針に対する代表質問
- 第 9 議案第 8号 令和2年度当別町一般会計予算
- 議案第 9号 当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第10号 当別町地域間交流拠点施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第11号 当別町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第12号 当別町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第13号 当別町障がい福祉基本計画策定委員会条例制定について
- 議案第14号 当別町図書館条例制定について
- 議案第15号 令和2年度当別町国民健康保険特別会計予算
- 議案第16号 当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第17号 令和2年度当別町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第18号 令和2年度当別町介護保険特別会計予算
- 議案第19号 令和2年度当別町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第20号 令和2年度当別町下水道事業特別会計予算
- 議案第21号 令和2年度当別町水道事業会計予算

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	櫻井紀栄君	2番	佐々木常子君
3番	西村良伸君	4番	五十嵐信子君
5番	鈴木岩夫君	6番	山崎公司君
7番	秋場信一君	8番	渋谷俊和君
9番	山田明君	10番	古谷陽一君
11番	稲村勝俊君	12番	高谷茂君
13番	島田裕司君	14番	岡野喜代治君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	宮 司 正 毅 君
副 町 長	増 輪 肇 君
総 務 部 長	一 宮 直 人 君
総 務 課 長	長谷川 明 君
企 画 部 長	江 口 昇 君
住 民 環 境 部 長	大 畑 裕 貴 君
福 祉 部 長	中 出 徳 昭 君
経 済 部 長	高 松 悟 志 君
建 設 水 道 部 長	吉 尾 雅 昭 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君
教 育 部 長	山 崎 一 君
代 表 監 査 委 員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	野 村 雅 史 君
次 長	岸 本 昌 博 君
係 長	浦 島 卓 君
主 査	瀬 戸 貴 裕 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

11番 稲村勝俊君

12番 高谷茂君

を指名いたします。

これより議案審議となりますが、議会運営委員会の決定に基づき、町長からの議案提案説明につきましては書面により行うことといたします。なお、これ以降の議案審議につきましても同様な方法で行いますので、ご承知おき願います。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第2、議案第1号 令和元年度当別町一般会計補正予算（第6号）を上程いたします。

提案理由の説明につきましては、お配りいたしております議案提案説明書その1を御覧ください。

《別紙 議案提案説明書その1【議案第1号から議案第7号まで】》

お手元に説明書はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、質疑に入ります。質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切ってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第2号、議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第3、議案第2号 令和元年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第3号 当別町国民健康保険財政運営基金条例制定については関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明につきましては、お配りいたしております議案提案説明書その1を御覧ください。よろしいでしょうか。

《別紙 議案提案説明書その1【議案第1号から議案第7号まで】》

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、質疑に入ります。質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切ってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第2号、第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第2号、第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 次に、日程第4、議案第4号 令和元年度当別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を上程いたします。

提案理由の説明につきましては、お配りいたしております議案提案説明書その1を御覧ください。よろしいでしょうか。

《別紙 議案提案説明書その1【議案第1号から議案第7号まで】》

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、質疑に入ります。質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切ってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第5、議案第5号 令和元年度当別町介護保険特別会計補正予算（第3号）を上程いたします。

提案理由の説明につきましては、お配りいたしております議案提案説明書その1を御覧ください。よろしいでしょうか。

◀別紙 議案提案説明書その1【議案第1号から議案第7号まで】▶

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、質疑に入ります。質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切ってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第6、議案第6号 令和元年度当別町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を上程いたします。

提案理由の説明につきましては、お配りいたしております議案提案説明書その1を御覧ください。よろしいでしょうか。

◀別紙 議案提案説明書その1【議案第1号から議案第7号まで】▶

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、質疑に入ります。質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切ってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第6号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第7、議案第7号 令和元年度当別町水道事業会計補正予算（第2号）を上程いたします。

提案理由の説明につきましては、お配りいたしております議案提案説明書その1を御覧ください。よろしいですか。

《別紙 議案提案説明書その1【議案第1号から議案第7号まで】》

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、質疑に入ります。質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切ってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第7号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



◎町長、教育長の令和２年度町政及び教育行政執行方針に対する代表質問

○議長（後藤正洋君） 日程第８、町長、教育長の令和２年度町政及び教育行政執行方針に対する代表質問を行います。

なお、新型コロナウイルス感染防止を図るため、議会運営委員会の決算に基づき、質問につきましては書面にて町長、教育長に提出することとし、質問に対する答弁につきましても町長、教育長より書面で提出いただく方法といたしました。各会派の代表者は、口頭で質問項目のみ述べていただくようになりますので、よろしく願いいたします。

《別紙 令和２年第１回定例会代表質問書》

それでは最初に、会派清新、山田君の質問であります。

山田君。

○９番（山田 明君） 議長の許可をいただきましたので、会派清新を代表し、令和２年度町政執行方針及び教育行政執行方針に対する町長並びに教育長に代表質問をいたします。

質問項目のみ述べさせていただきます。まず、町長に対して１つ目、新しいまちの顔づくりプロジェクトについて、２つ目、災害に強いまちづくりプロジェクトについて、３つ目、当別町150年についての３点につき質問いたします。

次に、教育長に対し１つ目、一体型義務教育学校に向けた取組について、２つ目、教職員の働き方改善に向けた取組について、３つ目、幼保小接続プログラムの実行についての３点につき質問いたします。

以上、６点について会派清新の代表質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 次に、会派爽新、古谷君の質問であります。

古谷君。

○１０番（古谷陽一君） 議長の許可をいただきましたので、会派爽新を代表し、令和２年度町政執行方針及び教育行政執行方針に対する町長並びに教育長に代表質問をいたします。

質問項目のみ述べさせていただきます。まず、農業10年ビジョン推進プロジェクトについて、２番目、産業力の強化に関わる施策について、３番目、公共交通活性化プロジェクトについて、４番目、林業振興によるエネルギーの地域循環プロジェクトにつきましても、以上４点につきましては町長に質問いたします。

次に、当別高校の今後の在り方について教育長に質問いたします。

以上、５点につきましては会派爽新の代表質問といたします。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（後藤正洋君） 次に、会派緑風会、秋場君の質問です。

秋場君。

○7番（秋場信一君） ただいま議長の許可をいただきました緑風会の秋場です。これより緑風会としての代表質問をいたします。質問項目は3点町長に、そして1点は当別高校の在り方については教育長にお伺いします。

最初に、新しいまちの顔づくり、JR新駅について1点、2つ目、当別小学校の後利用について、3つ目、子育て応援プロジェクト、子育て世代向け町営住宅について、この3点を町長にお伺いします。

最後に、当別高校の在り方についてを教育長にお伺いします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 次に、会派公明、五十嵐君の質問です。

五十嵐君。

○4番（五十嵐信子君） 議長の許可をいただきましたので、会派公明を代表し、令和2年度町政執行方針及び教育行政執行方針に対する町長並びに教育長に代表質問をいたします。

質問項目のみ述べさせていただきます。災害に強いまちづくりプロジェクトについてを町長に、子どもの未来についてを教育長に、以上2点について会派公明の代表質問といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） ただいま各会派から提出されました代表質問に対する町長、教育長の答弁につきましては、後ほど議員全員にお配りをいたしますので、ご高覧願います。

《別紙 会派清新に対する代表質問答弁書》

《別紙 会派爽新に対する代表質問答弁書》

《別紙 会派緑風会に対する代表質問答弁書》

《別紙 会派公明に対する代表質問答弁書》

休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時15分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



◎議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20

号、議案第21号の上程、説明、付託

○議長（後藤正洋君） 日程第9、議案第8号 令和2年度当別町一般会計予算から議案第21号 令和2年度当別町水道事業会計予算までは関連がありますので、一括上程いたします。

なお、提案理由の説明につきましては、お配りいたしております議案提案説明書その2を御覧ください。

〈別紙 議案提案説明書その2【議案第8号から議案第22号まで】〉

お手元にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） お諮りいたします。本案につきましては、議長を除く全議員をもって構成する令和2年度当別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議長を除く全議員をもって構成する令和2年度当別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、委員会条例第9条第1項の規定により正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時25分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

正副委員長の互選結果が議長の手元に届いております。発表いたします。委員長に山崎公司君、副委員長に西村良伸君であります。

それでは、委員長のご挨拶をお願いいたします。

山崎君。

○令和2年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長（山崎公司君） ご挨拶を申し上げます。

ただいま令和2年度当別町各会計予算審査特別委員会の委員長を拝命いたしました山崎公司でございます。また、副委員長には西村良伸委員であります。本委員会に付託されました予算は、総合戦略において初年度に当たります。現状の当別町の諸課題に取り組み、そしてその将来に反映される重要なものでございます。委員の皆様にはその意を酌んで建設的なご意見により審査に臨んでいただくことを切にお願いいたします。西村副委員長と共々微力ではありますが、その重責を果たしてまいりたいと考えております。委員の皆様、

そして町長、参与の皆様には本委員会を円滑に運営できますようご協力をいただきますことを心からお願い申し上げ、簡単でございますが、就任のご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（後藤正洋君） ただいま設置されました令和2年度当別町各会計予算審査特別委員会の審査は、議会休会中に行うものといたします。

お諮りします。議案審査のため、明日から3月10日までの4日間、3月13日から3月16日までの4日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、明日から3月10日までの4日間、3月13日から3月16日までの4日間を休会とすることに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

3月11日に会議を開き、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでございました。

（午前10時27分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和2年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

【別紙】

- ・議案提案説明書その1【議案第1号から議案第7号まで】
- ・令和2年第1回定例会代表質問書
- ・会派清新に対する代表質問答弁書
- ・会派爽新に対する代表質問答弁書
- ・会派緑風会に対する代表質問答弁書
- ・会派公明に対する代表質問答弁書
- ・議案提案説明書その2【議案第8号から議案第21号まで】

令和2年第1回当別町議会定例会 議案提案説明書

令和2年3月6日分 その1【議案第1号から議案第7号まで】

議案第1号

只今、議題となりました 議案第1号 令和元年度 当別町一般会計補正予算第6号につきまして、提案の説明を申し上げます。本補正予算は、歳入、歳出ともに4億9,623万9千円を増額し、その総額を118億5,016万2千円といたしました。

補正額につきましては、1ページから3ページに記載の第1表「歳入歳出予算補正」をお目とおしいただきたいと存じます。

次に繰越明許費の補正につきましては、4ページに記載の第2表を、債務負担行為の補正につきましては、5ページに記載の第3表を、地方債の補正につきましては、6ページに記載の第4表をご高覧いただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、

- まちづくり基金への積立金 3億136万8千円
 - ふるさと納税返礼品発送業務負担金 1億5,000万円
 - 財政調整基金への積立金 4,771万1千円
 - 減債基金への積立金 7,000万円 などを増額し、
 - 産地パワーアップ事業補助金 5,258万円
 - 当別町商工会補助金 1,222万9千円
 - 市町村職員退職手当組合等負担金 1,300万円 などを減額するもので、この財源といたしましては、
 - 寄附金 3億2万8千円
 - 繰入金 1億5,503万4千円
 - 繰越金 6,915万6千円 などを増額し、
 - 地方特例交付金 1,194万7千円
 - 道支出金 4,346万2千円 を減額して措置いたしました。
- よろしく、ご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議案第2号及び議案第3号

只今、一括議題となりました議案第2号及び議案第3号の関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。はじめに、議案第2号 令和元年度 当別町国民健康保険特別会計補正予算 第2号についてであります。本補正予算は、歳

入、歳出ともに636万3千円を増額し、その総額を21億4,780万2千円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の第1表「歳入歳出予算補正」をお目とおしいただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、

- 基金積立金 1,061万2千円 を措置し、
- 保健事業費 424万9千円 を減額いたしました。

この財源といたしましては、

- 繰越金 835万4千円 を増額し、
- 繰入金 199万1千円 を減額して措置いたしました。

次に、議案第3号

「当別町国民健康保険財政運営基金条例制定について」であります。本町が実施する国民健康保険事業の健全な財政運営を目的とした「当別町国民健康保険財政運営基金」を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

以上、議案2件につきまして、よろしく、ご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議案第4号

只今、議題となりました 議案第4号 令和元年度 当別町 後期高齢者医療特別会計補正予算 第2号につきまして、提案の説明を申し上げます。本補正予算は、歳入、歳出ともに871万5千円を増額し、その総額を2億4,612万1千円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の第1表「歳入歳出予算補正」をお目とおしいただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、

- 後期高齢者医療広域連合納付金 836万5千円 などを増額するもので、この財源といたしましては、
- 後期高齢者医療保険料 836万5千円 などを増額して措置いたしました。よろしく、ご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議案第5号

只今、議題となりました 議案第5号 令和元年度 当別町介護保険特別会計補正予算 第3号 につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入、歳出ともに1,705万9千円を増額し、その総額を16億289万3千円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の第1表「歳入歳出予算補正」をお目とおしいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、

- 保険給付費 3,473万5千円
 - 諸支出金 405万3千円を増額し、
 - 総務費 174万5千円
 - 基金積立金 1,398万4千円
 - 地域支援事業費 600万円を減額するもので、
この財源といたしましては、
 - 保険料 269万9千円
 - 支払基金交付金 775万9千円
 - 道支出金 531万8千円
 - 繰入金 269万2千円
 - 繰越金 710万4千円などを増額し、
 - 国庫支出金 876万4千円を減額して措置いたしました。
- よろしく、ご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議案第6号

只今、議題となりました、議案第6号 令和元年度 当別町下水道事業特別会計補正予算 第2号につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入、歳出ともに2,982万円を減額し、その総額を8億6,863万5千円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の第1表「歳入歳出予算補正」を、お目とおしいただきたいと存じます。

次に地方債の補正につきましては、3ページに記載の第2表「地方債の補正」をご高覧いただきたいと存じます。

歳出といたしましては、下水道費において

- 一般管理費 141万7千円を増額し、
- 管渠管理費 86万円
- 終末処理場管理費 398万5千円
- 建設費 2,639万2千円を減額するもので、
この財源といたしましては、

- 国庫支出金 1,543万8千円
- 繰越金 208万2千円
- 町債 1,230万円 を減額して措置いたしました。
よろしく、ご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議案第7号

只今、議題となりました、議案第7号 令和元年度 当別町水道事業会計 補正予算 第2号につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収入において、

- 給水収益 651万9千円
 - その他営業収益 230万円 を増額し、
 - 消費税還付金 209万円 を減額し、
- 収入総額を、6億6,489万4千円といたしました。

次に、収益的支出において、

- 資産減耗費 66万3千円を減額し、
- 支出総額を、6億3,958万3千円といたしました。

次に、資本的収入において、

- 企業債 400万円
 - 補償金 1,173万6千円を減額し、
- 収入総額を、1億2,797万円といたしました。

また、資本的支出において、

- 上水道設備費 1,899万4千円を減額し、
- 支出総額を、2億6,245万8千円といたしました。

よろしく、ご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和2年第1回定例会代表質問書

会派名 清新

質問者 山 田 明

質問事項(大項目)	質問内容	答弁者
新しいまちの顔づくりプロジェクト」について	<p>議長の許可を戴きましたので会派清新を代表し、令和2年度の町政執行方針並びに教育行政執行方針に対し、町長と教育長に代表質問致します。今回の代表質問については、先日の議会運営委員会に於いて、簡潔に行うと申し合わせているので、早速質問に入らせて戴きます。まずは町長に伺います。第一期の当別町、まち・ひと・しごと総合戦略の成果を踏まえ、当別町第六次総合計画が基本構想編と二期目となる総合戦略編で構成され、策定されました。第一期の総合戦略として、数値目標及びK・P・Iに於いては、ほとんどの項目で目標値が達成されましたが、依然として人口減少、少子高齢化、札幌圏への転出超過は歯止めがかかりません。その様な状況の中、今回の執行方針に於いて、これらの課題に取り組む町長の確固たる決意を感じました。会派清新としても、これらの課題に対し、町部局と共に課題克服に向けスクラムを組んで取り組むたいと考えます。</p> <p>そこで町長に何点か伺います。先ず初めに「新しいまちの顔づくりプロジェクト」について伺います。(株)ロイズコンフェクトと連携した JR 札沼線の新駅の設置と、その周辺のまちづくりについては、JR 北海道や北海道の他、関係機関と協議を重ね、実現に向けて取り組んでいると、捉えていますし、大いに期待を寄せています。そこで現在までの取組状況、及び進行状況はどの様になっているのか。又、町側の負担となるインフラ整備等の見通しはどの様に考えているのか伺います。</p>	町長
「災害に強いまちづくりプロジェクト」について	<p>次に、「災害に強いまちづくりプロジェクト」について伺います。老朽化が進む役場庁舎の更新については、防災拠点の観点からも喫緊の課題であり、早急な建替えが必要であると捉えています。町の今後の財政の見通しを踏まえ将来負担を少なくする為に、耐震化されている当別小学校の跡地利用は考えられないか伺います。又、今回新庁舎構想調査事業の予算がついていますが、役場庁舎の新築工事、民間活用によるP・F・I事業及び、当別小学校の改修工事による跡地利用等の比較検討は行われるのか伺います。</p>	町長

<p>当別町 150 年について</p>	<p>次に、当別町 150 年について伺います。当別町 150 年に向けて「NHK のど自慢」や「花火大会」等、各種イベントが企画されているが、一番肝心な事である、全町を挙げて 150 年を盛り上げるという町民意識が希薄に感じます。観光協会、商工会、JA 等、町内各団体へ働き掛けて、150 年に対する町民の意識の底上げを図る必要があると考えますが、町長の見解を伺います。</p>	<p>町長</p>
<p>一体型義務教育学校に向けた取組について</p>	<p>次に教育長に伺います。一体型義務教育学校に向けた取組について伺います。平成 29 年 4 月より小中一貫教育が本格的にスタートし、3 年が経過しました。その取組みの中で地域の特色を生かした教科の導入に於いて、「ふるさと教育」、「国際理解教育」、「キャリア教育」の三本柱からなる「当別みらい学」の創設に向けた取組が行われていると捉えているが、現段階で、どの程度まで進んでいるのか。又、今後 9 年間の教育過程に於いて子供達に、どの様に指導していくのかお伺いします。</p>	<p>教育長</p>
<p>教職員の働き方改善に向けた取組について</p>	<p>次に教職員の働き方改善に向けた取組について伺います。新学習指導要領実施に向けて、小学校での外国語教育やプログラミング教育が新たに開始されるが、働き方改善に向けた取組を行う上で、子供達に効果的な授業や教科指導の充実は図れるのかお伺いします。</p>	<p>教育長</p>
<p>「幼・保・小接続プログラム」の実行について</p>	<p>次に「幼・保・小接続プログラム」の実行についてお伺いします。幼・保・小接続プログラムが作成され、0 歳から 15 歳迄の教育が、より連続性のあるものとなった事は一定の評価をしますし、今後に期待します。その上で昨年も質問しましたが、幼児教育に於いて遊びを通した学び、及び、当別町の自然を生かした、自然と触れ合う事による学びは検討されているのかお伺いいたします。</p>	<p>教育長</p>

令和2年第1回定例会代表質問書

会派名 爽新

質問者 古谷陽一

質問事項(大項目)	質問内容	答弁者
農業10年ビジョン推進プロジェクトについて	<p>当別町の基幹産業は農業であります。札幌近郊の田園都市として発展している町であり、農業10年ビジョンで掲げる「農業算出額100億円」達成のため、「当別町農業総合支援センター」を設立し、取り組み強化を図る方針であります。私は100億円の目標達成のために農業関係団体が更に連携して取り組みを強化しなければならないと考えているが、担い手不足への対策として「スマート農業」の推進は大変有効であると考えている。更に「ほ場の大区画化」などの基盤整備はスマート農業の効果を高めるだけでなく災害に強い農業農村づくりにも繋がると考えています。近年全国的に自然災害が多発している中、特に豪雨による湛水被害から農地を守り、当別町農業の生産性を高めるためには「ほ場の大区画化」も必要と考えるが、この一年、何を重点的に、具体的に農業ビジョンの推進を図ろうとするのか、町長の考えを伺います。</p>	町長
産業力の強化に係る施策について	<p>宮司町長の「当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を始めとするこれまでの数々の計画や施策については、それぞれの事業実施や事業展開において農業関係団体、商工業団体、町内外の企業等々としっかりと連携しながら取り進められ、それぞれ成果として実を結び、高く評価しているところであります。しかしながら、町長が執行方針において述べられたように当別町の人口に関しては、人口減少と少子化に歯止めがかからないことから、私もとても憂慮しているところであります。このような状況を打開していくためにも、執行方針で述べられた戦略プラン1.の産業力の強化に係る施策の展開での「企業誘致推進プロジェクト」は人口減少といった課題解決のためにも着実に推進していかなければならない重要な施策の一つであると考えています。私は、まちの産業力の強化を考えると、国道337号、275号のポテンシャルを最大限活用すべきであり、これらの国道沿線に食品関連企業、流通業を中心とした企業誘致を推進すべきと考えています。これらの地区に企業の進出、立地を促すためにも都市計画の指定等を含めた土地利用の見直し、道路、上下水道といったインフラ整備が必須となってくることから、これらの見直しと具体的な整備を行う考えはないのか伺います。</p> <p>また、町では工業団地がない中でもこれまで企業の進出を促す</p>	町長

	<p>ために立地可能な土地情報等を取りまとめられ、進出を考えている企業に対して遊休地、事業所跡地等々、インフラ整備状況等の情報を提供されてきており、現時点で提供出来る土地情報を把握されていると思うが、「事業投資の動きが活発化してきている」とのことですので、今後の見通しについて伺います。</p>	
公共交通活性化プロジェクトについて	<p>J R 札沼線の北海道医療大学駅以北が5月6日をもって廃止されることから、それに先だって4月1日から代替交通として当別町と月形町を結ぶバスが運行されます。町長は公共交通活性化プロジェクトにおいて、鉄道、バス、タクシー等を統合した交通サービスを構築すると表明されていますが、今後、町全体でどのように進めて行くのか伺います。</p>	町長
林業振興によるエネルギーの地域循環プロジェクトについて	<p>昨年、木質チップの製造、販売を行う共同事業体が組織され、旧中小屋中学校も拠点にその生産が始まったところである。「化石燃料を1トンも買わなくて済む町」へのきっかけとなり、持続的に森林資源を再生産することであるが、加えて森林運営についても間伐や林道などの森林整備を進めている訳であり、町として林業を活用した再生エネルギーの利用とふるさと納税の返礼品として利用されている例があるが、林業振興をどのように進めて行くのか伺う。</p>	町長
当別高校の今後のあり方について	<p>本庄教育長の教育行政執行方針の中で、1.の学校教育の主な施策のうち、「当別高校の今後のあり方」について検討を行い、生徒、保護者から選ばれる学校となるため方向性を打ち出すとのことだが、本年定員80名に対し、志願者は60名程度であり、定員割れの状態である。今後特徴があり、町内の中学生が多く志望する高校とすべきと考えるが、教育長の考えを伺います。</p>	教育長

令和2年第1回定例会代表質問書

会派名 緑風会

質問者 秋場 信一

質問事項(大項目)	質問内容	答弁者
新しいまちの顔づくりーJR新駅について	<p>当別町では既に当別駅と太美駅を中心とした、コンパクトなまちをつくるための中心市街地での立地適正化計画を進めています。これは本町第6次総合計画と並行した形で進めているわけですが、そのような中、これまでの計画にはなかった公民連携による新駅の設置とその周辺まちづくりの取り組みが執行方針で述べられました。まちに人を呼び込む巨大なアミューズメント施設が建設され、交流人口を獲得するためのJR駅がそこに出来ることは素晴らしいことであるが、冒頭に述べた既存の2駅を中心とした町づくりに大きな影響を及ぼすことはないのか。</p> <p>また、新駅周辺のまちづくりについては、どのようなコンセプトとターゲットをもって定住人口を増やすことにつなげて行くのか、その戦略について伺う。</p> <p>新駅が基本的施策として戦略プランのひとつに上げられたが、これらに対するの予算措置が考えられるが、町として今後新たな財政負担になる懸念はないのか。</p> <p>三つ目の新駅構想で、特にこれまで太美駅のバリアフリー化など、まちづくりが停滞することなく進めていかなければならないが、バリアフリー化を願う方たちや太美地区の住民にはていねいな説明が当然必要と考えるが、どのように考えているか伺いたい。</p> <p>新駅をつくる場合に、町としてどのような支援を考えているのか。そこに税の投入となれば、その説明が求められるが、民間のプロジェクトに絡めて公民連携の費用負担については色々な考え方があられるかと思われるがJR側・民間側・当別町、三者それぞれの負担の持ち方について現状と今後の考え方を伺う。</p> <p>JR北海道や運輸局など関係機関との検討会議が始められたことが方針の中で述べられているが、JRの電車が停留するための乗降者の数やその他の条件が満たすことが可能なのか。そのために、当別町として快速化の要望をしている現状で、ダイヤへの悪影響にならないのか。検討会議から見えてくる課題など乗り越えるべきハードルはないか、現時点の進捗状況を伺いたい。</p>	町長

<p>当別小学校の跡利用について</p>	<p>義務教育学校の完成後に旧小学校跡には当然のようにその利用をどうするのか小学校区であることから、中心市街地にあり、大規模敷地を擁しています。その立地は好条件下にあり、このようにまとまった敷地をどのように利用していくのか、議論を要すことと考えられる。加えて、この場所の町民の関心度は非常に高く、近く策定される立地適正化計画や令和2年度から調査が始まる新庁舎の建設などでコンパクトなまちづくりに欠かすことのできない非常に重要な場所であり、利用方によっては更に付加価値を上げられるものと考えられます。まだ新しい体育館は再利用し、リノベーションなど効果的な利用で、その条件を最大限活かすことで、町民の納得できる計画につながるものと考えます。そこで聞きますが令和4年からは児童が移ることが決っています。早いうちから時間をかけて広く町民や専門家の意見を取り入れた中で進めるべき非常に重要なことと考えてます。入念な調査のもとに、駅周辺プロジェクトと絡めた町民の合意をどのようにとっていくのか。今後の考え方や計画など進め方について伺う。</p>	<p>町長</p>
<p>子育て応援プロジェクトについて(子育て世代向け町営住宅)</p>	<p>集約された公共施設をどのように配置し、都市機能とどう繋げていくのか、立地適正化計画を基に今後、簡単ではない取り組みが予想される中、その最初とも云える教職員住宅を利用した子育て向け町営住宅の改修工事と思われれます。このことは立地適正化計画の一つの手段として、居住誘導するうえでは効果的な施策と考えられ、会派として好評価するところです。具体的には当中前の教員住宅を4棟の内の1棟分8世帯の改修ですが、その後の計画について伺う。</p> <p>教員住宅4棟の土地購入予算が付けられているが、購入となれば相応の判断根拠とその理由が求められ、この土地がどれだけ購入の必要性があったのか借地のままの条件を続けなかった説明を伺う。</p> <p>また、今後、他の同様のケースであれば、同じ考え方で行くのかどうか。そして残りの3棟の改修はどのように進めて行くのか。民間業者の圧迫にならぬような調整が必要と考えられるが伺う。</p>	<p>町長</p>
<p>当別高校の今後のあり方について</p>	<p>今後、生徒や保護者から選ばれる学校になるための方向性を北海道教育委員会と協議を進めていくとのことであるが、町の唯一の高校として大きな存在と認識しているが、町としてもその重要性を鑑み、選ばれる学校になるための、積極的にフォローして行くことで町の評価も上がるものとするが、たとえばJRで通って来る学生に対し、通学定期券の購入支援や医療大との接続支援のような、大学側との協議が必要だが、進学枠を設けるなど、何らかのインセンティブを考えていくべきではないか。教育長としての考えを伺いたい。</p>	<p>教育長</p>

令和2年第1回定例会代表質問書

会派名 公明
質問者 五十嵐 信子

質問事項(大項目)	質問内容	答弁者
「災害に強いまちづくりプロジェクト」について	<p>ただいま議長の許可をいただきましたので、会派公明を代表いたしまして町政執行方針並びに教育行政執行方針に対する質問をさせていただきます。町長がのべられました執行方針の中に令和元年度が最終年となった第1期の「当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間中において、全国からたくさんの応援をいただきふるさと納税も伸びたこと、また「北欧の風道の駅とうべつ」の開業、企業誘致、公共施設への再生可能エネルギーの導入、「当別町農業総合支援センター」の設立、そしてコミュニティー・スクールの設置、小中一貫教育の開始と多岐にわたり目標を達成されてきたことをとても評価しております。時同じくして当別町150年の節目と新しい総合計画でスタートとなる年。私たち会派公明も女性目線で町長が目指す目標に向かい一步一步確実に進めていけるよう代表質問をいたします。</p> <p>初めに「災害に強いまちづくりプロジェクト」についてお伺いいたします。近年は予想もしない気象により様々な分野で大きな影響が起こり「想定外」という言葉もよく聞かれることが多くなりました。町民も経験のない被害に遭われたり被害はなくとも不安な思いで日々を過ごしました。このような体験はしたくはないものの、経験から危機管理の重要性を私も含め皆さんが考えさせられたと思います。近年の災害を教訓に地域防災計画の見直しや避難所の備蓄品を増加し、また防災教育にも力を入れてきたことと思います。これからも町民の命を守り安心・安全に暮らせるよう日々刻々と変動する状況である現在、今までの経験を教訓に更に想定外を見据えた万全な体制を平時にどれだけ整えられるかが問われています。今年度に防災マップの改訂に着手し、平常時からの備え・情報の伝達に取り組みれようとしていることは高く評価しています。しかし、残念ながら、今まで活動する中で「防災マップ」を常に身近に置いて活用されているというお声は少なかったです。専門家の意見や女性の意見も取り入れた町民が興味を示しやすく、見やすさ、わかりやすさに留意して改訂されますことを期待しています。そこで、防災マップを活用し、子どもから大人まですべての町民が大切な命を守る行動を取れるよう町はどのように周知し、実施されようと検討されているのかお伺いいたします。</p>	町長

	<p>また、高齢者、視覚障がいや聴覚障がいの方等の避難困難者への対応に関する情報は十分に周知していないと助けることは出来ないと考えます。町の見解をお伺いいたします。</p>	
<p>子ども未来について</p>	<p>次に教育行政執行方針の中の2子ども未来についてお伺いいたします。当別町においても人口減少問題は喫緊の課題であることは皆が思うこととあります。その中でも子育て世帯がこの素晴らしい自然環境のなかでのびのびと安心してどう子供を産み育てる事が出来るかが問われております。現在の社会情勢の中、共働きが増え、様々な困難を抱えながらも必死に子育てをしている家庭をしっかりと支えていく、そういう子育て支援の充実は何よりもとても重要と考えます。</p> <p>初めに「就園援助事業」の実施についてお伺いいたします。今年度予算の中に乳幼児等医療費助成事業において通院医療費助成対象を小学校就学前から小学校卒業までに拡大されることにより経済的負担の大きい医療費に対して、負担が軽減されることが盛り込まれておりました。また教育行政におきましても幼児教育・保育の無償化制度により「食費（主食費）」と「教材費」について助成となる事業を実施することとなっております。そこでこの事業を実施するまでの経緯と生活保護者世帯のみを対象とされた見解や今後の見通しについてお伺いいたします。</p> <p>二つ目は「保育士等就労支援事業」についてお伺いいたします。全国的に保育士確保に苦慮している状況の中、当別町においても人間形成に一番重要な時期の幼児教育を担う、より良い人材の確保はとても重要と考えます。保育士確保の課題を克服するためにどのように周知し、当別町を選んでもらい居住し、働く意欲に結びつけていくのか。どのような人材を求めているのか見解をお伺いいたします。</p>	<p>教育長</p>

令和2年第1回当別町議会定例会 代表質問 答弁書

3月6日

質問者 会派清新 山田 明 議員

【町長答弁】

会派「清新」山田議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに、J R 札沼線の新駅設置とその周辺のまちづくりについてお答えします。

執行方針でもお示ししております通り、現在、株式会社ロイズコンフェクトと連携し、J R 北海道に対して、町内当別太地区に札沼線の駅を新設することについて、要望いたしました。

これまでの進捗状況についてですが、本年1月17日に株式会社ロイズコンフェクトと当別町の連名でJ R 北海道に対して要望書を提出し、今後、勉強会を重ね、新駅設置に関する協議を進めていくことになりました。

1月23日には、東京において、総務副大臣である長谷川岳参議院議員に、本件は地方創生を進める上で極めて重要案件であるとの認識のもと、関係者を集めた意見交換の場を設けていただきました。

副大臣と私、J R 北海道副社長、国交省鉄道局次長、北海道地域振興監、石狩振興局長が一堂に会し、本件が、J R 北海道再生のモデル事業になるものとして、今後、スピード感をもって協議を重ねていくことを確認いたしました。

その後、2月21日に、町、ロイズとJ R 北海道との第1回目の勉強会を開催し、その場には、北海道運輸局、道庁交通政策局、石狩振興局の関係職員も出席いただき、「札沼線新駅設置に関する検討会議」として協議がスタートしております。

検討会議は、今後、月1回程度のペースで開催していく予定であり、その進捗状況を見て、各機関等の代表者による上部会議を開催する運びとなっております。

町の負担となるインフラ整備の見通しについてですが、検討会議もまだ1回目を開催したばかりであり、詳細な整備すべき事項は明確にはなっておりませんが、町が負担すべき整備も当然、生ずるもの認識しております。

本件は、町の活性化、大きな経済効果、そして交流・定住人口の増加につながる極めて重要な案件であると考えており、協議の進捗などについての情報を共有しながら、議員の皆様と一丸となって本件を進めてまいりたく存じます。

次に、役場庁舎の更新についてですが、当別小学校跡地の利用につきましては、これまでの検討作業において、新庁舎を考える上での候補地のひとつと捉えており、比較検討の対象となると考えております。

また、役場庁舎の施設を検討するときに、複合化がひとつの重要なテーマとなっており、費用負担の大小のみならず、災害に強く、防災拠点としての機能を発揮できること、もうひとつは、人が集える空間を創ることなど、総合的な判断が必要となりますので、新庁舎構想調査事業において、具体的な試算や検討を進めてまいります。

次に、「当別町150年」についてのご質問ですが、確かにこれまで記念事業の概要を各団体や住民の皆様にお伝えすることができておらず、150年に対する盛り上がりはまだ醸成されていないことは私も感じているところです。

ようやく、2月26日に開催された150年記念事業実行委員会において、記念イベントの詳細を決定しましたので、これから商店街などにポスター等掲示するなど、町民の意識の底上げを図ってまいります。

なお、記念事業につきましては、先般の町政執行方針で一部述べさせていただきましたが、その他にも当別の歴史をテーマとした「歴史検定クイズ」や「歴史パネル展」といったイベントを行うほか、「グルメ選手権」、当別町ゆかりの歌手「Rihwa（リファ）」さんや、道の駅アンバサダーの「NORD（ノール）」さんのミニコンサート、さらには「姉妹都市交流文化祭」、「伊達サミット」の開催等も計画しております。

今後はこうしたイベントを積極的にPRして、全町あげて当別町の150年をお祝いする機運を高めてまいりたいと考えております。

以上、会派「清新」山田議員の代表質問に対する答弁といたします。

【教育長答弁】

会派「清新」山田議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに、「当別みらい学について」のご質問ですが、平成26年度からの研究を始めた当初は、一週間の時間割の中に組み込んで、一教科として実施していくことを想定しておりましたが、今回の学習指導要領改定による、英語教育の時数増、プログラミング教育の導入などにより、新たな教科として時間割に組み込んだでの実施が困難な状況になりました。

そこで今年度は、議員も述べておられる、「三本の柱」に基づき、社会科や生

活科などの教科、総合的な学習の時間、道徳、特別活動に位置付けて実施してまいりました。

今後は、9年間の系統性を重視し、充実したカリキュラムとなるよう、さらなる内容の精選と指導の工夫を図ってまいります。

次に、「教職員の働き方改善に向けた取組みについて」のご質問ですが、外国語やプログラミング教育が、令和2年度から新たに導入されるということで、当別町教育委員会では、平成30年、平成31年（令和元年）と2年をかけて、時間割編成の工夫やカリキュラムの見直し、教員研修、「一貫教育推進講師（英語）」や「ALT」の派遣、指定事業を活用した授業改善に取り組んできました。

このように教育委員会のサポートは、しっかりしてきましたので、子ども達の教科指導の充実は、図れるものと考えております。

次に、「幼保小接続プログラムの実行について」のご質問ですが、幼児教育の学びの中心は、議員ご指摘のとおり、遊びを中心とした教育です。その中に自然の中でのプログラムも位置づけられております。

接続プログラムの意義は、幼児教育での遊びを通して生まれる「学びの芽生え」を小学校教育での「自覚的な学び」へとスムーズにつなげることにありますので、今まで通り「自然との関わり」を重視するプログラムも取り入れながら、小学校により結びつくプログラムを 実施してまいります。

以上、会派「清新」山田議員の代表質問に対する答弁といたします。

3月6日

質問者 会派爽新 古谷 陽一 議員

【町長答弁】

会派「爽新」古谷議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに、「当別町農業10年ビジョン推進プロジェクトについて」のご質問ですが、「農業10年ビジョン」の目標年は2024年で、計画期間の半分を終えたところです。

現在のところ、ビジョンの経営戦術指標である「米」「畑作物」「野菜」「花卉」「畜産・酪農」「その他加工品」など、項目ごとにその課題を洗い出し、この5年間の歩みの中で顕著となった問題点のフォローアップ作業を重点的に行い、ビジョンに定めた「農業算出額100億円」達成に向けて取り組んでまいります。

また、昨年設立した「当別町農業総合支援センター」の活動に町も主体的に加わり、「担い手不足」や「スマート農業」「ほ場の大区画化」などの課題に取り組む「10年ビジョン」達成につなげてまいります。

言うまでもなく、『儲かる農業』にしていくことが『持続可能な農業』につながるものであり、課題克服に取り組んでまいります。

次に、「産業力の強化に係る施策」についてのご質問にお答えします。

「事業投資に係る今後の見通し」ですが、ロイズコンフェクトの大規模な工場増設事業を始め、もやし製造のオシキリ食品や昭和サッシの工場拡張事業が実施を決定しております。

また、これら以外にも町内既存企業の工場新設や増設の計画、さらに、木質バイオマスによる発電事業や農業の複数戸による法人化など道内外の企業が絡んだプロジェクトの協議が進んでおります。

事業決定がなされていないものを含めると、延べ10件程度のプロジェクトが、現在進行形で「動いている」状況でございます。

これらについては、町内外の企業に対して、より活用しやすい制度へと改正を行った「企業立地促進条例」に基づく優遇措置が活用されており、こうした「事業投資の動き」を活発化させる契機となっているものと認識しているところでございます。

新規の企業誘致の取り組みについては、町内の立地可能な土地情報や遊休資産

など様々な情報を提供し、企業側のニーズに対し、フレキシブルに対応しているところがございますが、課題は、議員ご指摘のとおり、工業団地のようなインフラが整備された用地がないことであり、その必要性は私も十分認識しております。

しかし、そのようなインフラ整備を、町が先行的に行う場合は、将来的に大きな財政負担が生じる可能性もありますので、今は進出企業と連携したインフラ整備を進めていかざるを得ないと考えております。

また、土地利用の見直しですが、現在の土地利用計画では、国道337号、275号沿線を企業誘導ゾーンに指定しており、このエリアに企業の進出、立地を促す方針に変わりはありません。

既に町内で実績のある、地域未来投資促進法に基づく事業、企業立地促進条例による優遇措置の活用などにより、引き続き、効果的な土地利用を進めてまいります。

次に、公共交通活性化プロジェクトについて、お答えします。

町は、令和元年度から令和2年度にかけて、「当別版ローカルMa a S」の構築事業に取り組んでおります。

「Ma a S」とは、Mobility as a Serviceの略で、複数の公共交通を統合したサービスを新たに構築していくことでありますが、トヨタ・モビリティ基金の助成を受け、町内のJR・バス・タクシーといった地域公共交通について、スマートフォンなどを活用して横断的に経路検索ができたり、デマンドバスやタクシーの予約が行える当別町版の総合交通アプリを開発し、ICT環境を活用して、町内での移動の利便性を向上させるように取り組んでいるものです。

また、冬場、ダイヤの遅れが生じた場合に、寒い中、バス停で待つ時間を解消できるようにこのアプリには、コミュニティバスの運行位置がリアルタイムで把握できる機能も備えるよう、開発を進めております。

なお、これらの機能については、新たに運行する「月形当別線」のバス運行でも活用できるように開発を進めてまいります。

加えて、期間限定ですが、ふれあいバスの定期券購入時にタクシー利用券を配布するサービスや、農村地域と市街地との移動に対するタクシーの定額サービスなどの実証実験も実施し、これらのサービスに対するニーズの把握にも取り組んでまいります。

スマートフォンの活用など、高齢の方には利用しにくい面もあるとは思いますが、発達した情報化社会における新しい交通サービスとして、町民、特に高齢の方々への周知にも丁寧に対応しながら、住みやすいまちづくりにつながるよう、

取り組みを進めてまいります。

次に「再生可能エネルギー」と「林業振興」についてのご質問ですが、古谷議員ご発議のとおり、昨年、旧中小屋中学校を拠点に、町内4者の共同事業体による木質チップの製造と販売事業を始めることができました。

新年度には、西当別小学校、中学校で木質チップのエネルギー利用が始まり、木質バイオマスの地域循環が本格的にスタートする年となりますので、さらに再生可能エネルギーの利用を加速させてまいります。

そのためには、森づくりを着実に進めることが必要でありますので、林道、植林、間伐といった森林整備を進めるとともに、高性能林業機械の導入やドローンによるICT技術の活用などにも積極的に取り組んでまいります。

あわせて、町産材の積極的な活用など、地産地消の取り組みを通じて、地域循環による林業振興を進めてまいります。

以上、会派「爽新」古谷議員の代表質問に対する答弁といたします。

【教育長答弁】

会派「爽新」古谷議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに、「当別高校の今後のあり方について」のご質問ですが、「町内の中学生が多く志望する高校とすべき」という議員の考え方には私も同感です。

当別高校は、北海道唯一の異なる3学科を有する高校という特色を持っていますが、今後、存続するための方策について研究を進める時期に来ていると考えております。生徒に選ばれる高校となるための方向性を令和2年度中に、北海道教育委員会や当別高校、町内関係者と協議を進め、結論を導き出せればと考えているところです。

以上、会派「爽新」古谷議員の代表質問に対する答弁といたします。

令和2年第1回当別町議会定例会 代表質問 答弁書

3月6日

質問者 会派緑風会 秋場 信一 議員

【町長答弁】

会派「緑風会」秋場議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに、新しいまちの顔づくりにおけるJR新駅についてのご質問にお答えします。

既存の2駅を中心としたまちづくりに大きな影響はないのか、ということについてですが、新駅の設置が実現すると、率直に、影響があるものと思っております。

既存の2駅周辺の開発は、これまで議論してきたとおりに進めてまいりますし、特に、西当別地区においては、既にある太美駅と新駅は距離が近く、互いに駅周辺エリアが結びつき、より効果的なまちづくりに発展していくものと期待をしております。

秋場議員の「JR駅が新たにできることは素晴らしいことである」とのご発言を心強く受け止め、新駅設置の早期実現に向けて、進めてまいりたいと思います。

新駅周辺のまちづくりのコンセプトやターゲットについてですが、新駅設置の提案者・要望者である(株)ロイズコンフェクトが人を呼び寄せるためアミューズメント施設やテーマパークを新設することを契機に、新たな人の流れを生み出すことにつながるコンセプトやターゲットを研究していくことが必要であるものと認識しております。

なお、この度策定しました総合戦略の「新しいまちの顔づくりプロジェクト」の中でも触れておりますが、5Gをはじめとした情報環境の整備も併せて構築していきたいと考えております。

予算措置に伴う財政負担についてですが、会派「清新」山田議員の代表質問に対して答弁しましたとおり、町が負担すべき整備も当然、生じますので、新たな予算措置も必要になりますが、詳細な整備すべき事項は、現時点では明確になっておりませんので、具体的に見えてきたときには、これまでと同様、財政的な分析をしっかりと行ってまいります。

新駅構想に係る地域住民への説明の必要性についてですが、構想が具体化し、実現の目途が見えた時には、太美地区の住民に限らず、町全体の住民への説明は、必要に応じて適宜実施していくこととなります。

なお、太美駅のバリアフリー化についてですが、J R北海道によって令和2年度中に整備される予定は、変わっておりません。

新駅設置に対する町の支援、J R・民間・町の負担についてですが、本件は、一民間企業のプロジェクトではなく、町全体のプロジェクトの位置付けをしておりますので、繰り返しになりますが、当然、町の負担も発生してくるものと認識しております。

要望している新駅は請願駅となりますので、駅新設については要望者側の負担、設置後の運営管理費用については、J Rの負担が原則となっております。

新駅設置に関する乗降者数などの条件や、検討会議で見えてくる課題といった現時点の状況についてですが、新駅設置を満たすための乗降者数や、その他の条件にどのようなものがあるのかは、検討会議が始まったばかりであり、現時点では、まだ明確ではありません。

また、ダイヤへの影響については、多少生じる場所はあると思いますが、快速化への影響となるものではないと認識しております。

乗り越えるべきハードルはないのか、ということについてですが、今後の協議によりハードルとなる課題が明らかになってくるものと思いますが、これまでの打合せや検討会議等で感じていることは、双方のスピード感に齟齬があるということでもあります。

次に、当別小学校の跡利用についてのご質問ですが、当別小学校敷地及びその周辺については、様々な活用が考えられます。川が流れ、草木が茂り、古くからのたたずまいが残る、当別の歴史を感じられる空間として、大変価値のあるエリアだと考えているところです。

会派「清新」山田議員の代表質問に対して答弁しましたとおり、当別小学校の活用は、役場庁舎更新における、ひとつの選択肢として捉え、比較検討を行ってまいります。

また、町民の合意形成につきましては、立地適正化計画により、国などの各種支援制度の活用による財源確保が可能となりますし、民間資金を活用するPPP／PFIの導入も考慮し、広く町内外から知見やアイデアを集めながら、小学校敷地、中心市街地及び駅周辺を含む都市機能誘導区域の面的整備について具体化していく考えであります。

次に、「子育て世代向け町営住宅」に関する質問ですが、はじめに、土地を4棟分、購入する理由ですが、残りの3棟についても、今後、順次、改修工事を

進める計画でありますので、4棟分の土地購入費を予算に計上しております。

現在の教職員住宅の敷地は、借地料を支払っておりますが、今後も長期にわたって借地料を支払うよりは、土地を購入した方が、総合的な費用の面からも有利であると判断いたしました。

また、「今後、他の同様のケースの考え方」についてですが、それぞれの事案で、状況や条件が異なりますので、経済性等を総合的に考慮し、個別に判断することになります。

次に、「民間業者の圧迫にならぬよう調整が必要ではないか？」とのご質問ですが、町内の居住施設が不足する中、これまでも民間事業者に、住宅建設の要望をしまいましたが、なかなか実現には至りませんでした。

むしろ町が、この住宅を整備することで、民間の参入を促す先駆けになるものと期待し、踏み切った次第です。

今後も民間事業者の参入が見込まれない場合、町が「子育て世代向け町営住宅」の新築を考えてまいります。

以上、会派「緑風会」秋場議員の代表質問に対する答弁といたします。

【教育長答弁】

会派「緑風会」秋場議員の代表質問にお答えいたします。

当別高校の今後のあり方について「何らかのインセンティブ」をとのご質問ですが、会派 爽新 古谷議員の代表質問にお答えしたとおり、生徒に選ばれる高校になることが優先すべきことと考えます。

参考までに、現在のところ当別高校は、北海道医療大学から看護福祉学部の指定校推薦枠を1枠いただいております。

これは、一定程度の成績があれば、面接試験のみで入学できる制度であり、生徒にとっては大いにメリットのある制度です。

今後、大学進学や就職への支援については、高校とともに大学と協議しながら、進めていく考えです。

以上、会派「緑風会」秋場議員の代表質問に対する答弁といたします。

3月6日

質問者 会派公明 五十嵐 信子 議員

【町長答弁】

会派「公明」五十嵐議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに、「災害に強いまちづくりプロジェクト」に関してのご質問ですが、「防災マップの活用方法」について、来年度に改定する新しい防災マップは、洪水や土砂災害、地震などといった災害種別ごとの情報をよりわかりやすく示すこととするほか、住民一人ひとりが、どのタイミングで、どのように避難行動を行うべきかについての「マイタイムライン」のひな型も掲載する予定です。

しかし、残念ながら、どんなに素晴らしい防災マップを作成しても、活用されなければ意味がありませんし、防災マップ自体も決して万能なものではありません。

何より大切なことは、防災セミナーや出前講座、避難訓練などに参加し、災害に対してしっかりと学習していただくことです。

できるだけ多くの住民がこうした行事に自発的に参加していただけるよう、議員各位におかれましても住民への意識啓発のご協力をお願いします。

また、「高齢者、視覚及び聴覚に障がいを持つ方等、避難困難者への対応」についてのご質問ですが、避難困難者それぞれの状態によっても様々ですが、一般的には、

- ① どこに避難するべきか、
- ② 避難場所までどうやって移動するか、
- ③ 「支援者を探す」

この3つが大きなポイントとなります。

まずは自分の地域で、どのような災害が起こりやすいかを知り、そのうえで、どこの避難所に避難するべきか、避難所までどのように移動するかを前もって決めておくこと、そして何より重要となるのが、支援者を探すことです。

避難所まで自力で歩いていくことが困難な方々は、家族や近隣の住民、町内会長や民生委員などの方々と日頃からつながりを持つことで、誰に支援を求めるのかといった、避難困難者自ら必要な助けや支援を受けるための「受援力」を養っていただきたいと考えます。

なお、町としても、防災セミナーなど、様々な機会においてこうした意識啓発

を図っていくとともに、相談体制の充実を図っていく考えです。

以上、会派「公明」五十嵐議員の代表質問に対する答弁といたします。

【教育長答弁】

会派「公明」五十嵐議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに、「就園援助事業」についてのご質問ですが、本事業の実施経緯につきましてご説明いたしますと、国による昨年10月からの幼児教育・保育の無償化制度では、低所得世帯までの副食費の免除が含まれておりますが、依然として主食費と教材費の自己負担は残っております。

そのため低所得者世帯の中でも特に生活保護世帯の窮状を鑑み、主食費と教材費も町負担とすることといたしました。

いずれにせよ、今後の主食費と教材費の負担のあり方は、国の動きを見ながら検討を行う考えであります。

次に、「保育士等就労支援事業」についてのご質問ですが近年保育士確保は、全国的に喫緊の課題となっております。

本事業は、新規の保育士確保及び現在従事している保育士の継続雇用の促進・離職防止、町内居住の促進を目指し実施をするものであります。

事業の周知につきましては、ホームページへの掲載、町内各認定こども園に勤務する保育士への周知のほか、町内認定こども園が保育士養成校に対して、保育士募集を行う際に、当別町からの支援策として記載をしてもらうことが有効と考えます。

また、札幌市をはじめ管内各市町村においても保育士確保対策を進めていることから、他市町村に劣らない支援や処遇改善を行う必要があります。

そのことが、保育士の町内居住や働く意欲の向上につながるものと考えます。今後とも幼児教育に対する情熱や専門性のある、人材の確保を目指します。

以上、会派「公明」五十嵐議員の代表質問に対する答弁といたします。

令和2年第1回当別町議会定例会 議案提案説明書

令和2年3月6日分 その2【議案第8号から議案第21号まで】

議案第8号から議案第21号

只今、一括議題となりました議案第8号から議案第21号までの関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、議案第8号「令和2年度 当別町一般会計予算」についてであります。令和2年度の一般会計予算は、歳入、歳出の総額を121億4,843万8千円とし、対前年度比では、18億823万1千円、17.5%の増となっております。

歳出を款別に申しますと、

議会費は、対前年度比2.6%増の 9,035万5千円

総務費は34.2%増の 28億4,987万9千円

民生費は4.2%増の 20億2,846万7千円

衛生費は0.5%増の 5億2,411万8千円

農林水産業費は7.2%減の 5億6,305万3千円

商工労働費は13.5%増の 5,321万円

土木費は16.8%増の 16億5,512万5千円

消防費は0.5%増の 4億8,608万6千円

教育費は162.1%増の 13億4,083万円

災害復旧費は66.7%減の 5千円

公債費は5.6%減の 10億4,376万円

職員費は1.7%増の 15億855万円

予備費は、前年度同額の 500万円 であります。

この財源といたしまして、

町税は、対前年度比2.2%減の 19億2,612万6千円

地方交付税は0.7%増の 35億627万3千円

国庫支出金は50.5%増の 12億2,993万3千円

道支出金は20.3%減の 5億7,623万4千円

繰入金は76.2%増の 13億4,441万1千円

町債は114.8%増の 12億3,510万円 などで措置いたしました。

次に、議案第9号

「当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会条例の一部を改正する条例

制定について」であります。第2期となる『当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略』の進捗及び管理を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第10号

「当別町地域間交流拠点施設に係る指定管理者の指定について」であります。 「地域間交流拠点施設」の指定管理者に『株式会社t o b e』を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第11号

「当別町手数料条例の一部を改正する条例制定について」であります。 『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号

「当別町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」であります。 通院医療費の助成対象者を小学校就学前から小学校卒業までに拡大し、併せて条例名を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号

「当別町障がい福祉基本計画策定委員会条例制定について」であります。 『当別町障がい福祉基本計画』の策定に関し、必要な事項について協議するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第14号

「当別町図書館条例制定について」であります。 当別町の教育・文化の発展に寄与することを目的とし、当別町図書館を設置するため条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第15号

「令和2年度 当別町国民健康保険特別会計予算」についてであります。 歳入、歳出予算の総額をそれぞれ22億1,410万9千円といたしました。

歳出の主なものは、

保険給付費 15億6,768万4千円
国民健康保険事業費納付金 5億2,780万2千円
保健事業費 4,851万6千円 であり、
この財源といたしましては、
国民健康保険税 4億267万1千円
道支出金 16億2,049万2千円
繰入金 1億4,612万円 などで措置いたしました。

次に、議案第16号

「当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」であります
が、保険税率の改定等を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第17号

「令和2年度 当別町後期高齢者医療特別会計予算」についてであります
が、歳入、歳出予算の総額をそれぞれ 2億5,651万3千円といたしました。

歳出の主なものは、
後期高齢者医療広域連合納付金 2億4,911万3千円 であり、
この財源といたしましては、
後期高齢者医療保険料 1億7,784万8千円 などで措置いたしました。

次に、議案第18号

「令和2年度 当別町介護保険特別会計予算」についてであります
が、歳入、歳出予算の総額をそれぞれ、16億574万4千円といたしました。

歳出の主なものは、
総務費 1,826万1千円
保険給付費 14億9,838万8千円
地域支援事業費 8,255万9千円 であり、
この財源といたしましては、
保険料 3億3,639万5千円
国庫支出金 3億7,286万9千円
支払基金交付金 4億1,609万8千円
道支出金 2億3,792万2千円
繰入金 2億4,223万9千円 などで措置いたしました。

次に、議案第19号

「令和2年度 当別町介護サービス事業特別会計予算」についてであります、歳入、歳出予算の総額をそれぞれ、6,778万6千円といたしました。

歳出の主なものは、

総務費 169万円

サービス事業費 6,589万5千円 であり、

この財源といたしましては、

サービス収入 6,777万9千円 などで措置いたしました。

次に、議案第20号

「令和2年度 当別町下水道事業特別会計予算」についてであります、歳入、歳出予算の総額をそれぞれ、8億9,033万円といたしました。

歳出の主なものは、

公共下水道費 3億9,126万1千円

公債費 4億9,896万9千円 などであり、

この財源といたしましては、

使用料及び手数料 1億8,686万3千円

国庫支出金 7,016万1千円

繰入金 4億2,100万円

町債 2億600万円 などで措置いたしました。

次に、議案第21号

「令和2年度 当別町水道事業会計予算」についてであります、最初に収益的収入及び支出予算について、

収入予定総額を 6億5,638万9千円 といたしました。

その主なものは、

営業収益 4億3,390万6千円

営業外収益 2億2,248万3千円 であります。

また、支出予定総額を 6億3,828万8千円 といたしました。

その主なものは、

営業費用 6億1,257万3千円

営業外費用 2,538万5千円 などあります。

次に、資本的収入及び支出予算についてであります、

収入予定総額を 1億3,990万2千円 といたしました。

その主なものは、

企業債 1億1,680万円

補償金 2,184万5千円 などであります。

また、支出予定総額を 2億8,992万6千円といたしました。

その主なものは、

建設改良費 2億1,335万円

企業債償還金 7,657万6千円 などであります。

以上、議案14件につきまして、

よろしく、ご審議をいただきますようお願い申し上げます。

令和2年第1回当別町議会定例会 第3日

令和2年3月11日（水曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	櫻井紀栄君	2番	佐々木常子君
3番	西村良伸君	4番	五十嵐信子君
5番	鈴木岩夫君	6番	山崎公司君
7番	秋場信一君	8番	渋谷俊和君
9番	山田明君	10番	古谷陽一君
11番	稲村勝俊君	12番	高谷茂君
13番	島田裕司君	14番	岡野喜代治君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（0名）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	宮 司 正 毅 君
副 町 長	増 輪 肇 君
総 務 部 長	一 宮 直 人 君
総 務 課 長	長谷川 明 君
企 画 部 長	江 口 昇 君
住 民 環 境 部 長	大 畑 裕 貴 君
福 祉 部 長	中 出 徳 昭 君
経 済 部 長	高 松 悟 志 君
建 設 水 道 部 長	吉 尾 雅 昭 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君
教 育 部 長	山 崎 一 君
代 表 監 査 委 員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	野 村 雅 史 君
次 長	岸 本 昌 博 君
係 長	浦 島 卓 君
主 査	瀬 戸 貴 裕 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

11番 稲村勝俊君

12番 高谷茂君

を指名いたします。

◎一般質問

○議長（後藤正洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付いたしております一般質問通告一覧により順次行います。

なお、新型コロナウイルス対策上、答弁は演台にて行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、通告1番、佐々木君の質問です。

佐々木君。

○2番（佐々木常子君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、防災減災対策について伺います。今までなかったような災害がいつ、どこで起きてもおかしくない状況であると日本中で防災、減災対策に取り組んでいます。当別町においても研究、努力を重ねているところだと思えます。昨年1度末広、美里、錦町、下川4町内会合同で水害の避難訓練が行われましたが、他の地域では不安の声がたくさん聞こえてきています。地震のときとは違う避難所に行かなくてはならない場合もありますし、避難経路も違ってきます。避難するタイミングも全く違います。避難訓練は、町内会が中

心となつて行われる場合が多いと思いますが、なかなか推し進まない現状と思われます。町としての対策をお聞きします。

次に、辻井北海道危機対策局長は、訓練が非常に大切であり、大変ではあるが、1泊の訓練を行うと、日帰りの訓練では分からなかったいろいろなことが分かる。必要なこと、必要なものが分かるとお話しされていました。当別町においてもこのような取組は大切と考えますが、お考えを伺います。

次に、実際の避難所では相談しづらいこともあるので、女性スタッフがいてほしいとの声が多く、急遽対応した例があったようですが、当別町としての対策を伺います。

次に、防災教育について伺います。文部科学省では、防災教育の目的として①、それぞれが暮らす地域の災害、社会の特性や防災科学技術等についての知識を備え、減災のためにも事前に必要な準備をする能力、②、自然災害から身を守り、被災した場合でもその後の生活を乗り切る能力、③、進んで他の人々や地域の安全を支えることができる能力、4番、災害からの復興を成し遂げ、安全、安心な社会を構築する能力といった生きる力を汎用し、能動的に防災に対応することのできる人材を育成するために行われるものであると発表しています。さらに、児童生徒は教えられる側であることのみならず、年齢が上がるに従って教える側に立つこともあり、そのために自分で能動的に学習することが必要であるが、そのような取組の支援は不足しています。我が国全体の防災力の向上を考えた場合、まずは吸収力の高い児童生徒を対象に、将来の担い手や継ぎ手として育てることが極めて有効である。学校における防災教育を充実していくことは重要である。あわせて、児童生徒を通じて家庭の安全対策を促進するという副次的効果も考える必要があるとありました。片田群馬大学名誉教授は、2004年から岩手県釜石市で児童生徒を中心とした津波防災教育に取り組みました。①、想定にとらわれない、②、そのときの状況下で最善を尽くす、③、自ら率先して避難するという避難3原則を教え、東日本大震災では津波で甚大な被害が出る一方で、小中学校の児童生徒はほぼ全員が無事に避難したことから、釜石の奇跡と呼ばれました。このように、専門家による防災教育と訓練は非常に重要なことだと思います。当別町においても子どもたちの命を守るため、専門家を招き防災教育を進めていくことが大切だと思いますが、お考えを伺います。

次に、がん教育について質問いたします。我が国においてがんは、昭和56年より死因の第1位であり、平成27年には年間約37万人が亡くなりました。生涯のうちに約2人に1人が罹患すると推計されています。こうしたことから、依然としてがんは国民の生命と健康にとって大きな問題である。がん対策推進基本計画にこうあります。第1に、基本計画の全体目標としてがん患者を含めた国民ががんを知り、がんの克服を目指す。①、科学的根拠に基づくがん予防、がん検診の充実、②、患者本位のがん医療の実現、③、尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築。第2に、分野的施策として①、がん予防、②、がん医療の充実、③、がんとの共生、緩和ケア、がん患者の就労を含めた社会的問題等、④、これらを支える基盤の整備、がん教育、普及啓発などとあります。

平成28年12月に改正されたがん対策推進基本法第23条では、国及び地方公共団体は、国民ががんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとするというように、がん教育の文言が新たに記載されました。健康については子どもの頃から教育を受けることが重要であり、子どもが健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切である。これらをより一層効果的なものとするため、医師やがん患者、経験者等の外部講師を活用し、子どもにがんの正しい知識やがん患者、経験者の声を伝えることが重要である。平成29年度から令和4年度までの6年間を対象とした第3期がん対策推進基本計画では、がん教育について、国は全国の実施状況を把握した上で、地域の実情に応じた外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努めるとされています。当別町においては、昨年北海道医療大学より申出があり、竹生礼子教授により西当中でがん教育が行われたと伺いました。今後中学校においても小学校においても充実したがん教育が必要と思いますが、今後の対策、対応をお聞かせください。

次に、遺族が行う死亡に関する手続についてですが、死亡届の提出など行政手続だけでも大変ですが、相続など多岐にわたる手続が必要になります。現在も親切に対応して下さっていますが、大切な人が亡くなったばかりの遺族の負担を考えると、全てを一括でというのは難しいかもしれませんが、必要な申請書を一括で作成するなど、できるだけそこに近いような体制をつくっていくことが大事だと思いますが、お考えをお聞きます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（後藤正洋君） ただいまの佐々木君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 佐々木議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、水害に対する避難所、避難経路、避難訓練などの対策についてのご質問ですけれども、去年は防災セミナーにおいて専門家をお招きしまして、ハザードマップの理解だとか、あるいは浸水の深さの理解、避難のタイミング、こういったことに関してワークショップを行いまして、大雨洪水による災害を想定した避難行動について学び合いを行いました。また、議員も先ほどおっしゃっていましたが、ご存じのとおり防災マップの改訂を本年は行って、特に災害の種別ごとの情報をより分かりやすく示す、そういったハザードマップ、あるいは指定避難所の見直し、これも併せて今行うことにしております。ただ、どんなにすばらしい防災マップを作成しても、活用しなければ意味がない。この点は、今回の同じ会派の五十嵐議員の代表質問でもお答えをしたとおりなのですが、要は防災マップ自体、これ決して万能なものではありません。ですから、何より大切なことは防災セミナーあるいは地域や町内会ベースで行われる訓練でありまして、こういったものにできるだけ多くの町民の参加を求め、災害に対してしっかりと訓練あるいは学習を

していただくことというふうに思っております。ですから、ぜひ議員の皆様方におかれましても住民からの不安の声に応じて、地域主導による訓練や学習会の実施、またこうした行事への参加を促すといった活動をぜひ実践をしていただけますよう心から皆様方をお願いを申し上げる次第であります。

次に、宿泊型の避難訓練のご提案ですけれども、本町におきましても今年の7月に実施する予定にしております。関係団体との準備が整い次第、住民の皆様方に周知をしましてまいるつもりであります。

また、避難所運営において女性スタッフというお話ではありますが、私もその必要性については議員と全く同感であります。非常に重要だと思います。ですから、自主防災組織、こういった組織とか地域に対して訓練の段階から女性の参画を促して、できるだけ多くの方に入ってもらうということを進めていければと思っております。いずれにしても、大規模な災害が発生した場合、町の職員が全てを補うということは不可能でありますので、町民の皆さんにまずは自分の命は自分で守るといった自助の心構えの普及啓発、そして共助の観点から、自主防衛組織や町内会が主体的に避難所の運営を行っていけるように様々な機会を通して啓発をしております。これらにつきましてもぜひ議員の皆様方の絶大なご協力をお願いをいたします。

あと、防災教育のほうについては後ほど、それからがん教育については教育長のほうから回答を申し上げます。

次に、遺族が行う死亡に関する手続についてのご質問ですが、議員おっしゃるとおり、これ複雑で非常に多岐にわたっていて、人によってまたそれぞれ違いますので、なかなか全てを一括で行うということは非常に難しい状況であるということをご認識いただいていると思いますが、例えばまず葬儀前に済まなければならない手続では、死亡届を出し、火葬、埋葬の申込み、そして葬儀後、まず年金の手続や、あるいは健康保険、介護保険、障害者手帳の返還とか、あるいは税金とか上下水道、電力、こういったものの手続が必要になってきます。こういった名義変更などが非常に必要になってまいります。ですから、いろんな手続をしなければいけない。現在でもできるだけ負担をかけないようなサービスをしているつもりですが、今後ともご逝去に伴う諸手続、これ今もあるのですけれども、その説明のリーフレットをもっと分かりやすく、順番を示すなりして、どこに行けば情報がしっかり取れるかということをしっかり改定をしていきたいというふうに思います。同時に、お悔やみ専用窓口のお話をいただきましたけれども、これも非常に有効と思いますので、ご遺族の負担軽減になるようにお悔やみ専用窓口というのを役場の窓口に表示をして、皆さんへのサービス向上に努めたいと、こういうふうに思っております。

以上、佐々木議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 佐々木議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、防災、減災対策についての専門家による防災教育についての質問でございます

が、議員がおっしゃるとおり、専門家を招いての指導あるいは助言というのは大変重要で意義あるものと捉えております。現在学校におきましては、防災教育を教育課程に位置づけてまして全体計画をつくって取組を進めているところであります。その中で自衛隊、消防署、町の防災担当など専門家から指導を仰いで、救急救命講習などの訓練を実施しております。今後につきましても専門家の招聘を含めてさらに内容の充実を図って、子どもたちや先生方、あるいは我々の防災についてのレベルを上げていきたいというふうに考えております。

次に、がん教育についてのご質問でございますが、議員がおっしゃるとおり、子どもたちが正しい知識を持って健康と命の大切さを主体的に考えることができるようになるということは、学校における健康教育を進める上で大変重要なことと私も考えております。現在がんについては、教科としては小学校5、6年生の保健領域、中学校3年生の保健で学習をしています。その他の領域では食育、薬物乱用防止教室などの学校行事でも取り上げて学んでいるところです。今後これまでの取組に加えまして、2021年開始の中学校新学習指導要領にがん教育が明記されたことも受けまして、北海道医療大学等の高等教育機関と連携しながらがん教育を強化してまいりたいと考えております。

今年度ですが、議員おっしゃられました、1年前倒して西当別中学校3年生を対象に、北海道医療大学、竹生先生においでいただいて特別授業を行いました。がんについての理解を深めることができたということで生徒から大変好評を得ているところであります。令和2年度ですが、この取組を当別中学校でも実施する予定であります、ご承知のとおり本町は一貫教育校ということで位置づけてありますので、小学校も交えた形での実施を考えているところです。また、経験された方の声もその中で聞けるようなプログラムを大学と相談しながら進めていきたいと考えております。

以上、佐々木議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 佐々木君。

○2番（佐々木常子君） ありがとうございます。1つだけ提案というか、さっきの女性参画のところで、全体的には本当にありがたいなと思って先ほどから聞いていたのですが、どうしても呼びかけても女性の参加って非常に少ないですね、町内会長はちゃんといらっしゃっているのですけれども。だから、やっぱりそこをぐっと呼びかけたほうがいいのではないかしらというふうに少し思ったのと、あともしあれでしたら女性リーダーのための研修会のようなものを持つとか、すみません、これは提案です。そんなようなものをしたほうが具体的に進むのではないかなというふうに考えたのですけれども、どうでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 議員、提案型の質問ということですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 確かに、呼びかけてもなかなか出てこないという状況はあります。

今働き方改革の中でも女性の進出の度合いが日本は非常に少ないということも同時にされていますが、本当を言うと町内会長なんかは女性がたくさん出てこなければいけませんよね。だから、日本の独特の女性がなかなか出てこないという雰囲気を変えるには、そういった女性リーダーというようなことをやるのは一つの方法だと思いますので、各地域あるいは町内会とも打合せをしながら、皆さんとそういうものを取り入れていくように我々もできるだけ皆さんに訴えていきたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 以上で佐々木君の質問を打ち切ります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時30分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告2番、山崎君の質問です。

山崎君。

○6番（山崎公司君） ただいま議長の許可をいただきまして、通告書に基づき本日は3項目について質問させていただきます。

まず、当別町第6次総合計画について質問いたします。今年2020年、当別町150年でもあります。今後5年、10年の生活環境が大きく変わろうとしております。いや、変わると思います。その要因として5点挙げますと、まず1つ目にSociety 5.0、これは人類社会発展の歴史における5番目の新しい社会で、AI、ロボット、ビッグデータなどの革新技術をあらゆる産業や社会に取り入れることにより実現する新たな未来社会です。この基盤となるのが第5世代移動通信システムである5Gです。昨年4月に米韓で商用化され、現在世界で30か国に導入され、日本では急ピッチで準備が進められておりまして、この4月から競争が始まると思います。2030年をめどに5Gの10倍以上の速度を実現する6Gの推進も実現いたします。2つ目に、SDGsです。持続可能な開発目標として2015年9月の国連サミットで採択されたもので、2030年までに国際社会が実現すべき17の大きな目標と169のターゲットで構成されております。3つ目に、札幌連携中枢都市圏として2030年、北海道新幹線が札幌までまず延伸されます。4つ目に、2030年、札幌での冬季オリンピックの実現性の可能性がございます。5つ目に、平成11年、2万875人の人口のピークから人口減少が20年間続き、直近3月1日現在、管内では最大の5,081人の減少であります。このような時代の変化と課題に対してどのような対策を講じていくのか。長期的な展望に立ち、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるために当別町第6次総合計画と創生総合戦略が策定されました。

5点について質問いたします。

まず、1つ目に、当別町第6次総合計画及び創生総合戦略を策定するに当たり、第1期の創生総合戦略の総括として数値目標の転入者数、K P Iの出生者数、目標よりかなり下回っております。大きな課題となり、さらなる取組が必要であります。今後の改善策について伺います。

2つ目に、新しい時代の流れを力にする。つまり地域におけるS o c i e t y 5.0の推進とS D G sの実現をどのように捉え、課題解決という観点から考え方をどのように反映し、またどの部分に貢献されているのか伺います。

3つ目に、総合計画の将来の目標人口は、2030年までに1万6,000人、2040年までに1万8,000人、2060年までに2万人の達成を目指しとなっております。これは、平成11年からこの当別町には過去にない30年間人口減少が続くこととなります。住民基本台帳による人口動向を確認いたしますと、平成11年11月1日が2万875人、当別地区が1万4,195人、太美地区が6,680人でございます。これが直近の3月1日現在、人口は1万5,794人、当別地区が9,858人で4,337人の減少、太美地区は5,936名で744名の減少という形になって、ピーク時より当別町は5,081人減少しております。この20年間を見ますと、前半10年で2,174人、後半、この直近までで2,907人という減少になっております。このような人口動向を確認すると同時に、平成29年の6月の私の一般質問で人口減少についてやった際、2020年には人口減少を止めると。それと、2040年の2万人という構想がありましたが、年齢区分等、このときは高齢者が6,000人、生産年齢が1万900人、年少者は3,600人、それと2025年には1万6,386人、2030年には1万7,500人という町長から答弁をいただいております。そういう中で、今回の総合戦略の中で観光入り込み数は2024年、150万人のK P Iとなっております。今後の事業展開を確実に実行し、5年後の2024年には人口減少を止める決意が私は必要だと思います。そして、2030年には目標に少しでも上積みするように私は考えますが、見解を伺います。

4つ目ですが、前期第5次の総合計画策定の際、町民アンケート調査というのが実施されております。その結果に関する考察もしてまいりました。さらに、10年前の第4次総合計画策定の際は町民からまちづくりプランというものを募集しまして、小学生から高齢者まで208件の提案があったということで記憶しております。今回6次については、今年の6月から7月にかけてグループインタビューとして14団体と意見を聴取して、このように作成したという報告です。今後この第6次総合計画を推進に当たりまして、町民の声の集約として町内会の実情と行政に対する声を聞く機会が私は必要になるのではないかと思います、見解を伺います。

5つ目の質問です。財政面でこの5年、10年と、歳入の町税、普通交付税額、寄附金等の見通しをつけてやっていくと思いますが、この期間中には役場庁舎や西当別地区の小中一貫校の建設も検討することが必要になってきます。特に役場庁舎は、フロアを見ましてもやっと通れるようなスペース、書類の山、さらに震度3以上の強い地震があればかな

りの被害が予想されます。今後やはり役場庁舎は、職員の意識向上、町民の行政に対する期待度が急進いたします。そのような声が非常に多く聞こえてきますが、この件について伺います。

2つ目の質問です。プログラミング教育の必修化について質問いたします。論理の思考力や課題解決を養う教育として、2020年度、この4月から小学校でプログラミング教育が必修化されます。経済産業省では2030年には最大80万人不足すると言われ、これを受け、人材確保に向けプログラミング教育の推進を重要視し、小学校での必修化を決めた背景があります。必修化での実際のカリキュラムづくりや題材は各学校の裁量となっておりますが、新聞報道によると一部の学校では未整備のところがあると言われております。ここで質問ですが、当別町の小学校の学び方や学ぶ学年はどのように実施される予定か、その内容と現状課題はないのか伺います。

3つ目の質問でございます。人事評価制度導入の効果について質問いたします。当別町は、平成28年4月から人事評価制度が導入され、4年経過しようとしております。地方分権の進展により、地方自治体は自己決定、自己責任の範囲が拡大していくという新たな段階を迎え、職員には職務遂行能力、法律や通知などの解釈能力だけでなく、課題発見、解決能力、政策形成能力の開発とともに、職員が高い意識と強い意欲を持って職務に供することを強く求められております。人事評価制度導入によりどのような効果が出ているのか、5点について質問いたします。

まず、1つ目、職員の主体的な職務遂行や自己啓発を促し、職員の人材育成と組織の活性化が図られているのか伺います。

2つ目に、制度を活用した適材適所の人事配置や給与等への反映など、能力や業績に基づく人事管理が推進されているのか伺います。

3つ目に、制度の活用を通じて主体的、自律的な職員を育成し、行政サービスの向上が図られているのか伺います。

4つ目に、現在人事評価制度と自己申告制度を併せ実施されている中で、職員の戦力強化のため研修、人事交流、自己啓発についてどのように実施、指導しているのか伺います。

5つ目に、町長は就任されてから2期目の3年目を迎えられると思いますが、この制度が導入された時期と比較して職員にどのような変化が感じられるのか伺います。

以上です。

○議長（後藤正洋君） ただいまの山崎君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。町長。

○町長（宮司正毅君） 山崎議員の一般質問にお答えをいたします。

まず初めに、当別町第6次総合計画に関するご質問についてお答えをいたします。人口減少の今後の改善策についてでありますけれども、第1期の総合戦略の数値目標及びKPIのうちで、確かに転入者数は増えてはおりません。でも、減ってもいないのです。横ばい状態が転入者は続いているわけでありまして。出生数についても、もちろん目標に達して

おりません。減っておりますが、転出者数については、戦略策定時には年間928人転出をしておりましたけれども、平成30年度には776人となって、当初我々がK P I で目標値を定めた800人を下回っております。要は人口減少の度合いというものは、この転入者と転出者との差の減少によって改善を見てきている、そういう状況にあることをまずお伝えをしておきます。このことから、人口減少に歯止めをかけるためには転入者数と出生数を増加させることが重要になります。転入者数をまず増やすためには、受け入れる居住環境を整えること、中でも子育て世帯の住環境整備が非常に重要でありまして、新しいまちの顔づくりプロジェクト、あるいは駅周辺再開発プロジェクト、あるいは公共交通活性化プロジェクト、こういった取組をもっともっと強化して進めていくものとしておりまして、新年度では子育て世帯向けの町営住宅の建設といった具体的な事業を進めていくことにおおるわけでありまして。一方、出生数を増加させるには、一体型小中一貫教育の推進だとか乳幼児医療費助成の拡充、あるいは保育料の軽減支援など、こういったものに取り組むことが重要というふうに認識しておりまして、進めているところであります。子育て世帯の住宅、それから今申し上げたようないろいろなお子さんに対する町の施策が絡み合って我々の目的に向かっていくということで今進めているわけでありまして。

その次に、S o c i e t y 5.0とSDGsについてでありますけれども、これはどちらも第6次総合計画において町を取り巻く社会動向ということで認識をしております。S o c i e t y 5.0につきましては、新しいまちの顔づくりプロジェクトにおいて5 GやA I、こういったものを活用した情報化エリアの構築を目指していこうという考えを持ってやっております。それから、SDGsについてなのですけれども、これは総合計画及び総合戦略、これはいわゆる持続可能な開発目標というその理念をしっかりと踏まえたものとして策定しているものでありまして、全ての施策がこのSDGsの17の目標のいずれかにはつながっているというふうに我々は考えております。

2030年の目標人口を上積みすべきというご意見でしたけれども、目標は1万6,000人としておりますけれども、これは議員おっしゃるとおり、当然のことですけれども、目標よりも多くの人口増加を達成できるように各施策を展開してまいります。人口減少を止める決意が必要という議員のお話でしたけれども、全くそのとおりでありまして、私が執行方針でも申し上げたとおり、今回の総合戦略は1に人口増、2に人口増、3に人口増というようなぐらいの覚悟を入れておりまして、この決意をしっかりと持って事に当たっていくつもりであります。

それから、総合計画の推進に当たって町民や町内会の声を聞く機会が必要とのご意見がありますが、このたび策定しましたこの総合戦略には大きな事業を伴うプロジェクトが幾つか入っておりますので、これらの個々の事業展開に当たってはふだんからアンテナを高くし、町民や町内会との意見の聴取に努めてまいります。

役場庁舎の建て替えを早急にというご意見については、これは私も山崎議員に全く同感であります。新年度の予算に調査費を計上して具体的に事業をスタートさせますが、より

スピード感を持って実現に向かって進めてまいります。

次に、人事評価制度の導入効果に関するご質問ですが、まず初めにこの制度の導入によって職員の人材育成と組織の活性化が図られているのかというご質問ですが、私は図られているというふうに思っております。

それから、適材適所の人事配置や給与などへの反映、能力や業績に基づく人事管理の推進についてのご質問でありますけれども、これまでの人事評価制度は人事配置や人事管理には活用してきましたけれども、給与への反映というものは行ってきておりませんでした。しかしながら、職員のモチベーションを高め職場を活性化するためには、やはり給与への反映が必須であるとかねがね私は思っておりまして、今回それを取り込んで、新年度給与から評価結果を反映させてまいります。

次に、制度の活用を通じて主体的、自律的な職員を育成し、行政サービスの向上が図られたのかというご質問ですが、私は向上が図られたと思っております。ただ、私内部の人間でありますから、外部の方々からはまだまだおまえ不足だぞというふうに思われる部分はあるかもしれません。しかし、こういった部分をしっかり受け止めて、さらに職員とともに改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、研修、人事交流、自己開発に関しましては、たしか山崎議員からは同様のご質問を平成の28年と29年の12月の議会でお受けしたと記憶しております。そのときの答弁で申し上げた内容と基本的には変わっておりませんので、繰り返しいたしません。新しい展開があった部分についてのみご紹介いたしますと、まず今年度の研修及び自己啓発に関しましては、4月に採用となった職員が受講します新規採用職員基礎研修、これを皮切りに法令、税務、契約などといった実務研修や、あるいはプレゼンとかクレーム対応などといった自己啓発を伴うスキルアップ研修、こういったものなど現在35のメニューがありますけれども、そこに延べ74名が参加をしております。また、人事交流に関してのご質問がありましたけれども、来年度は5年以上継続しております北海道との職員交流を引き続き実施をしていきますし、新たに北海道観光振興機構への職員派遣も実施いたします。町にはない新たな視点と知見を職員が持ち帰ってくれることを大いに期待しております。

次に、人事評価制度の導入以降の職員の変化に関するご質問ですが、職員は着実に成長していると私は感じております。とりわけ企画力、挑戦力、スピード感、スピード力というのですか、こういった面には目をみはるものがあるというふうに私は思っております。

以上、山崎議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 山崎議員の一般質問にお答えいたします。

プログラミング教育の実施内容、現状の課題についてのご質問ですが、まず内容です。プログラミング教育は、議員もご承知のとおり教科として増えるわけではなく、既存の科目の中で扱うということになっております。例えば4年生の算数科の学習において

直方体、立方体の展開図の作図をプログラミングで行ったり、あるいは6年生の理科で電気の性質や働きについて学んだり、音楽では様々なリズムを組み合わせた音楽づくり、総合的な学習の時間では情報についての学習という具合に多くの教科で扱うということになっております。石狩管内では7市町村が共同で今申し上げたような事例をまとめたプログラミング教育の手引を作成して、授業に取り入れるということで準備を進めているところでございます。課題につきましては、議員もおっしゃっているとおり、論理的に考える力、あるいは課題解決能力をこのプログラミング教育でいかに養っていくのかと、それから各教科の学びをプログラミング教育の導入によってより確かなものにしていけるかなど、先生方の力量が問われています。

それから、ICT機器や通信環境の整備も進めなくてはならないと考えております。教育委員会といたしましてはこの2年間、民間講師あるいは教育研究所職員による研修会、校内研修、教材の導入など先生方のサポートに取り組んでまいりました。今後もこれらのサポートを進めていくとともに、ICT機器、通信環境整備なども国の制度を活用しながら積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、山崎議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○6番（山崎公司君） 答弁ありがとうございます。まず、総合計画の中で①について質問させていただきます。

一応いろんな改善策、先ほどは子育て住宅、昨日も産業の常任委員会では新たに町営住宅、それと小学校6年生までの医療費ということの説明もいただいて、これについては今までなかったものが新たに、特に町営住宅については、やはり呼び込む一つ的手段として成果がこれから出てくるというふうに私は思っております。

出生数の件も先ほど言われておりましたが、出生数はこの数年大体五、六十人なのですが、ここへ来てひょっとしたら50を割るような数値になりつつあるのです。多分50を割ると私は思っています、この令和元年度の中では。そういう状況であるので、やはり呼び込むということも非常に、先ほどの説明で必要ですが、現在住んでいる方の子どもたち、それと子育て世代をやっぱりきっちりと、例えば子ども2人目、3人目、2.08人産まなければ人口は減るわけですから、2人目、3人目の補助とか、それから子育て世代、来年たしか1年後にこの住宅ができるということですが、引き続きお願いしたいと思っております。それと同時に質問というよりも提案をこの際させていただきますが、人口は先ほど言いましたように管内では一番減っているというお話ししました。これは提案いたしますが、ご存じでしょうが、民間企業と住宅金融支援機構が提携してフラット35というのがあります。そこで利子補給等、移住支援に積極的な道内32自治体で導入しております。この管内では石狩市、江別市、北広島市、ここが導入して、はっきりと転入者の数が増えております。それと、今年1月1日総務省が発表した住民基本台帳を見ますと、道内179市町村で社会減ではなくて社会増、転入者が超過しているところが28市町村

あると。管内は、この当別、新篠津以外全て社会増になっています。ですから、結果的にこの5年間の人口減少の要因の中で少子化対策をちょっと軽く見ていたのではないかなというふうには思っています。だから、そういう意味で、やはりこういった制度の導入ということを検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時02分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

ただいまの山崎君の再質問に対する答弁をお願いいたします。

町長。

○町長（宮司正毅君） 子育て環境を家だけではなくいろんなものを整えていかなければいけない、これはまさにおっしゃるとおりであります。ただ、住宅がなくて幾らそろえても、なかなか転入者は呼んでこれないということがうちの町の最大の課題で、おっしゃるようにこの札幌圏内の、特に石狩管内の市町村がほぼ増加に転じているというのは私も十分承知していますし、だからこそ2万人を目指して我々がやっていこうとしているわけがあります。その可能性を持った町であるわけです。ただ、即効薬というのはなく、やはりそういったものを全部そろえていかなければいけない、なかならず子育てのための住宅環境が非常にそろっていない。ですから、これをまずそろえる。そろえるのに併せて今おっしゃったような来てくださる、転入増につながるような、子どもに対しても親に対してもいろんな支援をそこに入れていくということが重要だというふうに思っております。特にフラット35という、これは私たちがよく分かっております。ですから、こういったものの助成制度の導入などは今後の住宅との展開、そういったものに併せて私は有効な手段だと思っておりますので、そういうものを取り込んでいきたいと思えます。

先ほども申し上げたように、駅前周辺の開拓等も町が自分でできればいいですけども、それだけの力がないので、やっぱり民間のディベロッパーをどうやって呼び込んでくるかというようなことをこの何年かやってきましたけれども、なかなか周辺のほかの町と比べてそこに当別の魅力がまだなかったということだったと思えます。この業界は結構建設業者、ディベロッパーさんが集まっています、そこでも札幌のどこがいい、どこのまちがいいというようなことで議論されていて、いよいよ当別もその中に仲間入りができるような環境が何となく整っているのかなと。特に札幌市内の一戸建ての土地というのが限りなく少なくなってきていて、札幌の人口の増はどっちかというと中央でのマンション、駅周辺です、中央のマンションが多くて、一戸建てがいよいよ、土地が少なくなってきているので、我々にとっては非常に大きなチャンスが訪れているのかなと、そんなふう

に捉えております。

以上であります。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○6番（山崎公司君） 2つ目の答弁をいただいて、Society5.0とSDGsの実現について先ほど答弁いただいております。5Gについて、まだ東京近辺を、北海道にはまだ基地もありませんし、具体的にはできないですが、情報化といっても今行政で医療、あるいは農業関係、ドローンをはじめいろいろと、例えば医療でしたら遠距離の医療、それとかスマート農業とか、田畑の情報管理だとか、いろんな形で農業関係では考えられていると思いますが、その辺の具体的な点。それと、SDGsの開発目標、1から17の中で今行政の中でつながっているという形の答弁がありましたが、これについて例えば具体的にこういった形のものが貢献していますよと。これについては国からも道からも30年度までには具体的にやっぱり貢献するようにやりなさいという指導が入っていると思います。この具体策について伺います。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時10分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

ただいまの山崎君の1の（2）の再質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 最初のところ、多分Society5.0の中のほんの一部ですけども、そのスマート農業についてどんなことをやっているのというお話というふうに理解してお答えをさせていただきます。

スマート農業は、それこそ今から数年前、もっと前ですか、GPSのアンテナ立てたところから農業のほうではいろんな形で、無人運転というのですか、無人作業、こういったものを目指して幾つかやっておりますし、それから最近ではドローンの活用、これもかなりというか、どこまでをほかとの比較において進んでいるかという点はありますけれども、積極的に進めておりますし、農業ではありませんけれども、林業でもドローンの活用等々、ほかの町との比較においてどの程度かというのはちょっと私も全部はつかんでおりませんが、北海道の中では先進的にやっているほうだというふうに思っております。ただ、これはこれからこれこそ5Gへの移行していく、先ほど議員は6Gなどというお話がありましたけれども、限りなくスピードを持って上がってきますので、スマート農業に限らずまちづくりの中にSociety5.0のプログラムをできるだけ取り込んでいく。これも我々町だけでやるということもなかなか、財政的にも人的にもいろんな制約がありますので、

やはり外の力を使いながら、あるいは政府の補助も使いながら進めていきたいというふうに思っております。

2番目のSDGsの目標達成につながるものですが、例えば再生可能エネルギーの利用、これはもちろんそうです。それから、エネルギー地域循環型のプロジェクトということで、単に化石燃料を使うのではなくて中で循環させていく、地域の中で、こういったもの、それからそれこそ道の駅プロジェクトでもその中の一つでありますし、今年目標である新しいまちの顔づくり、新駅の話です。それから、駅前周辺開発もそうでしょうし、公共交通、いわゆるコミュニティバスの活性化というか、拡大等もそうでしょうし、もっと言えば小中一貫教育もそうだし、地域福祉も、医療確保などのこういったプロジェクトもこのSDGsの目標達成につながる事業だというふうに私は認識をしております。

以上であります。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○6番（山崎公司君） ありがとうございます。SDGsについては、これご存じですが2期地方創生では2024年までに60%というのが目標になっています。それと、参考までに2018年、この二、三年の間に30市町村が表彰をされていますが、北海道で唯一下川町、これは1番から17番まで全部、行政の施策について30年はこうなるのだということを出されております。ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

それと、5Gについては、私はこういう認識をしています。この5Gでは基地もこれから必要になってきますけれども、例えば産業が相当変わっていくと思います。例えば医療でしたら、先ほどちょっと触れましたが、手術データを遠くに送信することが可能になります。物流では、トラックの隊列走行が可能になります。建設では、建設機械の遠隔操作が可能になります。工場では、生産機器の通信の無線化と。5Gの変化というのが我々の町の形では非常にプラスになっていくと思いますので、積極的にお願いしたいと思っております。

最後、5番目の質問の中で役場庁舎の件、私ども会派長が執行方針の代表質問の中で質問した際の答弁では役場複合化が重要なテーマであると。災害に強く、防災拠点としての機能が発揮でき、人が集まる空間をつくるのが重要なのだということの答弁をいただいております。先ほど言いましたように、現時点で候補地があるのかどうか。それと、かなりの財源が必要になってきますので、その辺のところはどのように考えられておりますか。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

ただいまの山崎君の1の（5）に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 役場庁舎の件ですけれども、私の方針で申し上げたとおり、複合化も必要だし、それから災害のために、特に災害です。このためにはできるだけ早くやらなければいけないというようなことを申し上げました。新年度の予算まだ認められてはおりませんが、中に役場庁舎の建設の方向性を定める構想策定の予算を計上したところでありまして、その中で技術的な部分、あるいは複合化の部分、あるいは場所、そういったものをしっかり分析、そして検索をして、これからそれを決めていくということになります。候補地はあるのかというのは、候補地いっぱいあります。ご存じのとおり当別町広いですから。ただ、この町の将来のためにどういうものを取り込んで複合化を進めていくのがいいのか、あるいは代表質問ですか、小学校跡地の利用というようなこともありますし、そういったものを我々が候補地をしっかりと案をつくって、皆さんと議論しながらこれを進めていくということになると思います。

財源についても一つご質問がありましたけれども、財源は裕福ではありません。ですから、PFIだとか、あるいはPPPとか、いろんな方法論、あるいはリースもありますけれども、こういったものを同時に研究をして、どの方法が一番長期的に見て町のためになるかということのをこれからしっかり研さんをしていかなければいけないと思っています。ただ、では町がやる、今までのように一般財政の中でやっていくことができないのかというと、それは財政の中ではしっかりできる見通しは立てております。ですから、仮にそういった新たな手法でなくても、10年、15年の財政の見通しというものはしっかり立ててやっておりますので、そこのところはあまりご心配をいただかなくてもいいというふうに私は思っております。

以上であります。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○6番（山崎公司君） 先ほどは現時点で候補地があるかという質問に対しては、いろいろと広いからありますということでした。ただ、先ほど私当別町のピークから現状の人口の動向というのをお話しいたしましたが、10年、20年後の今後の人口の推移とか動向とか、その辺も検討する際重要だという認識ですが、町長はいかがですか。

○議長（後藤正洋君） 再々質問、町長答弁をお願いします。

○町長（宮司正毅君） おっしゃるとおり、人口動向というのは庁舎を造る上での候補地の一つの参考になります。ただ、逆にまちづくりというのは、今ある姿があって、だからどこにつくるのではなくて、将来どういうふうになっていくのかということ、そして単に庁舎だけ建てるのではなくて、どこに人を集めるかと、この庁舎をつくって。だから複合施設というものが出てくるわけですけれども、そういった長期のまちづくりの一つでありますから、人口動態がこうなるからそこへ持っていくということにはストレートにはならないわけです。逆に庁舎をどこに建てるかによって人口動態は変わってくるのだと、こういうふうに私は捉えて今まちづくりに、選択にこれから進んでいきたいと、こういうふう

に思っております。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。次の質問に移ってください。

○6番（山崎公司君） 総合戦略の5番目に質問させていただきましたが、2月6、7と千葉県の幕張メッセで第3回地方創生E X P Oというのに我々会派で行ってきました。そのときに内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局の多田健一郎さんの地方創生のさらなる飛躍に向けてという講演がありまして参加しましたが、それをちょっと確認しておきますと、第2次総合戦略の主な取組の方向性としては地域の競争力の強化が必要なのだと。それと、地域の中小企業の生産性の向上、さらに地域の未来に向けて現状を牽引している企業に対する集中的な支援によってまちというのは変わって、競争力の強化につながるということを言われていました。さらに、これは当別町に関係するかなと思って聞いておったのですが、農業とか林業とか商業と様々な仕事をやってもらうデジタル人材の育成と確保が必要だということでした。それと、住民と人口減になった場合の危機管理を共有する必要があるのではないかと。それから、横断的な目標として、先ほどから私も申ししていますが、新しい時代の流れを力にすることで地域におけるS o c i e t y 5.0を全面的に推進していく。それから、地方創生のS D G sの実現など、持続可能なまちづくりが必要だというふうに多田健一郎さんが言われていました。

それと、今回の総合戦略の内容については非常に細かくできていると思うのですが、現在の当別町、国内だけでなく町内の経済環境は決してよいものではない。また、コロナウイルスによってさらにこの影響が大だと思います。ですから、計画を着実に実行して成果を上げていただくことと、やっぱり町内の経済環境が好転することが私は必要だと思います。

それと、先ほど町長も言われておりましたが、現状のいろんなデータを十分に分析して、地域住民の幸福度を高める内容こそが総合戦略だと思いますし、これを着実に実行して、今後この総合戦略には期待しております。

それから、続いて人事制度について質問ですが、よろしいですか。先ほど4年たって着実に成長して、企画力、挑戦力、スピード感、そういったものが変化して非常にいい状況になっていると。今回の人事評価制度では、今までやっておられなかった給与に対する評価も取り組んでいくというふうに答弁されております。私もこれは、やはり民間にいながらいろいろとこういう経験をしておりますが、こういうこともやっていく時代になってきているのではないかなと思います。

これ質問というよりも人事制度に関する中で提案を1つしておきますが、見ていますと役場職員の多忙さは本当忙しいというのはよく分かります。ただ、健康管理は大変重要だと思っています。ストレスチェックを実施して精神面の健康サポートはされておりますけれども、人事評価制度の中に職員の健康管理、維持促進の取組を導入して、心身ともに健康で、毎日元気であることが長期的に生産性を高めることになります。参考までに、経済産業省では2014年から優れた健康経営をしている企業を選定しております。この5年

連続で選ばれている企業があるのです。上場企業で情報通信 I Tサービスの大手の S C S K という会社は、健康増進を目的に導入した制度でウォーキング、食、休肝日、歯磨き、禁煙の行動習慣を実践すると。この結果、喫煙率の低下、ウォーキングの実施率の向上、朝食を必ず取るという摂取率の向上、それから休肝日の実施率の向上が各自の成果につながっておりまして、このような健康管理をこの民間の会社は採用して、5年連続国から表彰されておるのですが、やっぱり新たな、先ほど給与にも今回反映するという事を言われていましたけれども、健康管理を人事評価の一つとして、こういったものをやることによって職員のマインドが私向上するのではないかと思います、提案でもありますが、こういう考え方が検討の余地はあるかどうか、町の考えを伺います。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時29分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

それでは、ただいまの山崎君の3に対する人事評価制度導入の効果についての再質問について町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） その前に、多田さんの講演、私も聞いてきました。ですから、山崎さんが今認識されているソサエティーの重要性だとかいろんなことを私も学んでまいりました。中でもデータを使ってやっていく、要は今まで議員の皆さんもよくいろいろなところへ研修行かれるけれども、研修行ってよくなったケースないと彼は言っていました。でも、私はないと思いません。それで、彼はやはりデータベース、今これ世界ではやっているというか、言われているのはE B P Mという、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングというのはこれからの経営あるいは自治体も取り入れなければいけないということになっていまして、今うちの町では人口問題なんかもデータをしっかり取った上で進めているわけでありまして、多田さんの方向性に我々は沿って動いているというふうに私は認識しています。

人事制度について、健康管理を人事評価にというお話ですが、健康管理を人事評価に入れるというよりは健康管理をすることがトータルの皆さんの活力アップになるわけですから、健康管理は健康管理でしっかりやっていく。1つ今町がやろうとしているのは、ここに玄米酵素という道見さんのやっておられる会社がありますが、この玄米酵素さんは先ほど議員がおっしゃった表彰されている中の一つなのです。この会社が玄米酵素を職員にある程度定期的に使用してもらうことによって職員の保険の使った額が半減しているのです。ですから、それをこの町も取り込もうということで今課長職以上もう2回の講義を受けて、

いかに健康管理にみんな努めなければいけないかということは今進めようとしております、まだ具体化はしていないのですけれども。そんなようなことをやって健康管理は健康管理で、とにかく本当に多忙だし、この間も代表質問かな、どなたかのお話のときに申し上げたように、我々が管理しようとしても突発的に政府から来たりすると、企業と違って自治体の場合にはストップできないのです。選挙にしても突然来たりしますので。そうすると、なかなか我々がコントロール自分でできない。そこで人をばっと増やせばいいのですけれども、そういうわけにもいかないというようなことで、なかなか自治体の運営というのは、特に人事管理については、私は民間もいましたので、自分でできない悩みがあるのです。ですから、そういう意味でもおっしゃるとおり健康管理というのはとても重要だと思えますので、それはそれで進めていきます。その健康管理が、できれば逆に人事評価のほうも皆さんがいい点を取れてくるということにはつながるのでしょうかけれども、健康管理、要するに健康ではない人は人事評価低いよということには私はならないというふうに思っております。

以上であります。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○6番（山崎公司君） 教育長に質問させていただきます、プログラミングの必修化について。

先ほどの答弁では、4年生の算数、6年生の理科、それと7市町村の手引の作成を今やっておるといふ答弁でした。ただ、小学校も英語、道徳、それとさらにこの4月からプログラミングということで先生の力量が問われるという答弁でしたが、具体的に研修するか、あるいはプログラミングの教室の活用というものを並行して、あるいは先生がある程度、今のところ小学校は全然教育の成績には影響ないのですけれども、ご存じのように来年度は中学校、それと22年度は高校が、いずれも成績に影響あるという形で導入されます。中学校も道徳、英語、全部こうなって、非常に先生にとって大変ですが、そういう教室の活用とか、あるいは場合によっては民間の企業で結構プログラミングに詳しい方が多々おります。そういった方を活用して今のうちに小学校で、本当ゲーム感覚でできるから、非常に入りやすいのです。そういう用意はないのかどうか伺います。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 山崎委員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、このプログラミング教育、英語もそうですけれども、小学校の先生は特別なスキルを持っているわけでもなく、大学でそういった技術を学んだわけでもなく、そういった中で取り入れなければならないということで大変現場ではこの2年間苦労したということではありますが、学習指導要領で来年度4月から実行ということになりますので、何とかやらなければならないということで、非常に先生方も頑張って研修をしているところですが、民間の方たちの力を借りてというお話でしたが、実は当別町の研修の中に長期研修、夏、冬と定期的にやっているのですが、その中に民間の、ちょっと名前忘

れましたけれども、そういった技術を持っている方たちをお呼びして、実際にロボットを持ってきてもらって、こういう点検もできるのだよというようなのをやっていただいたりしておりました、大変好評を得た研修会でしたが、そういったことで民間の力を借りているというところはありません。そういった特別なスキルを持った方たちの活用というのは当然図っていかねばいけませんので、限られた時間ではあるのですけれども、本当に学校現場って1週間のカリキュラムが余裕ないのですけれども、時間をつくって先生方のサポートをこれからもどんどん、どんどんしていかねばいけませんので、いろんな力を借りながらやっていきたいというふうに思っております。

学校現場には今ソフト、スクラッチという名前なのですけれども、それが入っております、操作しやすくなって、教える教材が入っていて、こうやれば、こうやればというのが研修済みなのですけれども、先生方に理解してもらっていますので、そういったことをやりながら、片方でまた研修を積みながらというようなことで、民間の力を借りるというのは私たちも考えておりますので、ぜひ進めていきたいというふうに思います。

以上でございます

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○6番（山崎公司君） 私もスクラッチやってみました。ゲーム感覚で、子どもはスマホだけでなく、ああいったことを今からやっていくということは本当よろしいと思います。

それと、先ほどいろいろと言われている中で、一連の流れを論理的に考えるというのがプログラミング的思考なのですが、意外と機械を触らなくてもできるケースが私はあると思うのです。例えば身近な日常生活の中で課題を解決するときにも役に立つし、それから料理だとか、それから子どもでしたらどうすればいかに学校に早く行く準備ができるかと。これも体験の一つでもあるので、小学生の親というのはまだ30代、40代ですので、この機にプログラミングの教室に行っている母親が多いと聞いています。札幌でも非常に多くなっています。そういう意味で家庭のそういう、教育の中でも新たに導入されるプログラムについて協力をさせていただくように、お話しする機会があればと思っております。

私は以上です。

○議長（後藤正洋君） 以上で山崎君の質問を打ち切ります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時42分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告3番、島田君の質問です。

島田君。

○13番（島田裕司君） 議長の許可をいただきまして、通告に沿って一般質問を行いたいと思います。

今回私の一般質問につきましては、大きな項目1点であります。図書館条例制定について1点、この大項目について教育長、並びに基本的なこの条例を制定する意義、総体的な全体的な考え方について、そこの部分については町長にもお伺いしたいと思います。なお、小さな項目といたしまして3点質問あります。1点目が条例制定する意義をどう考えているのか、2点目が今後この条例をどのように活用して図書館奉仕の向上実施に努めようとするのか、最後の3点目が条例案策定までの審議過程についてお伺いをいたします。

それでは、本論に入る前に、私が今定例会に上程されている図書館設置条例案を2月の25日の議会運営委員会終了後、議案書として初めて配付され、そのときの感想は失望と教育委員会の図書館づくりに対する情熱のなさを今さらながら残念に感じました。教育委員会には心外に、そして厳しい話に聞こえることと思いますが、これが私の率直な感想です。なぜならこれまでの長年の町民要望や5年前の図書館像検討委員会の答申を踏まえ、さらに昨年9月定例議会での町長、教育長の答弁の経緯からいたしまして今回の条例策定の動きになったことは評価いたしますが、これまでの教育委員会の方針を転換してまで条例制定を前倒しにした意義を本当に教育委員会の方は理解しているのか疑問であります。条例案の中にこの条例を制定する意義とも言える真髓の部分が条例化されていない点、これは今すぐにでも大いに議論すべきと考えます。きつい言い方をすれば、今回の条例案の中身は、とりあえず今の図書室を図書館と呼び替える条例にただけの形だけの、そこには魂が入っていない条例案に私は見えます。ここで言う魂とは、昨年9月定例会に私が質問で主張した条例案の中に図書館運営協議会の設置を盛り込むことであり、町民団体の要望も同様であります。条例を制定することによって図書館に対する町民の意識を変え、できることとして図書館を運営をしていく人材と運営を町民とともに協議して、これから図書館づくりの基礎をつくっていこうという意識の熟成を図ることです。まずできることと、とりあえずできることとは全く意味が違います。繰り返しになりますが、図書館とは箱物を造るのが目的ではなく、大切なことは図書館を運営していく人材を育てること、図書館奉仕の向上実施に館長を中心に日々運営について改善に努め、多くの町民ニーズに応えていくことです。そのために、まずできることとして今条例を制定して、図書館づくりに向けて町民とともに動き出そうというのが今回の目的だと私は思っております。

以上、私の考え方、感じたことを述べさせていただいた上で、通告に従い、順次質問に入ります。先ほども申し上げましたけれども、基本的には全て教育長に対する質問となりますが、一部条例制定の思いや意義については町長の考えも併せて伺いたいと思います。

それでは、（１）、条例策定する意義をどう考えているのかという小項目で①、図書館設置を条例化する目的は何か伺います。②、条例制定することで今までと何がどう変わると考えているのかお伺いをしたいと思います。特に①の目的についてですが、昨年9月議会でも町長、教育長の答弁があつてから町民の間では町立図書館に対する期待は大きく、

町民は今までにない公立の図書館サービスを期待しております。単に内覧室の改修工事やコピー機の設置だけの問題ではありません。町民の知りたい情報をよりよく生かすための情報を一人一人が考え、生活できる情報、あるいは公立図書館が資料やメディアの中からどういったものを提供しているのかという、どのように発信してくれるのかという期待を持って待っております。そのような町民が期待している図書館を本当に目指している目的となっているのかお伺いをいたします。

また、条例を制定することで今までと何がどう変わるかという、この点については、9日の委員会の中でも条例についての質問をいたしまして、ある一定の答弁をいただいております。しかし、再度お聞きいたしますけれども、学習交流センターふくろうの一部を設置するということがありますけれども、私が質問したのはふくろう図書館建物全体を公立図書館として位置づけるべきではないかというのは9月で言ったのですけれども、この間の委員会の中では今の図書室と同じ面積の中で想定しているというような答弁があったかと思っておりますけれども、その点について、ぜひ歴史、郷土の資料室とか、あるいは町会議室等、そういったほかの部分もありますので、そのようなを含めて有効に活用するのか、その辺も併せてお聞きしたいと思います。

次の(2)、今後この条例をどのように活用して図書館奉仕の向上実施に努めようとするのかということで、これは3点お伺いいたします。

図書館職員体制はどのようにするのか。具体的には館長並びに専門的職員、司書のことですけれども、この配置についてお伺いをいたします。もう一つ、2月の町広報で図書館管理人を募集しております。これも委員会の中でお聞きいたしましたけれども、新年度については会計年度任用職員ということで、この条例が制定後はそういう採用になるというお話をいただきましたけれども、それで間違いはないのかどうか。そして、通年を通して司書としての専門的職員の採用ということは考えていないのか、その辺もぜひお聞きしたいというふうに思っております。また、これまで図書室の管理人という人を募集して雇用しておりますけれども、どのような任用でどのような仕事をしていたのか、それが今度4月からどのように変わるのか。これは、この条例を制定することによってどう変わるのかという意味でお聞きしていますので、そこも今まではこうだったけれどもという、今度こうなりますという話をぜひ聞かせていただきたいと思っております。

それと、②の図書館協議会を条例案の中に設置しなかった理由、それが本当にあるのかどうか、そういう理由は何なのか、設置しない理由。私は、先ほども申し上げているように、図書館協議会を設置しなくてはいけないというふうに常日頃から思っていますので、そのことはぜひお聞きしたいと思っております。

(2)の3番目については、今後この条例を補完する意味からも当別町図書館像検討委員会を活用する考えはないのか、お伺いをいたします。これについても、もし図書館運営協議会が今条例でできないとするならば、それができるまでの間、私はそういういろんな図書館運営に、そして図書に知識のある有識者を持っている、そういう人方を中心に、ぜ

ひ運営協議会立ち上がるまでの間はそういう人も活用すべきでないかという観点からお聞きしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次、(3)です。(3)については昨年、これも委員会の中である一定の質疑はさせていたひいておりますけれども、昨年の12月、条例策定に向けて町民のNPO法人より教育委員会に要望書が提出されております。その要望書に対して教育長は2月7日付で文書で回答し、2月10日、役場でNPO法人に対して教育委員会の回答を説明してあります。その後2月19日に3月定例議会に向けての定例の教育委員会を開催している時系列的な経過がございます。NPO法人の要望書は、令和2年度の予算編成に関わる要望内容で町長と教育長に出されているというふうになっておりますけれども、この要望書の中身としては大きく5項目がございます。その中で特に私が問題ではないかと思ひのは、2つ目の項目として挙げてあります図書館運営協議会の立ち上げについて要望が出てあります。この要望項目2の図書館運営協議会の立ち上げについては、2月7日付の時点で教育長が図書館運営協議会については設置を行わず、当別町社会教育委員会がその役割を担ってまいりますと、このように回答をされてあります。今回の町民からの要望、図書館運営協議会の設置については、まさに新たな条例制定に関わることであり、教育委員会の権限に関わる事項であると判断するのが私は妥当であると思ひます。したがって、教育委員会事務委任規則には教育委員会の教育長への事務委任の除外規定が設けられており、その2条3項には教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を申し出ること、このことは教育長の権限ではないのだよという、これは教育委員会の権限なので、まさに先ほど言ったことは教育長のこの規則に違反しているのではないかという、私はそういうことを今回質問したいわけで、それに対して答弁を求めたいと思ひてあります。2月19日の定例の教育委員会の協議事項の図書館条例制定の委員会で協議する以前の2月7日付で教育長が議会の議決を経るべき議案について要望者に意見を述べたことは、まさにこの規則に反しておると思ひます。その認識を教育長にお伺ひをしたいと思ひます。

それと、併せてですが、3月9日の総務委員会の中で説明が、これについて私一部質問いたしました。それで、社会教育課長が答弁されたのは、教育委員会は条例の中に図書館運営協議会を設置しないという方針が固まっていたということになります。教育委員会は本当にそのような検討をした上で答弁されているのか。その経緯、経過をぜひお聞きしたいというふうにお思ひてあります。

時間がないので、以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長(後藤正洋君) ただいま島田君の1回目の質問が終わりましたけれども、ちょうどお昼となりましたので、これから休憩を入れまして1時から再開をし、答弁を求めたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

午前に引き続き島田君の一般質問を続けます。

先ほどの島田君の質問に対しまして町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 島田議員の一般質問にお答えいたします。

今回の図書館条例は、条文にもありますように、町民の教育、文化の発展に寄与することを目的とし、制定しようというものであります。先ほど議員のお話というか、ご質問の中で条例制定の目的、これが運営人材の育成であるというようなご発言があったように私は受け止めたのですけれども、これは断じてありません。運営人材の育成ではなくて、条例制定は町民の教育、文化の発展に寄与するための、そういったことを目的としてこれはつくられたものであります。

それから、もう一つ、図書館運営協議会を条例化すべきであるというお話がありました。これ図書館条例の中に協議会をどうしても設置すべきであるという、これ図書館法上の必要な、絶対置かなければいけないというものではまずないということをおし上げておきます。

それから、もう一つ、運営協議会というお話がありましたけれども、図書館の運営そのものは教育委員会が行っていくものでありまして、議員が主張されている協議会というのが仮にできたとしても、この協議会はあくまでも館長への諮問機関ということになります。そういう位置づけになります。後ほど教育委員長のほうより詳細の説明を申し上げるということで私の回答にさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 島田議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、条例制定の目的等については、今町長がおっしゃったということで、私も同様に考えております。

次に、条例制定することで何が今までと変わるのかというふうに考えているかというご質問でございますが、実は昨年9月の議会の中で私はこのように島田議員の一般質問に答えておりまして、初めに図書館設置条例制定についてでございますが、これまで教育委員会といたしましては、平成26年度の図書館像検討委員会での議論や答申を受けまして、条例の制定は図書館新設と一体というふうに捉えてまいりました。しかしながら、新設に向けて時間を要していることもあり、先行して条例を制定し、さらなる住民サービスの向上につなげたいというふうにお答えをしております。条例が制定されることによりまして住民サービスの向上につなげていきたいというふうと考えております。今までの図書室の機能の拡大を図っていこうというふうに思っております。

それから、議員からもございましたが、これまで著作権法の規定によって大変不便をかけてきた資料等のコピーも可能になりますので、そういった意味ではそれも利便性の向上につながっていくのかなというふうに思っております。

それから、次に図書館職員体制ということですが、館長については社会教育課の課長に兼任をさせます。専任職員は4名ということで運営をしたいと考えております。

図書室管理人についてのご質問がございましたが、これまで図書館という位置づけではなかったために司書という名称を使うことができませんでした。司書としての仕事をしていながら図書室管理人という職名を使わざるを得なかったということでございます。先ほど申し上げた専任職員については会計年度任用職員として任用をしまして、同時に司書の発令を行っていきます。

それから、図書館協議会を条例案に入れなかった理由ということですが、先ほど町長からもございましたが、そこにつきましては既存の社会教育委員会を活用するというので協議会新設の必要はないと判断をいたしました。

次に、当別町図書館像検討委員会の活用ということですが、図書館像検討委員会からは当別町にふさわしい図書館像についての答申を既に頂いております。そこで一定の役割は完了したというふうに捉えております。したがって、図書館像検討委員会を再活用するという事は今の時点では考えていないということでございます。

それから、建物の面積のご質問がございましたが、委員会で社会教育課長が答弁したのは学習交流センター全体の面積は変更ないという意味で答えたということですので、ちょっと答え方がまずかったかなと反省をしております。全体の面積は変わらない。内部改修を行いまして現在の玄関ホールを活用しますので、図書室自体の面積は若干その分広くなるということになります。その広がった分につきましては、子どもたちの学習スペースですとか、閲覧スペースですとか、あるいは書棚を置いたりなど活用していきたいというふうに考えております。

続きまして、条例案策定までの審議過程についてのご質問ですが、議員おっしゃるとおり私2月7日付で回答いたしました。回答した内容につきましては事前に各教育委員から了解を得た上でお答えしたものですので、それにつきましては規則に違反するものではないというふうに考えております。

それから、これは最後になりますが、要望書に対しどのような対処をしたか、教育委員は意見を述べる場があったのかというような質問ですが、先ほども述べましたが、教育委員と協議をしながら進めておりますので、申し添えておきたいというふうに思います。

以上、島田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 島田君。

○13番（島田裕司君） それでは、再質問に入りたいと思います。

（1）の条例制定する意義をどう考えているかということについてはそのとおりの話で

ありまして、これについては私もそう思っていますし、ただ条例を制定する考え方として私はそういう図書館をこれから運営していく人を育てる、そして運営についても町民の声を聞いて図書館の利便性を高める、そういう意味からこの条例をつくってスタートさせるのだという、そういうきっかけになるための条例を今つくったのだなというふうに思っています。ただ、条例の目的は町長が言われたように当然そういうことで、それは承知の上でなのですけれども、ただ町長はこれまでしっかりとした図書館を建てる気持ちは今も変わらないということも言っていますし、任期中に方針を明確にしたいということを繰り返して言っております。ですから、現状の既存の図書室を図書館として、今条例を制定することによって町長はどのようなイメージの図書館につなげていきたいのか、そこだけは町長にお聞きしたいと思えます。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 今までも何度も申し上げてはきていますけれども、私のイメージは今のような図書室を図書館に変えるようなものではなくて、町民の老若男女誰もが集まれるような、そういったしっかりした図書館を、あるいは町民に人気のある図書館をイメージしております。図書館像検討委員会を開いてもらって、そこで答申を受けてから相当時間もかかっていますので、私自身非常にじくじたるものがありますけれども、単身でなかなか建てるだけの財力がないとかいろんな要素があって、できるだけ早く複合的なものとして建てればよいなと思っています。私の今期の任期中には何らかの方向性を決めていきたいという考えは今でも全く変わっておりません。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 島田君。

○13番（島田裕司君） 同じく（1）の再質問で教育長に1点だけございます。それは図書館設置条例を制定することによって新たな規則の制定とか既存の規則の改正が当然伴ってくると思うのですけれども、そのようなことを準備されて4月1日から可能なのかどうか、その辺については。お伺いしたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時14分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

教育長。

○教育長（本庄幸賢君） ただいまの再質問にお答えします。

規則につきましては、教育委員会定例会で審議されることとなりますので、3月の定例会にかけて4月施行に間に合わせるようにしたいというふうに思います。

○議長（後藤正洋君） 島田君。

○13番（島田裕司君） それでは、次の（2）の再質問に入ります。

図書館の職員体制ですけれども、4名の司書の方を任用するというですけれども、これについて司書の有資格者を4名任用するというですけれども、そして、西当別コミセンの分館と本館、こちらの旧ふくろう図書館、こちらは2名ずつ配置されるというふうにお聞きしましたけれども、その司書の交流とかそういう形はするのかどうか、常にそういう固定の配置になるのか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） ただいまの再質問にお答えします。

島田議員おっしゃったとおり、有資格者4名を雇用する予定でございます。配置につきましては、ふくろう図書館のほうに2名、西当別コミセンのほうに2名ということであります。交流につきましては、全く固定ということではなくて、お互いの資質向上ということもありますので、その辺はきちんとした形で、交流というか、資質向上のための研修会とか研究会とか、そういったものは当然やっていかなければいけないなと思っていますので、詳しくはこれからの計画になりますけれども、私の中にはそういったことは頭にあります。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 島田君。

○13番（島田裕司君） それでは、ちょっと時間がないので飛ばしますけれども、（2）の②、図書館協議会の条例案の中に設定しなかった理由として、なぜしなかったということなのですけれども、それは教育委員会として必要ないという結論に達したという、それはいつの時点でどういう協議の経緯があって必要ないというふうに決めたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） ただいまの再質問にお答えします。

図書館協議会につきましては、先ほどもお答えしましたが、今既存の社会教育委員会が担うということにいたしましたので、改めて組織編成は必要ないということでございます。条例についての委員さんとの意見交換といいますか、意思決定をしたときにそういうことも併せて決めましたので、1月の15日の話でございます。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 島田君。

○13番（島田裕司君） 再々質問、最後ですけれども、今の図書館協議会条例の中に入れないというふうに決めたのは1月の15日の委員会の懇談会ですか、意見交換会。それは公式なものなのですか。あくまでも会議の中で決めたのであれば、そういう会議の名前を言っていただきたいと思います。そういう雑談的な意見交換が正式な教育委員会の意見としてなるのかどうか、その辺の見解も教えていただきたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） ただいまの再々質問ですか、にお答えいたします。

教育委員会で行われる会議は教育長が主催をすると、招集をかけるということになっておりまして、私が招集したものについては全て公式のものでございます。雑談とかなんかの場でそういったことを決めたということでは全くありませんので、私の責任のもとで決めたということでございます。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 島田君。

○13番（島田裕司君） ちょっと聞き足りないものがありましたけれども、次の（2）の③番ですけれども、図書館像検討委員会の活用については教育長の答弁で活用を考えていないということですが、私の質問の趣旨は図書館運営協議会が設置されていないのであれば館長の諮問機関、あるいは館長に対して意見を述べる、そういう機関がないと、これから運営していく上で、館長はもちろんですけれども、図書館の運営については非常に行き詰まる点があるのではないのかという、そういう意味で、運営を補完する意味でぜひ専門的な有識者の組織的な、図書館像検討委員会はもともとそういう図書館運営に造詣の深い方が委員になっていますので、そういう方もぜひ、社会教育委員会のほうを活用するというのは分かりますけれども、それと併せてそういう有識者も、あるいは一般市民の公募をいただくとか、ボランティアの人に参加してもらおうとか、そういう前向きなこともしたほうがいいのかという意味で、図書館像検討委員会はもちろんそういう目的ではないのですけれども、今条例で残っていますので、使えるところはそういうところかなということ活用を考えてはどうかということ質問させてもらっております。それで、社会教育委員会はそういう方がいるかどうかは別として、やはりそれと併せてそういう有識者、あるいは市民のボランティア、公募を含めたそういう人も今後必要ではないかと思うので、その辺の考えがあるかどうかは聞いておきたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃっているとおり、館長に意見を申し述べるのは、直接的には社会教育委員会ということになります。社会教育委員の構成は、大学の先生から保護者、それから司書資格を持った学校の先生とか多岐にわたっておりますので、一般市民の方もいらっしゃいますし、有識者の方もいらっしゃいますので、多様な意見をもらえるものと期待をしているところでございます。また、そのほかの意見がきっと出てくるのだろうとは思っておりますので、その辺については教育委員会は門戸を閉ざしているわけではないので、いろいろと教育委員会の窓口を含めて開けておきたいというふうには思っております。

それから、ボランティアというお話出ましたけれども、図書館の運営をするのにボランティアを活用するのはほぼ一般的なことなのだろうなというふうには思います。今度できる学校図書館についても地域の方たちとともにというフレーズでいろんな方の力を借りて運

営していこうというふうに思っておりますので、公立の図書館、図書館に今度なりますので、そういったものはしっかり活用していただけるもの、いくべきだろうと思っておりますので、ぜひそういった力のある方に参画していただければなと思っております。具体的なことはちょっとまだ計画としては持っておりませんが、精神としてはそういうことでございます。

○議長（後藤正洋君） 島田君。

○13番（島田裕司君） 今の件で最後の質問になりますけれども、今年1年はスタートしたばかりで多分そういう体制も、今後図書館運営協議会的なものをぜひ目指していただきたいと。今門戸は広げているという話ありましたので、それは今後教育委員会の中で十分協議していただけるという答弁でよろしいかどうか。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 図書館の運営につきましては教育委員会が担うということでございますので、それに関わる全てのことは教育委員会で責任を持ってやりたいと思っておりますので、島田議員がおっしゃったようなことも進めていきたいというふうに思います。

○議長（後藤正洋君） 島田君。

○13番（島田裕司君） それでは、最後の（3）の条例案策定までの審議過程について再質問を行います。

先ほどの答弁では、今の答弁でもそうですけれども、委員会の中での課長の答弁等を含ませますと、要は2月の19日の定例の教育委員会の前に、要望者に2月の10日ですか、回答をされていますよね。その回答の中身については、教育委員会で方向性についてはその時点では決まっていたことを回答文として報告したのだということでありまして。それで、今教育長からも答弁あったのが各委員さんともいろいろ今回の条例案についても了解を得ていたのだというお話ですけれども、各委員さんから了解を得ていたというのは何をもって了解を得ていたのか。だから、先ほど質問したのはどういう経過で、いつの教育委員会の会議の中で了承を得たのか、そこはお聞きしたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） ただいまの質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたが、1月15日の話ですが、私が主催をした会におきまして決定と、委員の意向を確認したということでございます。

○議長（後藤正洋君） 島田君。

○13番（島田裕司君） 1月15日に今委員の確認をしたという、それは後ほどまた予算委員会がございますので、そのときまでにそのときの議事録をぜひ提出していただきたいと思っております。

それで、最後2つ目の、今回こういうように町民要望とか要望書というのが出されていて、特にそういう条例案とかに絡む、予算に絡む要望が出た場合、教育委員会の中でちゃんとしたルールというか、その取扱い方についてはどのようになっているのか、その辺

は私がいろいろ調べた中ではなかなか出てこないところがあります。それで、教育委員会に対して要望とかそういうのは教育委員会のホームページでは出ますけれども、それが果たして教育委員会の中でどのような議論をされているのか、それは今後同じようにまた出てきた場合どのような対応をするか、その辺の考え方を伺いたいのと、それと議会でも陳情とか請願とか出てきたら、いろいろそういう会議規則にのっとって行うのですけれども、教育委員会の場合、要望を含めて陳情、請願という場合が出てきた場合は教育委員会でどのような審議過程を経るのか。多分会議規則の中でうたっていると思いますけれども、教育長の許可を得て教育委員会の中で意見を述べるができるというところがあると思うのですけれども、それらについてそういう方向で向かうのかどうか、その辺はお聞きしたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） ただいまの質問にお答えします。

要望書の扱いにつきましては、私の専決といいますか、除外規定にはありませんので、私のほうで決裁をします。それから、今回のような条例絡みのものにつきましては除外規定も考慮しながら、先ほど言いましたように意見を聞くということをしておりますので、一律な扱いはしていないと、そのケース、ケースで取り扱うということであります。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時31分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

教育長の答弁を続けます。

○教育長（本庄幸賢君） すみません、ちょっと答弁漏れがあったようで。請願、陳情につきましても、要望と同じく扱うということにしております。ただ、委員さんには教育委員会の中で報告というようなこともしていますので、決して委員さんは知らないというようなことではありません。そういう扱いということでございます。

○議長（後藤正洋君） 最後の質問どうぞ。

島田君。

○13番（島田裕司君） 今の教育長の答弁はちょっと納得いかないというか、教育委員会の会議規則の12条にちゃんと請願、陳情については教育委員会で教育長の了解を得た上で時間の範囲で意見を述べるができると規則で書いてあるという、そこはどうか。それにも従わないということを今言ったのですか。要望は全部教育長の権限で判断しているという、同じようにと今言われたので、陳情についても、では教育委員会にかけないで

教育長の判断でやらないということになると、ちょっとこれはもう大きな問題なのだ。

○議長（後藤正洋君） 答弁はさせます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時41分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

島田君の質問が最後時間オーバーになりましたけれども、最後の質問につきましては教育長から答弁をさせますので、それで終了いたします。

教育長。

○教育長（本庄幸賢君） すみません、お時間いただきまして。申しわけございません。ただいまの質問にお答えいたします。

教育長に委任する除外事項にそのことがないものですから、一括してお答えしましたが、島田議員のおっしゃる会議規則の12条、教育委員会に対して請願又は陳情する者は、教育長の許可する時間内において事情を述べることができると確かにあります。こういった手続を踏んで私のほうで許可するというような流れになっていくかというふうに思います。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 以上で島田君の質問を打ち切ります。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時50分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告4番、渋谷君の質問であります。

渋谷君。

○8番（渋谷俊和君） ただいま議長よりお許しいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

その前に、この場を借りて、このたびのコロナウイルスにより罹患された方々、あるいはまた亡くなられた方々にもお見舞い申し上げたいと思います。また、コロナウイルスの対応に日々ご尽力いただいている役場職員をはじめ関係機関の皆様にもお礼申し上げます。

それでは、具体的に私の質問に入りたいと思います。大きく分けて三つあります。その中のまず最初にJR太美駅の環境整備についてであります。主には環境整備といっても、

私は太美で跨線橋と言っているのですが、東と西の間にやっている通路というのですか、そういうところの問題であります。そこには通っている人は分かりますが、私などは毎日そこを通っているのですが、ハトのふんが実は乾燥しています。歩いたら舞い上がるような感じでなっています。特にハトのふんは、カビの一種であるクリプトコックスという菌によって引き起こされる感染症が心配されています。特に小さいお子さんやお年寄り、病弱者の大敵であります。新型コロナウイルス対策も今大変大事でありますから、毎日そこを利用する住民にとっては不安がいっぱいあります。この住民の不安な気持ち、新しい駅の問題にも焦点行っていますけれども、ぜひこういった問題にも目を向けてもらいたいと思いますが、町長はこの点どう思いますか。

2番目、現在の跨線橋には、そのハトがすみついている。ハトの習性として一旦すみついたらなかなかそこから離れないという習性を持っております。どうしても排除するなら、やっぱり中に入れない。どこか途中から入るところありませんので、玄関がドアがありませんから、その東西の玄関から入るわけですけれども、どうしても玄関ドアが私は必要であると思います。エレベーターと違ってそんなにお金もかからないと思いますので、もしそこら辺があれば、そこに住んでいる人たち、使う人たちにとって大変ありがたいと思うのですが、こういった問題についてぜひ町長の見解も伺いたいという具合に思います。

それから、町の立地適正化計画の中でも急激な人口減少問題、高齢化問題を背景として高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境、この実現をすることをうたって、太美駅周辺も当別町本庁と併せてその候補地に挙がっております。そういう意味からもこの措置は必要だと思いますが、これについても町長の考え方を伺いたいと思います。

環境整備の最後ですが、これは住民の方からの強い声が毎回ありまして、前にも何か取り上げたような気がするのですが、駐車場、車の駐車場、通学の駐輪場、こういった問題の設置、そして駅裏の道路整備、ここもしっかりしていただきたいと。特に本庁のほうのJR当別駅のほうはいろいろ、前の関係も駐車場があったり、後ろも総合体育館の駐車場なんかも使って北口は使えると思うのですが、そういった意味で太美の場合のそういった整備をしていただきたいと。太美の駅のほうは大体30台駅前まで駐車しているのですが、いつも満杯なのです。ですから、後からの人はみんな後ろに止めると。後ろも大体、今は冬場ですからちょっと別ですけども、夏になると30台から多いときで35台ぐらいずっと並んでいるという状況があるのです。あれは勝手に止めていると言われればそれまでですけども、しかしそういった意味で住民の人たちが利用していると、今後もまた整備されれば利用される人も増えるということも含めて地域住民のこういう声が多くあるので、町長の考えも伺いたいという具合に思います。

それから、大きな2つ目であります。これも1年前の3月議会で働き方改革の問題で、働き盛りの40代の職員が相次いで退職している問題について1年前はただしました。今回はそのことではなくて、時間外勤務の関係が実態として大変職員の皆さんがご苦労され

ていると。そういう点で、例えば2番目に書いてあるように、昨年比で時間外手当が200%を超えている部署がなんと3つの課にまたがっていると。それも200%近いところも2つある。仕事が大変でご苦労されている、その反映だと思うのですけれども、本当にそういった点で1番の時間外手当の支給の実態と併せてこの点あたりどのような対策が取られていたのかということもぜひ町長の見解というか、考え方を教えていただきたい。とりわけそういった意味での時間外勤務の状況は改善されているのかという立場から、ぜひお答え願いたいという具合に思います。

それから、3つ目には職業性メンタルヘルスの対策の問題であります。この対策の一環として、聞くところによれば職業性ストレス簡易調査をしているのですけれども、この職業性ストレス簡易検査の目的は何でしょうか。

また、問題があった場合、どういう対応を取れるのでしょうか。

それから、メンタルヘルスで長期休暇を取得している職員はいるのでしょうか。いるとすれば何人おられるのでしょうか。このことを3番目にはお聞きしたいという具合に思います。

それから、4番目には職員の障がい者雇用についてであります。これも前に町長も答弁して、雇用率その他、役場の職員が障がいになっている人の数はあったので、数はあるけれども実際的に障がい者の雇用というのはないという話を前に答弁を伺った記憶ありますけれども、現在当別町役場での障がい者の雇用割合はどのくらいになっているのかという問題。

それから、2つ目、障がいを理由と差別の解消の推進に関する当別町の職員対応要領が29年の4月から施行されていると思いますけれども、その第6条に町長は、差別の解消の推進を図るために事例を収集するほか、研修または啓発を行う、このように要領には書いていると思うのですが、具体的に事例の収集または研修、その他啓発、どのようなことを行っているのか、お伺いしたいと思います。

それから、障がい者雇用促進法によって一定数の規模の事業主は障がい者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の割合を法定雇用率以上に雇用する義務があると規定されていると思いますけれども、障がい者の雇用について町長はどのように考えておられるのか、その点もお伺いしたいと思います。

それから、大きな質問の最後であります。3番目であります。町長の政治姿勢についてであります。これは、行政推進会議に出た方のお話として私のほうに連絡がありまして、それに基づいて質疑の中に入れたのですが、昨年11月5日に開催されたこの推進会議、この質疑応答の中で町行政に関しての住民アンケートなど町民の声を直接聞けるような機会を設けるようにしてほしいという声が出されたのに対して、その人が言うにはですよ、町長は町政云々に町民の声など聞いてはやっていけない、本当に言ったかどうか分かりませんが、そんなことは言わないと思いますけれども、私は自信を持って自分の方向で仕事をやっている、これは今そうだと思いますけれども、町民の声を聞いてやっていけ

というなら自分は町長を辞めてもいいというやり取りがあったと聞いているのですけれども、これは事の真相は町長に直接聞いたほうがいいだろうと思いますし、また毎月月曜日に「それいいね！聞かせてご意見」を開いていますけれども、それだけでなく、そこら辺についてはそれは困ったねとか、それはごめんなさいねとか、いろいろそういう声も取り上げてやってはどうかということもあるのですけれども、そういったことも町長の政治姿勢と併せてお伺いしたいと思います。

まず1回目の質問は以上です。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時02分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

それでは、ただいまの渋谷君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 渋谷議員の一般質問にお答えいたします。

まずは太美駅の環境整備について、特に駅構内の乾燥したハトのふんによる感染症を心配される住民の気持ちをどう思うのかというご質問であります。渋谷議員ご指摘の乾燥したふんの舞い上がりというような不衛生な状態というのは今まで町に対して苦情が届けられたことはないのです、実は。早速我々もJR北海道の駅の管理者のほうに問い合わせましたら、昨年ぐらいからハトへの対策を講じているという回答がありました。昨年ぐらいからだそうです。あまりなかったのだそうです、今まで。それで、町の担当者が現地も確認しましたところ、この跨線橋内部の窓ガラスの中央にはハトに餌をあげないでくださいというのもしっかりと出ていました。それから、あと跨線橋の通路の下にこういったハトの侵入を防ぐ剣山のようなものをちゃんとつけて、針状の障害物が設置されていて、具体的な対策は既に今JRとしては取っておられる。それから、清掃のほうも適宜行っているというお話でありました。今この時期ですから、現状で見ると限りにおいては跨線橋にハトがすみついているような様子は見受けられませんでした。ただ、さっきドアのお話ありましたけれども、ハトの侵入を完全にホームから何から全部防ぐということは非常に難しいと思います。時期として、今ちょっとまだこんな時期ですけれども、春先に議員のおっしゃられるような状況が発生するならば適切な措置が必要と思われるので、この辺はJRとしっかり打ち合わせをしながら効果的な対策を協議をしていくつもりであります。

次に、立地適正化計画ということで、この地域非常に重要だねというお話でございますよね。全くおっしゃるとおりで環境衛生上のことは、町民の健康で快適に暮らせる環境を損なうようなものであれば、これは絶対確保していかなければいけませんので、大変重要

なことというふうに私たちは捉えております。特に議員もご指摘の太美駅駅前周辺開発というのは、私たちも今後の人口増のための一つの重要な地域というふうに思っておりますので、こういった係る状況はしっかりと対応していかなければいけないと、こういうふうに考えてます。

それから次に、駐車場と駐輪場の設置と道路整備についてのご質問です。現在議員もおっしゃっていましたが、あまり広くなくて、駅に近接した町有地に駐車場と駐輪場が設置されていて、今そこを町民が活用してくださっているわけですが、やっぱり通勤、通学者の利便性を高めることは、これもまた大変重要なテーマだと思います。特にこれから駅周辺開発を進めていく際にはこのことを十分意識しながら、道路整備も含めて一体的に研究をしていかなければいけないというふうに私も考えております。なかなかすぐに取りかかれないというのが大変悩ましいところであります。

それから次に、役場職員の働き方改革に関するご質問ですが、まず初めに時間外手当支給の実態なのですが、これはご承知のこととは思いますが、時間外手当は主幹職以下の職員が時間外勤務をした場合に支給をしております。支給金額に関しては、上限を設けるなどのいわゆるキャップをかけてということにはしていません。

次に、時間外勤務が昨年比2倍以上の部局があるけれども、それに対する改善策は取っているのかというご質問ですが、働き方改革がスタートした今年度から、時間外勤務が月45時間を超えた職員がいる場合には都度人事部局から当該部局の管理職に事情聴取をまず行い、必要に応じて当該職員と面談するなど勤務実態の把握及び改善に努めております。当然議員がご指摘になった部局についても実態の把握はできておりますので、改善も図っております。ただ、役場というのは本当に、先ほどもちょっとほかの議員のときにお話ししたけれども、国の政策によって我々の事情だけでは決められない待たなしの業務が突然舞い込むこともあって、なかなかコントロールしにくい面があるということをご承知おきというか、そういう悩みがあるということをお答えさせていただきます。例えば今年度に関して申し上げますと、プレミアムつき商品券業務への対応とか、それから国政選挙、選挙が出てきた。それから、会計検査への対応なんていって突然会計検査が入るのです。そうすると、その部局が大幅な残業になってしまうと、こういった多くの時間がそういうものに割かれているということがあるということでもあります。

それから、次のメンタルヘルスに関するご質問ですが、ストレス簡易調査というのは関係法令の規定によって平成28年から実施しております。調査の主な目的というのは、調査票に職員自らが回答して、まずセルフチェックすることです。そして、自身の健康管理に役立ててもらおう。また、職場としてメンタル不調に陥る可能性のある職員を未然に支援する、そういうことであります。問題があった場合には町の産業医と連携をして当該職員に面接、指導を行う。それからまた、産業医の指示の下で就業上必要な措置を取ることになっております。現在メンタル面を要因とした長期休暇者は3名おります。

次に、障がい者雇用についてのご質問ですが、役場の雇用割合は今3.4%となっております。

まして一応法定雇用率の2.5%以上というのは超えておりまして、法は遵守しているということでもあります。では、どのような対策を講じているのかというお話でしたけれども、これは職員向けの研修会は実施しています。また、合理的配慮に関する参考事例の周知を行い、啓発を努めているところであります。今手元に持ってきませんでしたけれども、こういう障がい者差別解決法とか、これは内閣府の障害者施策担当が出しているものですが、あとは差別解消法の基礎知識と、こういったものが役場のところに置いてありまして、職員誰もがみれるように、特に関連の総務の方たちはこれを熟知して対応しているということでございます。

3番目の私の政治姿勢についてのご質問であります。そもそも行政推進員というのは、ご存じのことですけれども、町の方針や町が進めている案件を町民に伝達していただく、そして町民の意見があればそれを吸収して町に伝えていただく、いわば町と町民のパイプ役として地域ごとに私が委嘱を申し上げ、任務に就いていただいているのであります。今議員がおっしゃられた昨年11月の会議における私の発言、これは必ずしも正確なものではございません。ただ、似通ったやり取りをした覚えはあります。私の記憶の範囲でかいつまんでお話ししますと、推進員のお一人が言われたご意見は、総合戦略の説明のときに総合戦略での目標人口を2万人にするのはおかしい。1万人ではなぜだめなのか。町長が勝手に決めた数字ではないか。町民にアンケートを取るべきだ等々だったように私は記憶をしています。これに対し、なぜ2万人を目標としたのかを丁寧にご説明しましたけれども、収まりがつかず、町民は全く爪はじきである。全町民のアンケート、全世帯のアンケートを取るべしとアンケート、アンケートと繰り返されたのであります。それに対して私は、私たちは、私たちというのは自治体はです、私だけではなく。町民を幸せにするために何をやるか、何をやれば町民を幸せにできるかのために政策を考え、議論し、立案し、議会の承認を得て進めているものである。何でもかんでも町民のアンケートを取らねば事を進められないというなら町長は何のために必要なのか。そんな町長ならやっている意味がないという趣旨をお伝えしたものであります。

ご参考までにですけれども、私の話が終わった後、ご出席の多くの行政推進員から大拍手をいただきました。先ほど朝のときのそれは困ったねとかごめんなさいねというような会を設けたらというお話がありましたけれども、朝のときには結構皆さん来てくださって、こんな話はそういう場でも行っております。もっともっとやればいいのでしょうかけれども、なかなか私が思うように多くの時間を町民に割けていないかもしれません。ただ、町民の声を聞いて、聞かないでやっているということはないというふうに私は思っておりますし、こうやって議員の皆さんも時々私のところに来ていただいて皆さんの声を聞かせていただく、これは私にとっては大変ありがたいことなので、今後ともぜひ議員の皆さんにも町民の声を私のところに伝えていただくことをお願いして、渋谷議員への一般質問に対する答弁といたします。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○8番（渋谷俊和君） ありがとうございます。

まず、ハトのふんの問題でございますけれども、私が見た感じ、調べた感じでは玄関というか、玄関は問わないのですけれども、東側と西側のあの通路の中を出入りしていると、それ以外の横からだとか天井裏だとかそこからの侵入の状態は、僕もかなりつぶさに調べたのですけれども、あまりそういう形跡はないと。したがって、いつもお客さんいるわけではないですから、無人のときも多いので、結局通路から入って、そこで悪さをするというか、そういう状況だと思うのです。ですから、掃除している人も、私いつもいたときは声かけるのですが、大変だねと、気をつけてねということで話しするのですが、あそこを利用している人にしたら気持ちがよくないというか、ふんが乾燥していますから、舞い上がるというか、そういう状況なので、そういった点について、やっぱりハトの習性から見て一回すみついたら本当になかなかそこから、何ぼ脅かしてもまた戻ってくるという状況がありますので、そういった意味では、JRと具体的に対策取っているので、春先にそういった状況を見て、もしそうであればまたいろいろ検討したいというお返事もいただいたので、そういった点で本当に、どっちかというところの東側というか、裏側というか、住民のほうが結構多いと思う。世帯数にしたら300世帯ぐらいあるかな、そういった状況を含めてぜひ考えてもらいたいなど。

私素人だからあれですけれども、玄関ドアって恐らく1つ5万円から6万円ぐらいでできるのではないかと、ただ据え付けてやったらいいという状況なので、2つだったら10万か20万もかからないのではないかなと思うのですけれども、ぜひそういった意味で町民の不安を取り除くことができるのであれば春先もう一回調べていただいて、その点含めてご検討願えればと思います。これは質問ではありません。ちょっと最後要望になってしまいましたけれども、そんなようなことで環境整備の問題ぜひあれしたいし、また環境整備の問題の最後ですが、特に札幌方面へ行くのは東側のほうから乗るわけですよね。ですから、車で通勤だとか駐輪の人たちは東側のほうを結構利用するのです。もちろん西側のほうはびっちりになっているから回ってくるという方は多いのですけれども、そういった点も含めて、利便性図ればもっともっと使っている人たちが大変喜ぶというか、使いやすいというか、そういう状況もありますので、駐車場も含めてぜひ整備というか、考えていただきたい。道路なんかも結構車がそういう具合に多く通るものですから、結構凸凹して大変なのです。建設課のほうにはいつもお願いして丁寧にやってもらっているのですけれども、それでもまだそういった状況がありますので、その点ではもうちょっと駐車場や駐輪場の問題で町のほうも検討していただけないかという具合に思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 渋谷議員の熱意はよく分かりました。私も同じ住民でございますので、駅前を本当に再開発していかなければいけないなということでいろいろやっ

す。まだ民間のそういったディベロッパーとの話がなかなか詰まっていらないということでもあります。1つだけ、ご参考までですけれども、今年の5月からJRの医療大の先が切られることとなります。その交渉の中で太美駅のバリアフリーということをして1つ我々は注文出して、南のほうも、どのくらい分かりませんが、小さな駅舎ができることになっております。そういったJRの改革というか、改修、これとも歩調を合わせて、我々ができることはやっていきたいと思っておりますけれども、何としても本当に駅前開発を大々的にやって、そこに人が住んでもらえるようなことを我々今夢見て頑張っておりますので、すぐに渋谷議員のおっしゃることに取りかかれるかということ、なかなか難しいかなというのが現状でございます。その辺は財政をご存じの議員もよくご理解いただけたらと思っておりますが、そういうことで我々太美駅の東も西もできるだけ町民の利便性を高めたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○8番（渋谷俊和君） ありがとうございます。

次に、働き方改革の問題であります。昨年たしか予算審査特別委員会の中で時間外の問題について、何時間、例えば年間通して月8時間だとか80時間だとかいろいろなことを伺って、そういう実態というのはすさまじいものがあるなという印象があるのですが、しかしそれでも皆さん改善する努力されていると思うのですが、例えば環境生活課は240%、それから建設課も同じく240%、それから教育委員会の社会教育課は225%という、そういう驚異的な数字というか、倍以上の状況になっていると。総務課、150年記念事業室、そこはたしか196%ぐらいと聞いているのですが、それから商工課もやはり同じように194%という約倍近い数字になっていると思うのですが、確かに町長言うとおりの、役場の業務の関係ではいろいろ急に、何回か別な形でも答弁していますが、急に発生するものが多いと。私も支庁にいたから分かるのですが、会計検査院来たら本当に事前からいろいろ大変な思いで準備をするという状況なのですけれども、しかしそれについてこういう具合な数字が1つの課だけでなく半分近いところがそういう状態になっているという点でいえば、やはりもっと他に、どれかの理由というよりか、やっぱり役場の中の仕事そのもの含めて職員の過重というか、職員の人数との関係当然あるかと思うのですが、そういった問題がもっとこの中には潜んでいるのではないかと。というのは昨年質問した40代の働き盛りの職員が何人か辞めていると、あるいは定年退職前に早く辞める人も多いという状況なども全部関係しているのではないかと。これはやっぱり働き方改革その他でどうしてもそこを打ち破っていくという点でもう一つ何か大事なことが、これは部課長さん含めて僕は検討していただきたいなと思うのですが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 工夫はないと言われると、工夫がないと言い切るほどではありませんが、でも大変難しいということはこの際申し上げておきます。例えば今環境生活課

ですか、こんなにどうしたのだと。熊が出たのです。そうしたら24時間です。やっぱり町の職員はそれに取りかかるわけです。だから、工作中だけというわけにいかない。それから、総務課だったら選挙がある。あるいは社会教育課の場合にはこういった周年事業が一遍にだあっと来たとか、いろんな事情が個々にあって、商工会の場合は先ほども申し上げたプレミアムつき商品券、こういったのって結構タイムコンシューミングなのです。ですから、そういうのが来るのに、おっしゃる意味は、ではほかの職員等が手分けしてやればいいのではないかというのですが、ほかの職員が皆さんすごく余裕があって、全然残業してなくてというと、なかなかそうもいかないぐらいになっています。特に人員をずっとこの10年近く減らしてきておりますので、いよいよ今減らせなくて、これから増やしていきますけれども、働き方改革も含めて我々がこれから取り組まなければいけないことはまだまだあると思っています。ですから、できるだけこういう偏りのないようなことも含めてこれから努力はしていかなければいけないと思っていますが、仕事は、ご存じのとおり、ではとって隣の人にすぐというわけになかなかいかない仕事もありますので、こういうことが起こっている。これを常時そこがずっとこれをやっていると本当に駄目になってしまいますけれども、その人が、それぞれのときのそういった万やむを得なくやるというケースがありますので、その辺はそれを踏まえてこれから工夫はしますけれども、なかなか難しいということを申し上げます。難しいからやらないということではなくて、やるつもりではありますけれども、では残業ゼロにできるかということ、なかなか難しいということであります。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○8番（渋谷俊和君） ご苦勞は聞いても分かりますし、また職員の皆さん見ても本当に大変だということはよく分かります。

質問の最後なのですが、町長の政治姿勢の問題であります。町長からその経過について詳しく話しされました。たしか町長2期目以降は町政懇談会を開いていないように私の記憶ではあるのですが、その点はどうだったのかということが1つと、それから特にこの点で、行政推進員が町民のほうの意見も聞きながら町の方針を伝達したり、または町民に広げたりするパイプ役なのだ。ある意味で言えば町政から見たら非常に大事な役割を担っている人たちだという具合に私は思いますし、かなりの部分は町内会長さんが兼務しているという状況もあるかと思うのですが、やっぱりそういった点について、その部分との意思統一で、少なくとも町長は町民の声を聞くのに後ろ向きになっているという、そういう姿勢に取られるようなやり取りはまずいのではないかと私は思うのです。どっちが言ったか言わないかではなくて、そういう具合に参加した人が、やっぱり町長の真意というのはここにあるのだと、地方自治法の本旨だとか、憲法上の地方自治の実際の問題とか、本当に民主主義の基本というか、そういうところをしっかりと押さえて、やっぱり町長言っているし、やっているのだということをお知らせするような町長の態度が必要ではないかと思う

のですけれども、その点についてはいかがお考えですか。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 確かに私が2期目になってから町政懇談会としてやったことはないのですが、一体型義務教育とかこういった、あるいは線路を閉じるための町民とのそういったものは皆さんと懇談会をやっておりまして、決して全くやっていないわけではないということでございます。

それから、私が町民の声は聞きたくない、聞かないというようなことを、そういう姿勢はそうではなくて、聞いているという姿勢をもっと示すべきだという点はできるだけ努力をいたします。ただ、いつも申し上げているように、朝も皆さん来ていただいたり、それから皆さんからは見て分からないでしょうけれども、いろんなところのイベントにももちろん出るし、いろんな方とお話を聞いて、私の仕事は町民の声を聞くことでありますから、町民の声を聞くことが何よりも私の栄養になるわけですから、できるだけ努めているつもりですけれども、町民によってはなかなかチャンスがないねというお言葉もあるやに聞いておりますので、今後できるだけ努力はしていきたいと思っております。多分渋谷さんのエールだと思いますので、私もそういうふう感じられないような努力はしていくつもりであります。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○8番（渋谷俊和君） いろいろ前向きな返答も含めてありがとうございました。今後ともしっかりとやっていただきたいということを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤正洋君） 以上で渋谷君の質問を打ち切ります。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はご苦労さまでございました。

（午後 2時33分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和2年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年第1回当別町議会定例会 第4日

令和2年3月12日(木曜日) 午前10時00分開議

議事日程(第4号)

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

散会

午前10時00分開議

出席議員（14名）

1番	櫻井紀栄君	2番	佐々木常子君
3番	西村良伸君	4番	五十嵐信子君
5番	鈴木岩夫君	6番	山崎公司君
7番	秋場信一君	8番	渋谷俊和君
9番	山田明君	10番	古谷陽一君
11番	稲村勝俊君	12番	高谷茂君
13番	島田裕司君	14番	岡野喜代治君

欠席議員（1名）

15番 後藤正洋君

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	一宮直人君
総務課長	長谷川明君
企画部長	江口昇君
住民環境部長	大畑裕貴君
福祉部長	中出徳昭君
経済部長	高松悟志君
建設水道部長	吉尾雅昭君
教育長	本庄幸賢君
教育部長	山崎一君
代表監査委員	米口稔君

事務局職員出席者

事務局長	野村雅史君
次長	岸本昌博君
係長	浦島卓君
主査	瀬戸貴裕君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○副議長（岡野喜代治君） おはようございます。ただいまの出席議員14名、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○副議長（岡野喜代治君） 議事日程ですが、さきにお配りしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○副議長（岡野喜代治君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

11番 稲村勝俊君

12番 高谷茂君

を指名いたします。



◎一般質問

○副議長（岡野喜代治君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

なお、新型コロナウイルス感染防止のために答弁につきましては演台で行うことといたします。

最初に、通告5番、鈴木君の質問であります。

鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。日本共産党の鈴木岩夫でございます。

初めに、人口減少、子育て支援について伺います。2月26日付北海道新聞朝刊、石狩、当別版、当別町新年度予算案の記事は、町民に大きな喜びや驚きを持って受け止められたのではないのでしょうか。私が参加していた25日夕方の会議では、町の2020年度予算案の内容を知らせると、子どもを持つ親から大きな歓声と拍手が起きました。正直私は25日を迎えるまで、江別市が乳幼児医療の通院費助成を小学校3年生まで拡大することを聞いて

ていて、ついに当別だけが残されたと落ち込んでいたところでした。ところが、25日の発表を聞いて少し誇らしげに思った次第です。子育て世帯向けの住宅整備も議会での答弁どおりスタートすると発表しました。大いに評価したいと思います。また、幼児教育、保育の就園園児事業、3歳未満児の第2子保育料無償化事業の拡充など、努力を評価したいと思います。道の駅に続き、子育て世帯にも北欧の暖かい風が吹き始めたのかなと思いました。引き続き大いに子育て世帯に北欧の暖かい風を吹き込んでいただきたいと思います。そして、当別町で子育てしませんかと大いにアピールしていただきたいと思います。そこで、乳幼児医療の通院費助成の拡大について、今後は入院費の助成に併せて中学生、高校生まで拡大していこうと考えているか伺います。もしそうであるならばいつ頃が適切であると考えているか伺います。

さて、人口減少、子育て支援を考えると、高額な国保税の問題、特に世帯の人数が増えれば増えるほど掛金が高額になるという均等割の制度が大きな問題としてあると思います。根本的には全国知事会、全国市長会、全国町村長会が要望する国の1兆円支援で国保の構造的問題を解決することですが、政府が検討する、検討するといって先延ばしするのであれば、そんなときこそ住民の命と暮らしを守るとりでとして、そして人口減少、子育て支援対策として町が頑張るときではないでしょうか。国保税の引き下げを行うべきと考えるが、伺います。できなければ、せめて多子世帯の均等割の減免を実施すべきと考えるが、伺います。

次に、担い手確保推進事業について伺います。新規就農を一貫支援、農水省、地域ぐるみ体制構築の見出しで2月18日付日本農業新聞が伝えました。農水省は、新規就農者の確保と定着を見据え、相談から準備、研修、就農後の各段階で支援していく体制の構築に乗り出すとあります。日本の農村は、残念ながら人口減少同様離農に歯止めがかかりません。一番の原因に挙げられているのは後継者不足です。親元で就農する後継者が極端に減少していています。様々な原因はあるだろうけれども、1つに新規就農者に比べると親元で就農する後継者に対する支援が極端に少ないということが挙げられるのではないのでしょうか。担い手確保推進事業には新規就農だけでなく親元就農者に対する支援が入っているか伺います。

国の補助制度とは別に町独自の助成金支給や研修機会、住宅の確保などのメニューを充実すべきと考えるが、伺います。

3番目に、災害対策について伺います。総務省が令和元年台風第19号による河川氾濫などの大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても維持管理のための河川等のしゅんせつ、堆積土砂の撤去等が重要であり、このため地方団体が単独事業として緊急的に河川等のしゅんせつを実施できるよう新たに緊急浚渫推進事業を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等のしゅんせつ経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設、地方財政法を改正しました。本来国土交通省が実施すべき事業ですが、骨太の方針2003で三位一体改革において国庫補助負担金の改革ということで平

成17年度に廃止になっています。しかし、高市総務大臣が去年の台風被害の状況を見て、河川における堆積土砂、川の中に生えている木の伐採などができないことによって河川が越水したりするような状況が多々見られた。また、一昨层高市総務大臣の地元でも中小河川の増水によって近所の自治会長さんが亡くなるという痛ましい事件が起きた。こういう状況を見て、国道交通省で対応していない都道府県や市町村管理の河川について緊急にしゅんせつが必要だと考えて、新しい緊急浚渫推進事業費をまずは初年度900億円、次年度以降1,000億円ずつ5年計画で合計4,900億円を起案したというのです。材木川と当別川の合流地点付近は、基線川に中央排水、23線排水と幾つもの川や排水が集中している地域です。現実に冠水している実態や農業被害の実態、過去のいきさつも考慮して、中央排水、23線排水の整備を国や道とも相談し、急ぐべきと考えるが、伺います。

23線排水は、平成30年度に2度周辺農地が冠水しています。小麦の収穫後であったことから、この年は被害を受けませんでした。冠水するという状況は改善されるべきと考えるが、伺います。

4番目に、当別150年について伺います。当別150年の年が明けてはや2か月が過ぎました。今年は戦後75年の節目の年でもあります。終戦を境に当別150年の前半、後半が戦前、戦後であることに気づきました。前半は本州からの移住、開墾、そして戦争と大変な苦勞と悲しい時代でした。一方、戦後は様々な苦勞はあったにしても復興、繁栄の時代だったと言えるのではないのでしょうか。戦後の復興、繁栄は、戦争の反省をもとに平和があったからこそ成し遂げられたと私は考えます。しかし、時代の経過とともに戦前の大変な苦勞と悲しい時代を知る方々が少なくなっていること、そして昨年私は戦没者慰霊式典に出席して遺族の方々の減少を目の当たりにして、9月議会で150年を機会に非核平和都市宣言を実施してはどうか質問したところ。町長は、平和都市宣言について、150年の節目の年というのは効果を高めるという点では一つのタイミングだと答えました。平和都市宣言を150年を機会に実施したいという考えは今も変わらないか伺います。

道の駅が建設され、多くの方々が当別を訪れるようになりました。そして、令和4年には多くの町民の期待の下、一体型義務教育学校が開校します。さらに、来年度予算には新庁舎構想調査事業費が計上されています。一方、公民館は56年前に49年間使用して閉館、開拓郷土館は50年前に建設され43年間使用され、ともにこの7年間、今は使われず放置され、朽ちようとしています。非常にアンバランスで、残念でなりません。公民館、開拓郷土館の解体、撤去は当別150年を機会にすべきと考えるが、実施するとしたらいつなのか教育長に伺います。

150年を機会に開拓郷土館の解体、撤去するにしても開拓郷土館の整理、保存活用が必要で、その方向性について伺います。また、学芸員の採用は考えていないか伺います。学芸員の資格を持った地域おこし協力隊員の採用はみるかも伺います。

最後に、一体型義務教育学校について伺います。私どもはこれまでも述べてきましたが、一体型義務教育学校の最大の核は少人数指導、当別基準と考えています。ですから、現在

も独自予算で一貫教育推進講師4名、ALT3名を配置し、来年度はさらに道教委から加配教員を活用し、授業改善の推進を図るという方針を評価したいと思います。と同時に、当別みらい学が一体型義務教育学校の大きな柱の一つとして考えています。そこで、当別みらい学推進と郷土学習の関わりについて伺います。今から59年前、当時の当別出身の高校生が興味、関心を寄せ、自ら発掘に携わった伊達山遺跡は、教材としては価値の高いものだと考えます。伊達山遺跡の整備、保存、活用を積極的に行うべきと考えるが、どのように考えているか伺います。

以上です。

○副議長（岡野喜代治君） ただいまの鈴木君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 鈴木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず初めに、子どもの医療の通院費助成拡大についてのご質問であります。通院費の助成については、現行小学校入学までということになっておりますけれども、それを小学校卒業までに拡大するということが今回の定例会に提案をしているところであります。まだお認めをいただいているわけではないので、そのまま通していただくことを望んでおりますが、また入院費の助成は、もう既に実は高校卒業までしておりますので、もし今回の提案が通れば子ども医療費の助成としては管内の中でも上位のほうにランクをされることになります。この医療費の助成については他の市町村との、特に近隣市町村との競争の様相を呈しております、ですからどこまで拡大をしていけばよいのかという点については、これは非常に難しい問題を含んでいるのです。あまり競争しても意味がないとは思っておりますけれども、現実にはそうなっています。医療費の助成を行うことが子育て世帯の増加にどれだけの効果があるのかというのは、やっぱりその辺の成果をしっかりと見極めて検討していくべきだろうというふうに考えております。先ほど議員の冒頭のお話の中で町民の喜びの声、これを忘れずに、また北欧の暖かい風というお話がありましたけれども、こういったことをぜひ継続していけるように今後検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、国保税の引き下げを行うべきで、できなければ多子世帯の均等割の減免を実施すべきだというご質問であります。ご承知のとおり、現在国では市町村間の不公平感を軽減させるとともに市町村の国保財政を健全化させるために都道府県単位化を進めてきておるわけでありまして。ですから、こういった流れの中で今議員がご提案の引き下げだとか均等割の免税といったものを町独自の政策として行うことは難しいというふうに考えております。ただ、これは今後とも北海道の我々の町村会を通じて持続かつ、また持続が可能になるように、そしてまた被保険者の負担軽減につながる制度となるように、国にさらなる支援は要請を続けてまいりたいというふうに思っております。

次に、担い手確保推進事業についてのご質問ですが、初めに親元就農者に対する支援、これにつきましては、担い手確保推進事業の主要施策であります当別町農業総合支援セン

ター、今回昨年の11月につくったのですけれども、これを通じて支援する予定となっております。また、支援メニューの充実をすべきというご提案ですけれども、今この総合支援センターのメニューの中にビニールハウス設置の補助、研修、あるいは営農準備金、住宅、こういったものへの支援のメニューが含まれております。

次に、災害対策について、特に中央排水と23線排水についてのご質問でありますけれども、これは昨年も第2回と第4回の定例会でご質問を受け、答弁を申し上げております。中央排水と23線の排水及び基線川については、実はもう地元の要望を受け、平成30年度のり面の補修、あるいは土砂の除去作業を行った結果、それ以降冠水被害はないと、改善された。したがって、緊急性はないという認識であります。これ以上の護岸工事だとか補強工事といった整備の必要性があれば、間違いなく地元からの要望が出てきますので、その段階で国や道と相談をしてみたいと考えております。

それから、議員ご発議の緊急浚渫推進事業、これは実はそもそも堆積した土砂の撤去を主目的とした事業で、しかも人家への影響や危険度が高い河川が対象となっております。したがって、この事業を中央排水に適用するには採択のハードルが高いというふうに捉えています。それから、23線排水は、これは道路排水のため、この事業の対象案件にはなっておりません。

次に、平和都市宣言に関するご質問ですけれども、節目の150年は一つのタイミングと考えておりましたが、昨年9月の定例会後に会派代表者会議、あるいは議員協議会において協議をいただいた結果、議会の意思としては今宣言する必要があるものとは考えていないという、そういった結論であると、こういった旨のお話をいただきました。議会との歩調を考慮しますと、町民の意識の高揚が得られなかったのかなと、こういった判断をして、当別町150年では提案を差し控えることといたしました。

以上、鈴木議員の一般質問に対する私からの答弁といたします

○副議長（岡野喜代治君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

公民館、開拓郷土館の解体、撤去についてのご質問でございますが、解体、撤去につきましては全庁的な施設の在り方の中での検討ということになっておりますので、町長部局と引き続き協議をしながら進めてまいりたいと思います。今の段階で時期についてはお答えすることはできません。

続きまして、郷土資料の活用についてのご質問でございますが、ふるさとを理解する上で郷土資料の活用というのは大変大事だというふうに思っております。現在は両小学校に展示の教室を設けまして、折に触れて学習等に使っているということでもあります。今度新しくできる学校にもそういう展示スペースを設けますので、引き続き活用を図ってまいりたいと考えております。

それから、学芸員の採用と学芸員資格を持った地域おこし協力隊の採用についてでございますが、令和2年度の採用計画にはありません。現時点では職員の中にも学芸員資格を

持った者が複数名いるということもありますので、採用については緊急性はないのではないかと今考えているところです。

次に、伊達山遺跡の整備、保存、活用についてのご質問でございますが、議員がおっしゃいましたが、令和4年実施予定の当別みらい学の柱の一つに当別のふるさと学習というのがあります。この中で伊達山遺跡について、例えば発掘されたものですか、あるいは地域巡検などによる活用、またはその保存について、あと2年ですが研究をしてみたいと思っております。これまで十分な整備、保存ではなかったというふうにも思いますので、その辺は教材ということでもありますので、しっかりしていきたいというふうに考えています。

以上、鈴木議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（岡野喜代治君） 鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 乳幼児医療の通院費助成の拡大について非常に難しいと、効果を見極めて検討していきたいと。そして、できれば継続していけるようにという今答弁がありました。ぜひ町民の喜び具合といいますか、また子どもたちが本当に安心して医療にかかれるというようなことで、そういう状況もしっかり見ながらぜひ拡大の方向で奮闘していただきたいなというふうに思います。これは要望というようなことで。

次に、国保税の問題ですけれども、ここを私は人口減少、子育て支援対策ということで町長に議論をしてみました。それで、町独自ではなかなか難しいのではないかとということで答弁がありました。確かに難しい側面あると思いますけれども、やっていない自治体ばかりかということではそうでもありません。実施している自治体もあります。それで、実施している自治体に国がペナルティーをかけるかと。これまた微妙なところがありまして、それで特別な事情ということがあればペナルティーかけないというふうにも進んでおりまして、検討するということでは検討する材料に値するのではないかとというふうに思います。子どもが増えれば増えるほど国保税が上がるというのは人口減少にストップをかける上では非常にブレーキかかるのではないかとというふうに思いますので、ぜひここは検討する材料に値するのではないかとというふうに思いますので、その辺どうかということでお伺いしたいなと思います。

○副議長（岡野喜代治君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 国保税の件についてでよろしいですね。確かに自治体では実施しているところがあるのは承知しています。ただ、その自治体がなぜこれをしなければいけないかという、今回の改正によって大きく変わる。ですから、時限立法といいますか、それをならすために一時的に町がやるということはありません。ただ、当別の場合は今までの保険料と今回の新しい都道府県単位化の保険料と大きな違いというものはありません。ですから、あえてそこで我々が特別なことをやるという状況にはないと、こういうことで今私たちはご提案のところには踏み込んでいないと、こういう状況であります。ただ、おっしゃるとおり約束というか、当初の予定をしっかり入れて、いわゆる国保の財政をしっ

かり支えていくということは当然国がやらなければいけないことだと思いますので、我々は国のほうに、単独ではあれですけれども、町村会を通じてしっかり要請をしていきたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

○副議長（岡野喜代治君） 鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 今の激変のことを言っているのかなと思いますけれども、それぞれの町村で是正といいますか、国保税が激減的に変わるところについてもやっているということで承知しているというお話でしたけれども、全部が全部そうではないのではないかと私は認識しております。本当に子育て世帯を支援するという趣旨でやっている自治体もあると、道内でもあるというふうに私は認識しておりますので、ぜひその辺引き続き研究していただいて、そして併せて町村会を通じて国に支援を要請していくということは強力にやっていただきたいという要望をお伝えしたいと思います。よろしくお願いたしたいなと思います。

次に移ります。担い手確保の推進事業ですけれども、親元就農、正確には何かありまして、親元就農というの何かあるのですね、呼び方。新規就農にも3つぐらいあって、親元就農も1つは入っているようですけれども、予定になっているということで、ぜひ期待しているところです。道も毎年9,000人を増やしていかなかったら間に合わないという農水省の計画だそうですけれども、なかなか定着しないという課題もあるようで、今回強力に進めるというようなことですので、そういう意味では当別町独自にビニールハウスの支援だとか研修、準備金、住宅という、このメニューに入っているというようなことでありまして、そこで準備金のことでもちょっとお伺いしたいのですけれども、課題として土地の購入がやはり大きなハードルだというふうに言われております。土地や機械、設備等々ですけれども、この準備金というのはどのような内容なのか、ちょっとお知らせしていただきたいなと思います。

○副議長（岡野喜代治君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○副議長（岡野喜代治君） 再開いたします。

町長。

○町長（宮司正毅君） 親元就農は、今言われているのは確かに新規就農よりは親元就農の人のほうが入りやすいよねというのは一般的にも非常に言われていますので、これはこれから本当に進めていくことは非常にいいと思います。今の営農準備金については、詳細は私ちょっと今知識を持っておりませんので、担当部局のほうからお話をさせていただき

たいと思います。

○副議長（岡野喜代治君） 経済部長。

○経済部長（高松悟志君） ただいまの質問でございますが、営農準備金の部分についてご説明させていただきます。

営農準備金につきましては、新規就農等の部分ということで給付金等の部分になりますけれども、営農を始める段階でのいろいろな機械の購入ですとか、支度金ですね、そういったものに使っていただきたいというようなことで、就農準備金ということで支援センターの支援メニューという中で現在予定をしているところでございます。

以上です。

○副議長（岡野喜代治君） 鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 先ほど町長が立ったときの親元就農についての答弁があまり聞き取れなかったのですけれども、親元就農が就農しやすい、しづらいということでお話があったかなというところでちょっと聞き取りづらかったです。親元就農は就農しやすいというふうに僕は聞き取ったのですけれども、そうであるならばその認識はどうかなというふうに感じておりました。

それはちょっと置いておいて、営農準備金について支度金ということでありました。今全国的にも土地の購入や機械の購入、施設の購入が非常に大きなハードルになっているというようなことではここをぜひ力を入れてやっていただきたいなと思います。ここだけではありませんけれども、ぜひ担い手確保推進事業というようなことで、町も頑張りますけれども、また他の団体も頑張りますけれども、引き続き国に対して、農水省に対してしっかりやっぱり支援してもらおうということで、そういうことを声を上げていく必要があるのではないかということをお願いして、この問題については大変期待しているということで終わりたいなと思います。

次に、災害対策について移りたいと思います。30年までに、そのたびに要望に応じて泥上げ等をやってきたというようなことで、それ以降は越水の被害はないと。そして、現在のところ緊急性はないのではないかとということでありました。また、状況が変わる、また地元から要望があれば、その都度国や道とも相談して、また町としてできることを対応していきたいという回答がありましたので、引き続きこの問題、私は取り上げていきたいと思いますので、そういった方向で頑張っていただきたいなというふうに思います。

4番目に、当別150年について伺います。平和都市宣言について、私も会派代表者会議にオブザーバーで参加していましたが、議員協議会にも参加しておりましたから、議会の結論については十分承知しております。非常に残念だったなというふうに私としては思っているわけです。今回この質問は、そういう状況は分かっているわけでありまして、町長のそのときの思い、これは変わらないかということで、150年にやるべきではないかというふうにまた言っているわけではなくて、150年を機会にやるということはいいいタイミングでないかと。また、平和都市宣言は必要だと、そういう思いは今も変わらないかという

ことで聞いているわけでありまして、その辺の思いはどうかということでお答え願いたいなと思います。

○副議長（岡野喜代治君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 平和都市宣言、これいろんな種類があるようですけども、今までこの町がそれをやっていなかったということはどうしてなのかなということも私もいろいろ聞いてみました。宣言をすることに何ら、宣言をすること自体がしてはいけないというか、しないという選択は決してないというふうに私も思います。ただ、時期もありますし、それから町民の意識の高揚もありますし、議員さんの、あるいは議会でのあれもありますので、そういった全体の雰囲気の中で今やるべきかどうかということについては、今はその時期ではないということで今回断念したわけでありまして。基本的に、やるということについて決して私はネガティブに考えているわけではありません。もっと言えば戦後からもう70年もたっているわけですから、もっと前にこの町がなぜしていなかったのかなということ私を感じている、これは私の個人の意見でございますけれども。

以上です。

○副議長（岡野喜代治君） 鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 引き続き町民と一緒にあって平和な時代が続くように、そしてこの問題しっかり取り上げていきたいなということを申し述べて、ここの問題については終わりたいなと思います。

次の開拓郷土館ということで、公民館と開拓郷土館の解体についてお聞きしました。全体的な公共施設の在り方検討というようなことで、公共施設の整備の計画もありますから、そういった中でということで回答がありました。今回の私の質問は、まちづくりとして非常にバランスを欠いているのではないかとということで質問しました。多くの方々が訪れる道の駅、本当に立派だなと。そして、新しい学校もできる。すばらしい学校だなと。そして、今新庁舎についてもどうするかということで検討しているわけですけども、しかし新しいものだけが目に入るかといったらそうではなくて、一体公民館どうしてしまったのかなということや、開拓郷土館は資料は入っているけれども、どうなっているのかなという思いも町民は持つわけでありまして、そこはやっぱりバランスを持ってまちづくりをしていく必要があるのではないかと。もちろんさっきの答弁の中には全体的なそういう公共施設の在り方ということでやっていくという、そういう答えだったと思うのですけれども、それにしても7年間放置されているということではスピード感を持ってここをやっていくということではないのかなというふうに思いますけれども、スピード感という点ではどうかということでお伺いしたいなと思います。

○副議長（岡野喜代治君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） ただいまのご質問にお答えいたします。

開拓郷土館、それから公民館につきましては、物置代わりに使ってきたという側面もありまして、閉鎖してから7年間ということで見た目も悪く、冬の屋根からの落雪等危険性

も増してきているかなというふうに私も感じております。スピード感ということについてはそのとおりだと思いますので、先ほどの繰り返しにもなりますけれども、町長部局での検討を促してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（岡野喜代治君） 鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 教育長と同じような認識に立っているなということで、引き続き議論していきたいなと思います。

資料のことですけれども、新校舎になっても活用していきたいということで、そこで執行方針にありますけれども、地域の教育力を活用した学習プログラムというようなことでもうたっております。ぜひ役場だけでなく本当に町民の力を引き出して、そしてこういった大切な資料を子どもたちや青年のために大いに活用していくというようなことで頑張っていて、私も頑張っていきたいなというふうに思いますので、そこは執行方針にあるようにしっかり頑張っていきたいというエールを送りたいなと思います。

学芸員の問題と、それを持った学芸員の採用が無理であれば、その資格を持った地域おこし協力隊員の採用は無理かというようなことで、いいアイデアかなと私は思ったのですが、あまりいいアイデアではないのでしょうか、これ。確かに職員の中には学芸員の資格を持った方がいるということも知っています。しかし、昨日までの議論を聞いていても本当に職員は大変な業務がありますので、私はやっぱり学芸員を、また学芸員が無理であれば資格を持った、地域おこし協力隊員ということでは言いましたけれども、それこそ図書館司書のような、そういう臨時採用であっても必要があるのではないかというふうに思うのですけれども、そこは教育長どう考えているのかなと思います。お聞きしたいと思います。

○副議長（岡野喜代治君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） ただいまの質問にお答えいたします。

学芸員の役割については私もあまり深く研究しているわけではないのですけれども、研究職ということで、何か町で課題があってしっかり研究していくと、そういうことなときに学芸員として雇用して研究に当たってもらうというような、そんなようなイメージを持っております。そういった方たちの採用については、今近々にそういったものがあるかないかといえば、ないわけではないのですけれども、緊急性はそれほどないかなと思いますので、学芸員といっても専門分野があるというようなことも聞いていますけれども、活用できる場面があれば、今働き方改革でいろいろ忙しいというのは鈴木議員のご指摘のとおりでもあるのですけれども、活用を図ればなど。教育委員会の中にも複数名存在しますので、例えば歴史研究員という方がいますけれども、その方とともに歴史の分野の研究に当たるとか、そういったことも今やっていますので、そういったところの活用を図っていければなというふうに思っております。活用を図らないという意味では全くありませんので、職員の持っている力ですので、活用していきたいというふうに思います。

○副議長（岡野喜代治君） 鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 研究者もいるということで、そういった力も今十分発揮していると思いますけれども、引き続き学芸員の資格を持った採用についても議論していきたいなと思います。

最後になりますけれども、伊達山遺跡の整備、保存、活用というようなところで、ふるさと学習というようなところで研究していきたいという答弁がありました。本当に当別はいろんな宝があります。そういった宝を地域の方々と、子どもたちと一緒に学習していくと、そういった学習運動みたいなのがこの150年を機会に起きればいいなというふうに期待しているところです。ぜひ引き続き議論していきたいなと思います。そのことを申し述べて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（岡野喜代治君） 以上で鈴木君の質問を打ち切らせていただきます。

休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○副議長（岡野喜代治君） 再開いたします。

次に、通告6番、稲村君の質問であります。

なお、稲村議員より一般質問において資料を配付したい旨の申し出があり、これを許可いたしました。ただいま配付をいたしたいと思いますので、しばらくお待ちください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○副議長（岡野喜代治君） 再開いたします。

稲村君。

○11番（稲村勝俊君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

ただいまは資料配付に議長のご配慮をいただき、ありがとうございます。資料のデータについては各市町村のホームページから拾ったものでございます。後ほど触れたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

提出した質問要旨は、具体性が不親切となっている通告要旨を申しわけなく思っています。質問の中に様々な視点からの農業課題を取り上げていますが、課題に対して答弁を求

めるものでなく、立ち上がった当別町農業支援センターの課題克服の検討の中でそれぞれの立場で共有し、課題克服の推進が進むことを期待した趣旨ですので、ご理解をいただきたくお願いいたします。

農業支援センター規約からの抜粋です。農業の担い手の確保と育成。持続可能な地域農業の確立、競争力の強化、農業者の所得向上、農業生産の拡大、地域の活性化を目的に当別町農業支援センターが設立されました。当別町農業10年ビジョンの連携、推進とともに目的が達成されることを期待しています。持続可能社会への大転換をマクロ的視点から見たものですが、化石燃料の枯渇が進む中、原発と化石燃料に依存した多投入、多消費産業社会の潜在的不安から、ドイツ連邦政府の諮問委員会の答申報告書の中で、これまで人類は3度の社会的な大転換を経験してきたと指摘、最初の転換は人類が農耕と牧畜を発見し、広めた新石器革命であり、2度目は農業社会から産業社会へ移行した産業革命であり、そして3度目が今私たちが現在直面している産業社会から持続可能な社会への大転換とし、この3度目の転換は従来の転換と比較して大きな違いがあり、これまでの転換は人間の制御によらない長期にわたる進化過程の軌跡であったのに対し、私たちが直面する転換は認識と深慮と将来への配慮を働かせて包括的な改造を意識的、計画的に進めなければ達成されることはないと報告されています。

これまでの国の新たな食料・農業・農村基本計画は、一方で農業生産性の向上と、そのための大規模経営化を目指し、他方で農業の多面的機能発揮、持続的発展、農村振興を目標とするという両立困難を掲げている中で、日本農業は縮小、再編過程に入っており、これまで農地の集積や集落営農で何とか水田農業を維持してきましたが、限界が見えてきました。当別町においても後継者不足問題が顕在化し、経営継承が大きな課題になっています。継承者確保で一番効率的なのは親元就農です。また、全国的に広がる第三者農業継承ですが、資産の取引を伴い、両者が納得できる資産評価や良好な信頼関係の構築など課題が多く、成功率は高くなく、特効薬ではないようです。いずれにしても資金調達面だけでなく、きめ細かな農地の確保、営農技術の習得等の支援の充実、地域ぐるみの支援が担い手の確保につながるものと考えます。

北海道の新規就農者は毎年度600名前後ほどで、10年間の新規就農者の動向は新規学卒就農者の割合は35.3%、Uターンで就農者は42.5%、新規参入就農者22%となっており、新規就農者の半数は60歳以上です。新しい価値感やライフスタイルの実現といった目的が農業経営にマッチしにくい面もあると思います。新規就農者の成功例はよく公表されていますが、成功率は低いのが実態のようです。地域の実態感としては、学卒就職し、数年後に親の後を継ぐ新規自営農業就農が一般的な農業継承スタイルになりつつあります。人生経験を積む中で、利益のみでない農業への理解もあると感じています。親元新規就農者の支援を今後とも続けていくことが効率的、安定的な担い手の確保につながります。また、望ましい傾向とは言えませんが、農家の後継者世代が親世代と別居し、市街地に居住する傾向があります。後継者世帯が別居する。家族経営では世代交代後に通い農家になると想

定されます。それに対応できる地域農業の仕組みを変えていく必要があります。

北海道農業の特質として、農家の世代継承性が低く、離農者を農地売却、離村形態で集落外へ他出としてきたことでの農業構造の変動により、規模拡大、効率的な地域農業として集落が続いてきました。また、東京農業後継者がいる割合は低い水準にあり、団塊世代の後継者不在、高齢農家も多いことから、今後5年、10年先の動きとしても農家数の減少、農地の供給が急激に進むことが予想されます。今後とも離農と農地売却と賃貸により農村地域の構成員は一方的に減少し、残る後継者存在農家を中心に離農地の集積、一層の規模拡大が進みます。ただ、その行き着く先として集落内では少数の大規模経営農家と少数の土地持ち非農家のみが存続、居住する体制となり、営農者としては大規模経営しか残れないようなことが予想されます。こうした農業構造の下では農家数の減少が避けがたく、地域によっては農家数の減少が農家と農業と農村の存続を脅かします。そうした際、少数の大規模経営だけで大面積の農地と農業を担えるのか、安定した地域農業が展望できるのか、残った経営に経済面や世代継承面での問題が生じ存続できなくなったとき、地域の農業集落の今後の維持、持続可能性とその具体的な実態追求が必要です。また、規模拡大による生産費削減効果を弱めているのが特に規模拡大にすると従い、支払い地代、支払い利子の増大で大規模経営ほど借地率が高くなり、負担は多額になっていること、借入地の中には生産性の低い土地が多い実態も見られ、借入地の増加で圃場数が増加し、作業移動時間も増大するので、規模拡大効果が十分に発揮されない例も見られるとした指摘もあります。

農地の集積による賃貸、賃貸料の課題について、これまで数回の質問を重ねてきましたが、改めて現状を紹介します。当別町の賃貸率につきましては、平成28年、水田で29%、30年度、42.3%、今年の直近のデータでは50%以上となりますが、公社事業、家族経営内の賃貸を除外すると26.4%と、賃貸率については忙しいところを部局にお願いをいたしました。過去継続した同一条件でのデータを取っていませんが、大きくは変わっていないようです。公社事業は売買確定ですが、賃貸されている農地も将来売買に向かうと予想できます。正確なデータを積み重ね、農家戸数集積結果などから将来の農地動向はより正確に推測できると考えます。

賃貸料については、近隣市町村、主な自治体の資料を御覧いただければと思います。これまでの小作料は2009年の改正で廃止され、現在は農業委員会による賃貸料の実勢額の設定と参考資料としての公表で、それに比べて著しく高額である小作料に対する賃貸料に対する減額勧告ができるところまでで、賃貸料については当事者が協議し決定し、賃貸料決定の農業委員の関与は限定されています。これまでの標準小作料とは違い、改正後の標準額は拘束力はなく、賃貸決定の参考として提供されています。他町村では当別町と同じ地域分けの賃貸料情報もありますが、圃場整備の程度、共済収量のランク、圃場整備等、土地改良の費用の分担、水稲耕作、畑作に容易に転換できることなどの条件を区分分けとした参考賃貸料の公表値が決定されている例、算定の基礎になる面積条件が水張り面積を採用している例もあります。今後の賃貸料の在り方については条件の設定が全く異なりま

すが、北海道農業公社の農地保有合理化、売渡し事業の貸付け期間の賃貸料は、5年で買入れ価格の2%、5年以上では2.75%となっており、売買成立後には1%の支援もあります。10アール当たりの水稻収益の約50%と思われる賃貸料水準が合理的水準なのかどうか分かりませんが、他町村の情報も参考に現状の賃貸料に対する検討が課題と考えます。この課題は農業委員会、行政では検討の限界がありますので、農業支援センターでの課題検討が期待されます。

静かなる危機と呼ばれる人口減少の国家的脅威に直面している中、10年後の2030年の目指すべき姿を描く新たな食料・農業・農村基本計画が進められています。世界人口の3%の日本が13%の世界穀物量貿易量の輸入を続けていくことが世界規模の様々な異変の中で不安定化が予測できるなど時代状況が激変し、価値感が多様しつつある転換期に対応できる基本計画を期待していますが、平成13年に国では農業、農村の所得を10年間で倍増させると農業の成長産業化を宣言しましたが、現行の食料・農業・農村基本計画に定める食料自給率、品目ごとの生産努力目標、農地面積など、数値目標のほとんどが達成の見込みが立っていません。食料自給率目標は45%に対し、現実には過去最低の37%、農業従事者の平均年齢68歳、一方農村は人口減少と生産基盤の脆弱化がさらに進行し、高齢化と人口減少、貿易自由化拡大による輸入農産物の増加、米の消費減退その他で米は年10万トンの需要が減り続け、今後10年間で北海道と新潟県の合計量に相当する生産量が不要になり、需給と価格の安定には際限なき生産調整の拡大が伴うことが想定されています。水田活用の直接支払い交付金の確保にも不安があり、危機意識を持たなければなりません。大規模経営体も小規模農家も一緒に地域農政を考える時期に来たと考えます。地域の中心経営体に農地集積を進めると同時に、一方で激減が想定される農家戸数の減少を緩やかに進めるために農業経営を継続可能な環境を整えることも課題です。

大規模経営の借地利用は、長期安定化傾向を示す反面、その借地関係はいずれ売買に移行する一時的な性格を持っています。また、土地持ち非農家は地域内居住としても一代限りであり、そこでの賃貸関係は安定的なものでなく、農地移動やその調整の在り方も変化しつつあり、売買したいから売買賃貸借の並行的展開へ変化し、集落を超えていることから、広域的な調整も重要になってきます。それとともに、これまで地域の農地移動を特徴づけていた地域代表による農地移動調整も交代し、担い手農家群による農地調整にシフトしつつあると指摘されています。今後は集落を超えた担い手農家間の調整が課題になってきます。

平成24年から始まった人・農地プランですが、実績が進まないため新たに改編され、地域農業者の話合い活動、アンケート調査実施、農地の出し手、受け手の意向等の現況把握、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成、地域農業の将来ビジョンづくりが恒例必須業務となり、人・農地プランの実質化が進められます。それぞれの農家の情報を正確に集積するのは困難を伴い、我が家の将来の予測は本人も分からない時代と思います。

地域農業の課題は多岐にわたりますが、整理、検証し、地域農業の将来像を広く関係者が参加し、積極的に議論し共有認識とすることが重要です。中心経営体に地域農業の押しつけ、高齢農業者の肩たたきにならないことも配慮が必要です。当別町では、転作の個別事由対応、農地の移動は相対で進むことが多い中、地域農業についてみんなで話し合い、地域の将来について議論を積み上げ、合意形成を図り実行することは、これまで積み上げてきたものとは相反する大きな方向転換となり、合意形成の困難が予想されます。まずはできるところから始めて地域の話し合いを続け、課題に対応できる地域農業に変えていくことが大切です。地域や農業を次代に引き継ぐため生産基盤を強化する取組を続け、これまで農業、農地について知的経済行為に重きがありましたが、これからは農業、農地政策上の公共事業に重きを置く方向に方向転換し、個々の農業者の個別的利益とは区分された地域農業の共益性の理解が共有認識とされるか大きな重要課題になります。

当別町では、道内で比較的兼業農家に恵まれたことも要因と考えられますが、賃貸土地持ち非農家の高齢化が急速に進んでいます。該当農地継承者は、農業経営者としての農地継承はあまり考えられないことから、今後農地の流動化が活発になると想定されています。担い手農家による規模拡大が限界を迎えつつある中、受け手農家対策が重要です。大区画化、農地の集約化、交換分合などのこれからの大規模農業形態に対応した土地基盤整備が家族農業を中心経営体となるために必要です。また、急激な拡大に伴う農業機械の導入負担の軽減支援、同時に小規模農家、自給的農家の存続、維持が課題となります。また、今後迎える農村人口の激減、地域社会の衰退、農業の衰退に対応する地域の備えも共通認識とすることが大切と考えます。

次に、2030年には次世代通信規格5Gが成熟期を迎えると言われ、農村では遠隔地医療、教育、自動運転など、農村の課題に対して解決手段が出てくる可能性があり、10年後の未来ビジョン、政策的な対応によって大きな地域差が生じると予想されています。農業の分野においてスマート農業の考えられる機能は、経営データ管理、栽培データ活用、管理、水田、畑の水管理、ハウスの温度管理などの環境制御、農機の運転アシスト等の自動運転、作業軽減、センシング、モニタリングなどの利用が考えられ、当別町においてもスマート農業の加速化を進めるとしています。スマート農業は、新規就農者や多様な担い手の育成、若手世代の取り込みなど地域農業の活性化が期待できますが、普及には機械や資材価格の引下げ、導入資金助成や低利の融資、農村地域の通信インフラ整備など、費用負担の軽減が必要です。また、使いこなすのは容易ではなく、安易に取り入れると過剰投資になるおそれもあります。個々の判断に任せるだけでなく、行政など周囲からの方向づけが必要と考えます。大事な技術なので、早急に普及させるべきとして個人にリスクを任せるのか、導入プロセスまで行政も考えていくのか、担い手の労働力不足をスマート農業で労働力を変えていくスマート農業の推進課題についても検討が必要です。様々な角度から課題と考えられる事例、中には整合性の取れないジレンマもありますが、紹介をいたしました。持続可能な当別町農業のために、農業支援センター、当別町農業ビジョンが連携

した当別町農業の持続性確保のための担い手の育成、確保、農地の集積、集約化、経営基盤の整備、強化、スマート農業の推進などの農業政策課題推進について伺います。

以上です。

○副議長（岡野喜代治君） ただいまの稲村君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 稲村議員の一般質問にお答えをいたします。

農業という業界の分析を非常に興味を持って聞かせていただきました。今お話しされた中で、ご質問のご趣旨というのは当別町農業政策の推進について、政策はどのようなのだということ、そしてその中の一つとしてスマート農業の推進についての重要性についてもお話がありました。まず、当別町の農業政策の推進についてのご質問ですけれども、議員ご発言のとおり、10年ビジョンというものを実現するために、ここに書いてあります担い手の育成、農地集約、集積、あるいは経営基盤の強化、その整備だとか強化です。スマート農業の推進、もちろんそれ以外にも恐らく法人化だとか競争力の強化とかいろいろなものがあると思いますけれども、要はもうかる農業を目指して、今回設立した当別町の農業総合支援センターを核としてこれを推進していくということだと思います。その中の一つとしてスマート農業の推進は大変私は重要だと思いますので、また我が町の大きな課題、担い手不足、この解消は必要不可欠だと思いますので、そのためにはインフラの整備、費用負担の軽減、あるいは導入資金の確保、若い世代の取り込みと、こういったものが必要だというふうに考えております。

私も実は北海道農業・農村振興審議会という知事の審議会のメンバーになっておりますが、この中で今分析のご説明があった北海道の農業の課題、特に通告書に書いてあります担い手の育成、確保について、農地の集約、集積について、特に今の集積、集約化については土地の賃貸問題、あるいは売買問題、これも議論されています。それから、経営基盤の整備、強化についても法人化の問題だとか圃場の大区画化とか交換分合とかいろいろなものが議論されています。それから、スマート農業の推進については誰も反対することなくこれからやっていく、そんなことをこの審議会でも、議論されていますけれども、議員が分析された、今日今お話があったことには私も同感でありますので、それをしっかり踏まえて、町も全力を挙げて、共同歩調して農業の展開に資する、あるいは期するものにしていきたいというふうに思っております。

以上、議員への一般質問の答弁とさせていただきます。

○副議長（岡野喜代治君） 以上で稲村君の質問を打ち切らせていただきます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時29分

○副議長（岡野喜代治君） 再開いたします。

次に、通告7番、櫻井君の質問であります。

櫻井君。

○1番（櫻井紀栄君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問を行います。

一般質問の機会が幾度かありましたが、先輩議員の質問を見させていただいて勉強させていただきました。私は約20年間、この当別町で育ちました。社会人になり、結婚し、子どもを抱えて地元の当別町に戻ってきたのは親元があるということだけではありません。擦れ違う人と交わす挨拶から生まれる会話を通して感じる当別の人の温かさだったり、四季の匂いを五感でふんだんに感じることでできる自然環境や伸び伸びと育てられるゆったりとした時間の流れがあることだと思います。しかし、幼稚園から専門学校まで暮らしながら、こんな仕組みがあったらいいな、こんな場所が町にあったらいいなという思いをたくさん抱えてきました。28歳になった今、育った町で娘を育てていると、また別の視点で見えてくるものがあります。この可能性あふれる当別町で子育てをしてよかったな、楽しかったなと親が思えるような、そして子どもたちは一度巣立ち、いろんな経験や知識を持ってまなお子育ては自分が育った町でしたいと帰ってくる町になるよう、当別町の子育て世代を代表して、未来への橋渡しができるよう努めていきたいと思っています。

宮司町長ご表明のとおり、当別町は近隣自治体に比べて圧倒的な差別化が体感できる教育環境を目指しています。今回策定された当別町第6次総合計画の基本構想の中でも、幼少期、児童期に思い切り遊ぶことでその後の学びが豊かになり、遊びを通した幼児教育は大切であると盛り込まれており、日々の教育委員会の取組に感謝をしています。

幼少期、児童期における当別町の今後の教育の在り方について教育長にお伺いします。まず、子育て支援センターについて3点お伺いいたします。子育て支援センターで開催しているあそびのひろばについて、平日毎日全ての年齢の子どもたちが利用できるようになり、利用者も行きたいときに行けて喜んでいきます。一方で、町が幼稚園や保育所を運営していたときの保育士が民営化に伴い職員へと移行してから間もなく子育て支援センター職員が定年を迎える時期に来ています。さらに厚みのある事業を展開するため、支援センターの職員確保や人材活用が重要だと考えます。そこで、現状どんな人材が足りていないのでしょうか。今のあそびのひろばの内容をさらに充実させるために、採用するに当たり資格や専門知識を有するかを考慮しているのでしょうか。子ども・子育て支援事業計画には、教育環境の充実を図るために保育教諭などの研修や施設環境の改善と充実を推進していますが、支援センターの職員にはどのような研修を行っているのでしょうか。

次に、野外教育について2点お伺いいたします。就学前教育の充実のために自然環境を生かした体験活動等を取り入れ、遊びを通した学びの中から子どもたちの健全な心と体を育む取組を推進していくと子ども・子育て支援事業計画にも記載していただき、野外教育

から生まれる可能性については十分ご理解していただいていると思います。より具体性のある施策づくりのためにも野外教育の重要性と意義をどのように考えているのでしょうか。当別町では、社会教育課主事が野外教育を担当しているとのことでしたが、現在どのような取組が行われているのでしょうか。

次に、森の幼稚園について2点お伺いいたします。私が最初に森の幼稚園を知ったのは、娘とニュースで東川町にあるキトウシ森のようちえんを見たことです。キトウシ森林公園をフィールドに、子どもたちが今やりたいことを大切に、遊ぶことを通して自然で過ごす楽しさや厳しさを体験したり、自分で考えて安全に行動する力を身につけるといえるものです。自ら何かをするという力はどうやって与えたらいいのだろうと子育てをしながら考えることが多々あります。皆さんも子育てをしていて一度はこんな悩みがあったのではないのでしょうか。この自発的に考え、行動する力は、大人になってこそ必要な生きる原動力となると信じています。子どもたちにはアウトドアの中で生きる力を育てる、自分に備わる機能を十分に発揮できること、体と心づくりができるように努めていかなければなりません。特色ある教育活動の推進を図るためにも森の幼稚園はすばらしい取組であると考えますが、森の幼稚園について意義と必要性をどう考えていますでしょうか。様々なライフスタイルや地域ニーズが多い中、町内でも森の幼稚園設立を望む声が多く出てくる可能性が十分あり得ます。新規事業者に対しての相談、支援について必要に応じて検討していくとありますが、どのようなサポートを考えていますでしょうか。

次に、共生型のまちづくりについてお伺いします。年齢や家庭環境、居住地域、障がいの有無などに関わらず、全ての子どもが集い、遊び、学ぶことのできるシステムづくりは共生型社会を推進する当別町にとって重要であると考えます。例えば喫緊の課題である役場庁舎更新に合わせて役場機能集約し、ゆとろを子どもの集いの拠点地とし、塾や習い事の機能も一体化させ、子どもたちはコミュニティバスに乗車し、かつ安全面を考慮し、岩見沢市でも実施していますIoTを利用した乗車記録をつける等、町全体で子どもたちを見守る施策が有効と考えます。先日実施されました当別町の子どもと子育て家庭の現状と課題のアンケート調査にも、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかという質問の中で、習い事、子どもプレイハウス、図書館との回答結果が見受けられましたので、以上の結果を踏まえて役場庁舎更新に合わせて役場機能を集約し、ゆとろを子どもの集いの拠点地とし、町全体で子どもたちを見守る有効な施策へのご意見をお伺いします。

また、先ほど述べました集いの拠点地についても関係づけられる事柄にはなりますが、放課後等に安全、安心して過ごせる場所を確保するとともに、保護者が子育てと仕事を両立することができるよう学童保育の運営の整備、充実に努めておられますプレイハウスについてお伺いいたします。子どもプレイハウスの利用者数についてですが、現在111名が通っており、その中で5年生、6年生においては7名という結果が出ております。高学年の利用が少ない結果については、恐らく低学年よりもしっかりとし、自宅で留守番ができるためというのも理解はできますが、昨年11月に当別町教育委員会主催で行われた児童虐

待防止講演会において、児童の独りでの留守番が児童虐待行為に当たるという海外の事例も紹介されておりましたし、児童での放課後の児童健全育成事業を推進していくためにも、自宅にいるよりもプレイハウスに通いたいと思えるような仕組みがこの数字はどれほど重要か裏づけるものでもあると感じます。高学年の利用が少ない理由をどのように捉え、考えていますでしょうか。

次に、社会全体でお互いに支え合える社会づくりについて2点お伺いします。小さな子どもがいても気軽に公共施設へ訪れることができるような設備やそれを見守る周りの方々の心遣いやサポートをしていくことは大変重要です。例えば役場本庁舎には現在おむつ替えのスペースやベビーカーと一緒にトイレに入ることができないという現状があります。SDGsの理念を踏まえたまちづくりを推進していくためにもあらゆる年齢の全ての人が住み続けられるまちづくりをしていく必要があります。役場本庁舎にはおむつ替えのスペースがないことについて、日々町民が利用する場所であり、早急に設置が必要だと考えます。おむつ替えスペースについて用意することは検討しているのか伺います。

次に、ワンストップ型窓口体制についてお伺いします。これは各相談窓口や各関係機関が連携し、複合的な相談に対しても相談支援が行えるという体制であり、当別町においてはこれを強化していただけるようで大変心強いものでもあります。しかし、児童扶養手当や児童手当の手続には役場本庁舎で戸籍謄本などといった書類を用意し、ゆとろでの手続をしなければなりません。不備や書類不足で何度も往復して手続される方もおられるようです。役場本庁舎でしか手続ができないような書類等があれば、移動の負担になってしまう町民もいます。バリアフリーの充実度が高いゆとろにおいて、児童、福祉の手続においても施設内で完結するようなスムーズなワンストップ型窓口体制になっているかお伺いたします。

最後に、当別町民憲章について2点お伺いします。当別町民憲章は、当別町史によると開村100年を記念して議会で議決、制定されたものであります。50年前とは町民を取り巻く環境、価値感、地域情勢も違います。さらには、SDGsは2015年の国連サミットで採択されたものであり、今の当別町民憲章が策定されたときにはなかったものです。当別町150年、制定50年目の節目として、今の時代に合った細目であるかを一度検証、確認する動きが必要であると考えます。先人の方々の大切にしている思いは引き継ぎ、時代に沿って変える必要があるものがあれば変えていくということはこれからの当別町の発展を生むためにも必要であると考えます。今の社会情勢に積極的かつ柔軟に対応できるよう、また当時制定した先人の方々の重みを受け取めつつ、当別町民憲章に再度脚光を浴びるような動きをしてみてもどうでしょうか。50年前と変化している地域情勢を考える上において、第6次総合計画の策定にも取り入れられたSDGsに沿った具体性を盛り込む必要性があると考えますが、どう思いますでしょうか。

○副議長（岡野喜代治君） ただいまの櫻井君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 櫻井議員の一般質問にお答えいたします。

今のご質問の内容は、どちらかというと教育長への質問のほうが多かったと思いますし、メインだったような気がいたしますので、本当は教育長からお話ししたほうがいいのかもしれませんが、議長からまず町長というお話しいただきましたので、先に話します。私のほうからは、おむつ替えスペースの問題とゆとろでのワンストップ窓口の問題、そして国民憲章と、この3つのご質問だと思います。

まず、役場庁舎のおむつ替えのスペースを用意することは検討しているのかというお話ですけれども、実は役場庁舎のおむつ替えスペースと多目的トイレについては平成24年に一度検討したのです。ただ、設置スペースがないということで断念したという経緯があります。本来であれば、ゆとろにあるようなああいっただユニバーサルスペースを確保したいところなのですが、今現状ではスペース上難しいということで、その代替場所として実は町民相談室というのを優先的におむつ替えスペースとしてご利用いただいているのです。ただ、ご存じない方もいらっしゃるようなので、今後はこれを分かりやすくちゃんと表示を出して、利用度を高めるようにしてまいりたいと思います。

それから、2つ目のワンストップ型窓口、特にゆとろで完結できるワンストップ窓口ということでございますが、ご指摘のこういった手続、最近マイナンバー制度の導入によってかなり、全部ではないのですが、一部の手続の負担というものは軽減されてきていることは事実なのです。ただ、議員おっしゃるように、特に児童扶養手当の手続では戸籍謄本がどうしても必要だということで今までは役場のほうへ移動を強いられていたということだと思います。このことは、おっしゃるようにお子様を抱えられる方大変負担になると思いますので、役場へ移動しなくてもゆとろ内で手続が済むようにすることで町民の負担が軽減できるように新たな仕組みを構築します。

もう一つの町民憲章についてのご質問ですけれども、実は私もしばらくぶりに町民憲章に触れる機会を今回のご質問でいただきました。感謝しています。我が町の憲章は、不撓不屈の開拓の精神、万心一致、未来の躍進の願い、加えて邑則の精神ということで、こういったものが込められたものをうたっていて、大変格式も高いし、時代にそぐわないものとは私は思いません。したがって、これをあえて見直す必要性はないというふうに私は考えております。

もう一つ、この憲章に少し脚光をというご意見ですけれども、150年の式典において、この町民憲章をご披露する機会を持つことを考えたいというふうに思います。

以上、私からの櫻井議員への一般質問に対する答弁といたします

○副議長（岡野喜代治君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 櫻井議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、子育て支援センターの不足人材についてでございますが、現在町内2か所で子育て支援センターを開いて親子の交流事業、子育て講座、育児相談などを実施しております

す。運営に当たりましては、国の実施要項に基づいて専任の指導員を2名ずつ配置しております。全員保育士資格や幼稚園教諭資格を持って、あるいは子育て支援専門員の認定も受け、経験豊富なベテラン指導員であります。したがって、現状では必要人員については充足しているという状態でございます。

次に、指導員採用に当たって資格や専門知識の有無を考慮するかというご質問ですが、現在の指導員の定年退職等に伴う補充につきましては、やはり幼稚園教諭や保育士資格、実務経験などを条件として、職員の資質低下を招かないようにすることが大事なことと考えています。

次に、指導員の研修についてのご質問ですが、今年度は北海道が主催するというところでございますが、石狩地域子育て支援者セミナー、北海道地域子育て支援拠点職員研修へ参加いたしまして、親子の交流や運動、遊びなどの実技講習等を受け、資質の向上を図ったところであります。

野外教育の重要性と意義についてのご質問がございました。幼児期の野外活動は、幼児期に神経系の発達が著しいということで、自然との触れ合いを通して五感を磨き感性を育む、そういったことに有効と言われております。私も同じように考えております。そのことが後に人や自分を大切にしたり、協力したり、目標に向かって頑張ったり、感情をコントロールする力であったり、そういったものにつながっていくというふうに考えています。また、重要性については学習指導要領でありますとか法律でもうたわれておまして、ご紹介しますと、認定こども園におきましては幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿の一つとして自然との関わり、生命尊重が認定こども園教育・保育要領に位置づけられております。小中学校におきましても教育基本法の中で生命を貴び、環境の保全に寄与することが教育目標の一つとされておまして、自然との触れ合いの機会が児童生徒の成長にとって効果的であるというふうに定義されております。

次に、社会教育主事の野外教育活動についてのご質問ですが、小中学生向けの事業として土曜教室でのフットパスツアー、子ども会育成連合会のデイキャンプ、青少年及び育成指導者行政キャンプ事業、ジュニアリーダー養成講習など、事業の企画立案から運営に至るまで幅広く活動をしているところでございます。

森の幼稚園の意義と必要性についてのご質問ですが、森の幼稚園という活動は、森や海などの自然を活動の場として子育てサポートや保育、幼児の教育を行う活動と承知しております。いろんな立場の方がそれぞれの方法で自主的に親や子どもをサポートすることは、地域みんなで子どもを育てることにつながる意義のある活動だというふうに思います。また、それらに対するサポートにつきましては、活動の内容によって変わってきますので、その都度の判断となると思います。

次に、共生型社会における子どもが集える拠点についてのご質問ですが、教育委員会といたしましては、今のところ子どもが一堂に集える場所、拠点づくりについては考えておりませんが、子育てサポートや子どもの安全な居場所となっているゆとろ、プレイハウス、

図書館、今は図書室ですけれども、総合体育館、コミセンなどの整備をそれぞれ進め、子どもが集える環境を整えてまいりたいと考えております。庁舎新築に伴う公共施設の再編ですとか活用については、今後の検討となるというふうに思います。また、令和4年度開校の新しい学校は、地域との共生を一つの柱に開校しますので、そこも子どもたちの集える場所というふうになります。

次に、高学年のプレイハウス利用が少ない理由についてのご質問ですが、プレイハウスの設置目的は、ご存じのとおり小学生対象であります。保護者が就労などの理由で不在となる家庭で留守番のできない子どもを安全な環境で保育をする学童保育、クラブというものでございます。したがって、議員もおっしゃっておられました。高学年になるにつれて利用者が減ってくるというのはある意味当然の結果であるというふうに考えています。また、高学年になると少年団やその他の活動が加わっていきますので、そういったことも利用数が減る理由と考えています。カリキュラムによるものではないというふうに考えています。ちなみに、カリキュラムの一部をご紹介しますと、学習指導、スポーツインストラクターによる様々なスポーツ体験、調理体験、バス遠足、バスで映画館に向いての映画鑑賞など多様な取組をしているところです。子どもたちや保護者からも非常に満足度が高いという状況でございます。

以上、桜井議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（岡野喜代治君） 桜井君。

○1番（櫻井紀栄君） 答弁いただきありがとうございます。

1の（2）、②のところで社会教育主事が持っているノウハウや認識を関係機関でありますこども園やプレイハウスの職員、支援センターの職員へ共有といったようなことは何かなさっているのでしょうか。教えてください。

○副議長（岡野喜代治君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） ただいまの再質問にお答えいたします。

現在社会教育主事が認定こども園やプレイハウス、あるいは子育て支援センターにおいて関わっている活動はありません。認定こども園等の各施設ではそれぞれ保育教諭や指導者たちが様々な取組を、先ほどもお話ししましたが、行っております。しかしながら、各施設からの要望ですとか相談があるということでありましたら、それに応じて必要な支援や協力は行う体制は取っておりますので、その辺は何かあったときには十分対応できます。

以上です。

○副議長（岡野喜代治君） 桜井君。

○1番（櫻井紀栄君） 1の（4）、ゆとろを子どもの集いの拠点地とするという答弁の中で、今後子どもが集うことのできる場所づくりについて必要性を認めていただき、感謝と、また同じ思いであることに大変安心しました。公共施設の整備をしていく上で子どもたちが必要としている施設の整備は教育委員会にしかできないことなので、重要性も踏まえてぜひ教育委員会から発信していただきたいと思います。これは要望です。今後も同じ

認識になっており、今後とも教育委員会さんとのほうで協議していけたらいいなと思っております。

以上です。

○副議長（岡野喜代治君） 以上で櫻井君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○副議長（岡野喜代治君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日から16日まで休会とし、3月17日は予算審査特別委員会終了後、会議を開きます。

本日は大変ご苦労さまでございました。

（午前11時57分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和2年 月 日

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年第1回当別町議会定例会 第5日

令和2年3月17日（火曜日） 午前10時47分開議

議事日程（第5号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議員提案第1号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

第 3 総務文教常任委員会報告

（「桜を見る会」問題を徹底した国会審議で疑惑解明を求める意見書の採択を求める請願書）

第 4 産業厚生常任委員会報告

（屋根が平らでストレートに雪が落ちる古い町営住宅に、玄関フードを設置してもらう、あるいは、既に玄関フードを設置した家庭に対しては、その費用を支払ってもらう陳情）

第 5 令和2年度当別町各会計予算審査特別委員会報告

第 6 議案第22号 当別町部設置条例の一部を改正する条例制定について

第 7 議員提案第2号 当別町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について

第 8 議案第23号 当別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

第 9 議案第24号 当別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

第10 請願・陳情継続審査の件

第11 議員の派遣議決の件

第12 所管事務調査の件

第13 会期中の閉会の件

閉 会

午前10時47分開議

出席議員（15名）

1番	櫻井紀栄君	2番	佐々木常子君
3番	西村良伸君	4番	五十嵐信子君
5番	鈴木岩夫君	6番	山崎公司君
7番	秋場信一君	8番	渋谷俊和君
9番	山田明君	10番	古谷陽一君
11番	稲村勝俊君	12番	高谷茂君
13番	島田裕司君	14番	岡野喜代治君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（0名）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	宮 司 正 毅 君
副 町 長	増 輪 肇 君
総 務 部 長	一 宮 直 人 君
総 務 課 長	長谷川 明 君
企 画 部 長	江 口 昇 君
住 民 環 境 部 長	大 畑 裕 貴 君
福 祉 部 長	中 出 徳 昭 君
経 済 部 長	高 松 悟 志 君
建 設 水 道 部 長	吉 尾 雅 昭 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君
教 育 部 長	山 崎 一 君
代 表 監 査 委 員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	野 村 雅 史 君
次 長	岸 本 昌 博 君
係 長	浦 島 卓 君
主 査	瀬 戸 貴 裕 君

◎開議の宣告

(午前10時47分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付いたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

11番 稲村勝俊君

12番 高谷茂君

を指名いたします。



◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第2、議員提案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

山田君。

○議会運営委員会委員長（山田明君） 議員提案第1号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書。

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書の提出について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

令和2年3月17日提出。

提出者、当別町議会議員、山田明。賛成者、当別町議会議員、五十嵐信子ほか5名。

当別町議会議長、後藤正洋様。

なお、提案理由及び意見書案につきましては、別紙をご高覧いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◀別紙 議員提案第1号「中高年の引きこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書」▶

○議長（後藤正洋君） 確認いたしますけれども、資料は皆さんありますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、ただいま上程されました議員提案第1号に対します質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑なしと認め、質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま決定されました議員提案第1号について、意見書及び派遣する場合の議員の取扱いは議長に一任をお願いいたします。



◎総務文教常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第3、総務文教常任委員会に付託しておりました「桜を見る会」問題を徹底した国会審議で疑惑解明を求める意見書の採択を求める請願書について委員長報告を求めます。

古谷君。

○総務文教常任委員会委員長（古谷陽一君） 総務文教常任委員会報告書。

本委員会に付託された請願について、令和2年3月4日、3月9日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、「桜を見る会」問題を徹底した国会審議で疑惑解明を求める意見書の採択を求める請願書。

本件、不採択とすることが適当と認めた。

報告書の内容につきましては、別紙を御覧願います。

令和2年3月17日、当別町議会議長、後藤正洋様。

総務文教常任委員会委員長、古谷陽一。

◀別紙 総務文教常任委員会報告書「「桜を見る会」問題を徹底した国会審議で疑惑解明を求める意見書の採択を求める請願書」▶

○議長（後藤正洋君） 報告書の写しはありますでしょうか。ない方おられませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、これより質疑を求めます。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） ただいま討論の声がありましたけれども、質疑を打ち切り討論に移りたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、これより討論に移ります。

まず、本件に対する反対者の意見を認めます。

鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 「桜を見る会」問題を徹底した国会審議で疑惑解明を求める意見書の採択を求める請願書の不採択の報告に対する反対討論を行います。

反対理由を述べます。どの世論調査を見ても説明に納得できないがいまだ7割を超えていて、国民の多数が疑惑解明を求めていると言えます。桜を見る会問題の経費処理は、国会や報道で明らかになった事実関係だけでも公選法違反の疑いが明白にあります。虚偽説明の疑いも生じています。警察もしくは検察が後援会事務所への任意の照会、応じなければ令状を取っての家宅捜索の段階へと解明を進めると判断してもおかしくないと言われていています。今度はそれを踏みとどまらせている人物の問題も浮上しています。昨年11月の臨時国会から追及されている安倍首相の桜を見る会疑惑は、国政私物化という国政運営の土台に関わる大問題です。町村議会においても住民世論の動向に常に関心を持ち、それを先取りする形で法律に根拠のあるものとしての意見書を国会に提出してその実現を目指すことは極めて大事ではないでしょうか。そのことを主張して反対討論とします。

○議長（後藤正洋君） 次に、賛成討論はありますか。

岡野君。

○14番（岡野喜代治君） 委員長報告に賛成の立場から討論に加わらせていただきます。

簡潔に申し上げますけれども、今請願につきましての桜を見る会、これは疑惑解明等々につきましては国会でその疑惑解明をする機能を有しているわけでありまして、与野党が協議された上での審議日程に基づいて審議をされております。そういった中で当別町議会がこの問題に対しての意見を出すことは適当ではないというふうに思って、委員長報告のとおり賛成をいたします。議員の皆様のご賛同よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤正洋君） そのほか討論はありますか。

渋谷君。

○8番（渋谷俊和君） 私は、不採択に反対する討論をしたいと思います。

桜を見る会問題については、審議をすればするほど多くの問題が浮き彫りになると。世論調査でも8割近い人たちが納得できない。自民党支持の中でも7割近い人が納得できないと、そういう問題を含んでいるという世論調査もあります。私は、この問題が本当に国民の中でもモリカケ問題と同じように文書の問題、そういう問題も本当にずさんなやり方、そういったものがたくさんこの問題を通して出てきていますし、また前日のホテルでの

宴会も安倍総理がまさに後援会ぐるみで選挙運動をやっていると、そういう問題も含めてたくさん論議すればするほど出てくるという中身であります。本当にそういった意味で、また付度問題も含めて私はたくさん、たくさんこの問題については出てきているきっかけになっていると思います。ですから、多くの国民が納得できないという人が多いのではないかという具合に考えております。そういった意味でぜひ採択していただきたいということをお願いして発言を終わります。

○議長（後藤正洋君） そのほか討論はありますか。

〔「採決」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、採決という声がありましたので、以上で討論を終わります。

それでは、本件につきましては採決を行います。

採決は、起立によって行いますので、よろしく願いいたします。

提案されました本件につきまして、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数です。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたしました。



◎産業厚生常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第4、産業厚生常任委員会に付託しておりました屋根が平らでストレートに雪が落ちる古い町営住宅に、玄関フードを設置してもらう、あるいは、既に玄関フードを設置した家庭に対しては、その費用を支払ってもらう陳情について委員長の報告を求めます。

山崎君。

○産業厚生常任委員会委員長（山崎公司君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、令和元年12月5日、令和2年2月17日、2月28日、3月5日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、屋根が平らでストレートに雪が落ちる古い町営住宅に、玄関フードを設置してもらう、あるいは、既に玄関フードを設置した家庭に対しては、その費用を支払ってもらう陳情。

報告書内容については、別紙ご高覧いただきたいと思います。

よって本件、不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

令和2年3月17日、当別町議会議長、後藤正洋様。

産業厚生常任委員会委員長、山崎公司。

《別紙 産業厚生常任委員会報告書「屋根が平らでストレートに雪が落ちる古い町営住宅に、玄関フードを設置してもらう、あるいは、既に玄関フードを設置した家庭に対しては、その費用を支払ってもらう陳情」》

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定をいたします。



◎令和2年度当別町各会計予算審査特別委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第5、令和2年度当別町各会計予算審査特別委員会の報告を求めます。

山崎委員長。

○令和2年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長（山崎公司君） 令和2年度当別町各会計予算審査特別委員会報告書。

本定例会において付託された案件について、令和2年3月13日、16日、17日の3日間にわたり慎重審査の結果、次のとおり決定したので報告する。

1、審査の結果、（1）、議案第8号から議案第21号。

本各案件は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

令和2年3月17日、当別町議会議長、後藤正洋様。

令和2年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長、山崎公司。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第8号から第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第6、議案第22号 当別町部設置条例の一部を改正する条例制定についてを上程いたします。

提案理由の説明につきましては、お配りいたしております議案提案説明書をご高欄いただきたいと思います。

《別紙 議案提案説明書その3【議案第22号から議案第24号まで】》

お手元に説明書はありますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、質疑に入ります。

質疑を求めます。

渋谷君。

○8番（渋谷俊和君） この理由を見ても町長公室、あるいは事業推進部、新しく設置しなければ町長の方針というか、それがなかなか通らないということの理解が私にはできません。知事公室だとかそういうのだったらまだ話は大体、大きな組織でわかりますけれども、当別町の中で今までにも大体町長のそういう施策やいろんなものについては十分内部で意思統一して実行もされてきているという具合に私は思います。特に一般質問でもしましたけれども、住民が主人公というか、国民が主人公というか、地方自治の本旨からいっても、あるいは憲法からいっても住民の声を聴くということ、あるいは町政の報告会を開くということ、そういうことは非常に大事な中身ではないかなと思うのです。それを要望されたら、そんなこと聞いているのならという話のやり取りが一般質問ではありました。そこにはいろんな行き違いもあると思いますけれども、しかし私は決してあのときに町長が言ったようなエールを送ったわけではないのです。やっぱり本当に行政のいろいろな協力してくれている行政推進員の方からそういった町政懇談会も開かれていないと、ぜひ声を聴く場をつくってほしいと、いろいろやり取りあったにしても真意はそういうことであればそれに応えていく、そういうことがやはり必要ではないか。そうでなければ議会だつてある意味でいえば議員も軽視されてしまうという可能性もあるわけでありまして。そういった意味で今回の町長公室、あるいは事業推進部つくった、これだからどうしても必要なのだということをぜひ町長の口からもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 今お話の趣旨は、町長公室とか事業推進部が駄目だということではなくて、町民の声を聴いてやったかという質問ということなのではないでしょうか。ちょっと私今お話聞いていると、なぜこうしたのかというお話だったのか、そこがわからない。ですから、その辺両方ともお答えしますが、まず町長公室を置きましたのは、ご存じのとおり自治体というのは縦割りがどこでもはびこってしまっていて、これがなかなか事を進められないというこの弊害があります。今までもこれを私は皆さんにもご披露したことがあると思いますけれども、この弊害をなくそうということでいろいろと解消してきました。かなり解消されました。間違いなく以前と比べると縦割りの解消はできています。ただ、まだ私

が思う姿にはなっていない。そこをやはり横串を刺すことで組織の活性化につなげていく、これが役場の風通しをよくし、町民サービスがもっともっとできる、こういったことを目指して進んでいる中での一つであります。

それから、事業推進部のほうは、実は新規案件ですと今まではまず企画部がそれをどう進めていくかということを担当していましたが、今皆さんにもお話をしてきました役場庁舎の問題、新駅の問題、小学校跡地の問題、駅前開発、いろんな大型案件がこれからめじろ押しで出てまいります。それを推進する場合に、やはり専門的な事業に特化した組織をつくることで案件のまずスピードを上げ、なおかつ町民のためになる施設を造っていく、そのために新しく事業推進部を決定するに至った次第であります。このことは常任委員会でもご質問があって副町長並びに担当部局からご説明したというふうに私は思っておりますけれども、議会で町長から言えというお話だったので、申し上げます。

それから、もう一つ、町民の声ということに触れられましたけれども、自治体の中の組織をどうするかについて町民の声を広く聴くということはありません。はっきり申し上げます。なぜかという、ここに至るまでに何が問題でどうすれば改善するかということは町民の声を広く聴いてきているわけです。これを決定するに当たって町民の声を聴くということはありません。また、ややもすると議員の方でこうしてほしい、ああしてほしいという意見が出てくる場合があります。それは私たちがこれを進める上で役に立つと私たちが判断した場合は取り入れますが、基本的にはこの組織に至っては町民にアンケートを取ったり、町民の声を広く聴いてということは、決めるに当たってですよ、ないということをお知らせ申し上げます。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○8番（渋谷俊和君） 決めるに当たって町民の声を広く聴くということはないという今の言い切った答弁でした。私は、広い意味でいえばそのことも含めて、主人公は住民ですから、主権者は国民です。その声を常に聴くということが為政者の一番の大事な姿勢ではないかなという具合に思うのです。そういうことも含めて、そういうことが今言われたようなことであるだけに、町長公室の問題、事業推進部、トップセールスの問題含めてこういった形で出るということについては逆に言えばかえって一つの不安というか、そういう心配をしている町民もいるということも含めてぜひ町長のお考えをもう一回お聞かせ願いたいと思うし、また本当にそのことで当別町がどうしても町長公室、事業推進部がこういうことだから必要だということをまだ町長の今の話でも、町長自身はそう思い込んで言っているからあれですけども、私の中にはぴんときないということも含めてもう一回できればお答え願いたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 全く町民の声を聴いていない、聴いていないとおっしゃいますけれども、聴いているわけです、常々いろんなところで、この組織を決めるに当たってはこ

の自治体の組織をどうすることが一番町民のためになるのか、そして事業が進み、また町民サービスがよくなるのにどうしたらいいかということを考えるのは私の仕事であります。これは、この組織をどうするかを決めるに当たっては渋谷さんのおっしゃる広くいろんなことを聴いた上でどうするかという、どういうことが足りないのかということをお自身が職場の職員とも相談をして、これでいこうということを決めたわけですから、これは町民の声を聴かないとかいうことを申し上げているわけではない。聴いた上でどういう組織が一番いいかということをお考え、決めるのは私であって、これは残念ながら渋谷さんが幾らおっしゃっても渋谷さんに声を聞いて相談してということにはなりません。

以上であります。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○8番（渋谷俊和君） 最後ですけれども、町政懇談会を町長は2期目以降やっていないと思うのですけれども、その点についてやっていたのか、やっていないのか、やっていればいつやったのか含めて教えていただきたいと思っております。

○議長（後藤正洋君） 渋谷議員に申し上げますけれども、今提案された案件に対しての質疑ですので、そこまで広げる質疑はできないというふうに思います。もしあれでしたら別な質問をしていただいて結構です。

そのほか質疑ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第22号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議員提案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第7、議員提案第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

山田君。

○議会運営委員会委員長（山田 明君） 議員提案第2号 当別町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について。

当別町議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

令和2年3月17日提出。

提出者、当別町議会議員、山田明。賛成者、当別町議会議員、五十嵐信子以下5名。

当別町議会議長、後藤正洋様。

提案理由、条例につきましては別紙をご参照いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

《別紙 議員提案第2号「当別町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について」
》

○議長（後藤正洋君） ただいま説明がありました議員提案の写しは皆様のお手元にありますでしょうか。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 資料がありますかという話です。

あるという前提で質疑に移ります。

〔「いや、質疑じゃないんですけれども」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 違う。議事進行上。

○8番（渋谷俊和君） 今の山田委員長の報告で五十嵐信子ほか5名だったらいいのですが、ほか5名の間違いでしょうか。その点だけの確認です。

○議長（後藤正洋君） 休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

ただいま渋谷議員のほうからただいまの報告についての不明確な点があるというご指摘をいただきました。改めてその点につきまして委員長から報告をお願いいたします。

山田君。

○議会運営委員会委員長（山田 明君） それでは、訂正箇所だけ報告させていただきます。

令和2年3月17日提出。

提出者、当別町議会議員、山田明。賛成者、当別町議会議員、五十嵐信子ほか5名。

以上でございます。訂正して報告させていただきます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第8、議案第23号 当別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを上程いたします。

提案理由の説明につきましては、お配りいたしております議案提案説明書を御覧ください。よろしいでしょうか。

《別紙 議案提案説明書その3【議案第22号から議案第24号まで】》

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、質疑に入ります。

質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第23号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第24号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第9、議案第24号 当別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを上程いたします。

提案理由の説明につきましては、お配りいたしております議案提案説明書を御覧ください。ありますでしょうか。

《別紙 議案提案説明書その3【議案第22号から議案第24号まで】》

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、質疑に入ります。

質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第24号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎請願・陳情継続審査の件

○議長（後藤正洋君） 日程第10、請願・陳情継続審査の件についてお諮りをいたします。

総務文教常任委員会より閉会中の請願・陳情継続審査を実施したい旨の申し出がありましたので、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定をいたします。



◎議員の派遣議決の件

○議長（後藤正洋君） 日程第11、議員の派遣についてお諮りいたします。

本年4月1日から令和3年3月31日までの間、本町の重要懸案事項促進のため、道内外の関係機関に本議会を代表して必要がある場合に議員を派遣するものとして、派遣議員は案件を勘案し、その都度議長が指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定をいたします。



◎所管事務調査の件

○議長（後藤正洋君） 日程第12、所管事務調査についてお諮りをいたします。

本年4月1日から令和3年3月31日までの間、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、議会広報特別委員会、当別町公共施設に関するあり方検討特別委員

会より、閉会中の所管事務調査を実施したい旨の申し出がありましたので、これを許可することとしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定をいたします。



◎会期中の閉会の件

○議長（後藤正洋君） 日程第13、会期中の閉会についてお諮りをいたします。

本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（後藤正洋君） これで本日の会議を閉じます。

令和2年第1回当別町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時27分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和2年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

【別紙】

- ・議員提案第1号「中高年の引きこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書」
- ・総務文教常任委員会報告書「「桜を見る会」問題を徹底した国会審議で疑惑解明を求める意見書の採択を求める請願書」
- ・産業厚生常任委員会報告書「屋根が平らでストレートに雪が落ちる古い町営住宅に、玄関フードを設置してもらい、あるいは、既に玄関フードを設置した家庭に対しては、その費用を支払ってもらい陳情」
- ・議案提案説明書その3【議案第22号から議案第24号まで】
- ・議員提案第2号「当別町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について」

議員提案第 1 号

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書の提出について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

令和2年3月17日提出

提出者	当別町議会議員	山田 明
賛成者	〃	五十嵐 信子
〃	〃	高谷 茂
〃	〃	古谷 陽一
〃	〃	山崎 公司
〃	〃	鈴木 岩夫
〃	〃	西村 良伸

、当別町議会議長 後藤 正 洋 様

提案理由

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、昨年3月公表されたが40～64歳のひきこもりが全国で約61万人にのぼるという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

政府においては、これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるよう強く求める。

記

1 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書 (案)

別 紙

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、昨年3月公表されたが40～64歳のひきこもりが全国で約61万人にのぼるという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

政府としては、これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

そこで政府におかれては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
- 2 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保。さらには家族に対する相談や講習会などの取り組みを促進すること。
- 3 「8050問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することが出来る新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

北海道石狩郡当別町議会議長 後藤正洋

総務文教常任委員会報告書

本委員会に付託された請願について、令和2年3月4日、3月9日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記

「桜を見る会」問題を徹底した国会審議で疑惑解明を求める意見書の採択を求める請願書

本請願書は、「桜を見る会」問題を徹底した国会審議で疑惑解明を求める主旨であるが、この問題は、国会において十分審議が行われており、国会は、疑惑解明をする機能を有しているため、当別町議会として意見を出すものはないと考える。

よって、本件、不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

令和2年3月17日

当別町議会

議長 後藤正洋 様

総務文教常任委員会

委員長

古谷陽一 

産業厚生常任委員会報告書

本委員会に付託された陳情について、令和元年12月5日、令和2年2月17日、2月28日、3月5日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記

屋根が平らでストレートに雪が落ちる古い町営住宅に、玄関フードを設置してもらい、あるいは、既に玄関フードを設置した家庭に対しては、その費用を支払ってもらい陳情

本陳情書は、町営住宅の玄関フード設置と既設置者に対する費用を求める趣旨である。町は現在、町営住宅長寿命化計画により、老朽化によって将来的には用途廃止や建て替えの計画をしており、その中で玄関フードも含めた雪対策に十分配慮した施設整備に努め、今後の住環境の改善がなされるものと考えている。

また、個人で設置した玄関フードについては、当然、個人の所有物であるため、自己の費用をもって対応しなければならないものであると考える。

よって本件、不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

令和2年3月17日

当別町議会

議長 後藤正洋 様

産業厚生常任委員会

委員長

山崎 公司

議案第22号

只今、議題となりました 議案第22号「当別町部設置条例の一部を改正する条例制定」につきまして、提案の説明を申し上げます。令和2年4月1日からの組織再編に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。よろしく、ご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

議案第23号

只今、議題となりました 議案第23号「当別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定」につきまして、提案の説明を申し上げます。『行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律』の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。よろしく、ご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

議案第24号

只今、議題となりました 議案第24号「当別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定」につきまして、提案の説明を申し上げます。『成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律』の施行等に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。よろしく、ご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

議員提案第 2 号

当別町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について

当別町議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

令和2年3月17日提出

提出者 当別町議会議員

賛成者 ”

” ”

” ”

” ”

” ”

” ”

山田 明
五十嵐 信子
高谷 茂
古谷 陽一
山崎 公司
鈴木 岩夫
西村 良伸

当別町議会議長 後藤 正 洋 様

提案理由

当別町部設置条例の一部を改正する条例制定案提出に伴い、当別町議会委員会条例の一部を改正するものであります。

記

1 当別町議会委員会条例の一部を改正する条例

別 紙

当別町議会委員会条例の一部を改正する条例

当別町議会委員会条例(昭和62年当別町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務部、企画部」を「町長公室、総務部、企画部、事業推進部」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。